

九州共立大学経済学部紀要

第 115 号

2009 年 1 月

目 次

論 文

戦略的失敗の論理の探求

—「成功のパラドックス」の超克をめざして— …………… 石 坂 庸 祐…(1)

カントの真理論

—懐疑主義の克服— …………… 隈 元 泰 弘…(17)

ELT Materials for General English

Classes at Japanese Universities …………… ダニエル ドローキス…(35)

世界金融不安と金融機関の経営危機；日本の金融不安との比較…………… 伏 見 一 彰…(51)

タイにおけるアグロツーリズムに関する一考察

—チャンタブリ県の公的施設とチョンブリ県の民間施設を事例に—
…………… 細野 賢治・八島 雄士・トーヴォン ラッパイサン…(73)

漢字の便利さと落とし穴

—中国語学習における漢字の誤り— …………… 黄 冬 柏…(91)

重加算税の一考察 I …………… 弓 削 忠 史…(103)

戦略的失敗の論理の探求

——「成功のパラドックス」の超克をめざして——

石坂庸祐

1. はじめに

一般に、「失敗」という事態は人々にマイナスの影響や感情をもたらす‘忌避されるべきもの’であり、もちろん何事を成すにあたって「失敗すること」そのものを目的とすることは通常ありえない。ゆえに、われわれが何事かを学ぼうとするのは、ほとんどの場合、何らかの‘成功’を収めた事例であり、失敗事例に注意を向けることはきわめて少ない。しかしながら、失敗という事態について、その一般的特質・傾向を理解し、むしろ正面から向きあうことによって、それが個人や組織そして社会に対して多大な‘貢献’を生み出すことができるといわゆる「失敗学」の探求者たちは主張している (cf. 畑村、2005)。

我々は、こうした失敗学の‘基本理念’に基づき、かつてT.J. Peters とR.H. Watermanの『エクセレント・カンパニー』(1982)に始まる「長期にわたり卓越した業績を達成している超優良企業の特徴・共通点を探ろうとする」研究群としての「エクセレント・カンパニー論」の再検討を行っている (石坂、2006)¹。それは、エクセレント・カンパニー論の本質が、一般的に認識されている‘成功指南書’としてではなく、むしろ、いかに失敗を乗り越え、失敗に学び、また失敗を恐れずそのリスクを上手に取り込むかを暗示する‘失敗学の書’にとらえるべきものであるという主張を展開するものであった。

本稿は、こうした前著論文で提起した我々の見解を引き継ぐものであるとともに、そのさらなる展開を試みようとするものである。具体的には、エクセレント・カンパニーを典型とするいわゆる成功企業が常に直面する可能性がある「成功ゆえの失敗」、いわば「成功のパラドックス」の存在を前提とし、その有効な対処 (回避) 策としての意図的かつ積極的な失敗 (学習) の活用を提案し、その理念的ベースとなりうる「戦略的失敗の論理」を構想しようとするものである。言い換えれば、我々は、「成功のパラドックス」の回避を実現するためには不可避的に直面する失敗という事態に学び、活用することが必要かつ重要な条件であり、いわゆるエクセ

レント・カンパニーの長期にわたる成長や高業績といった結果は、むしろそうした失敗活用のメカニズムによって維持されてきたという仮説を持って本稿に臨む。

以下では、まず、対処すべき問題としての「成功のパラドックス」に言及し、さらに我々の問題意識（仮説）との関連を明らかにする（第2章）。続いて、パラドックスへの対処を検討する前段階として、「失敗に学ぶ」際に直面する可能性があり、また克服する必要のある困難性について言及する（第3章）。そして、先行するSim. B. Sitkin (1992) の見解を軸に「戦略的失敗の論理」を検討（第4章）し、最後に本稿の限界と残された課題を述べる。

2. 成功のパラドックス

(1) 成功のもたらす‘負債’

一般に成功という事態が、その当事者である企業にとっての意図せざる、時に強大な‘負の効果’をもたらすことは、これまでも数多くの論者によって指摘されてきた。例えば、Danny Miller (1990) は、ギリシャ神話に登場する‘イカロス’の伝説（空高く舞い上がるといふ希望を実現したものの、あまりに高く太陽に近づき過ぎたために人工の蠟で作った羽が溶けてしまい、エーゲ海に落ちて死んでしまった）をもとに、「成功それ自体が失敗の原因となる」ような状況、すなわち企業版「イカロス・パラドックス」について考察している。Millerによれば、その根底にはイカロスがとても上手に飛ぶことができたがゆえに、うぬぼれて大き過ぎる野心をもってしまったのと同様に、傑出した企業業績を挙げるために必要となるであろう「焦点を定めた、うまくいくことが立証済みの戦略、自信満々のリーダーシップ、活気あふれる企業文化」こそが、自信過剰や気の緩み、偏狭な文化、硬直した権力構造などを生む原因となる。

また近年では、Jagdish N. Sheth (2007) がかつて世界の一流企業の代表として『エクセレント・カンパニー』に取り上げられたような企業が突如経営難に陥ったり、場合によっては消滅してしまっている状況を調査し、その凋落の原因を探っている。その結論は、一般に想像するような競合企業との競争に敗れた結果といったようなものではなく、むしろ自ら環境に適応することを拒むような「成功した企業が名声を獲得していく過程で身につけてしまう、自滅的な習慣」（表1）にこそ破滅の原因があると主張している（Sheth, 2007：邦訳、2008：20.）。

表1 優良企業の自滅的習慣

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 現実否認症（スタート時の原点を忘れ、自らの偉大さを神話化しはじめる） ② 傲慢症（過去の優れたパフォーマンスによって「自分たちは外部の力に影響されない」思い込む） ③ 慢心症（過去の成功（規制による保護）や相応の企業規模、がもたらす根拠のない安心感や油断） ④ コア・コンピタンス依存症（成功を導いてきたコア・コンピタンスへの過度の依存による視野狭窄） ⑤ 競合近視眼症（「競合」をごく狭い範囲に限定し、目立たない「新たな挑戦者」の脅威を認識できない） ⑥ 拡大強迫観念症（市場や企業成長に関する右肩上がりりの幻想にとらわれ、非効率なコスト構造に陥る） ⑦ テリトリー欲求症（縦割りの機能別・地域別部門間での縄張り争い（部分最適>全体最適）） |
|--|

（出所）Sheth (2007) の各項目の記述をもとに筆者作成。

さらに、『名経営者がなぜ失敗するのか』（2003）の著者であるSydney Finkelstein（2003）は、世界的な成功企業、特にその経営者が犯した‘失敗’に関する研究の成果をふまえ、以下のよう述べている。

「私の調査チームが発見した答えのうちのいくつかは、多くの経営者が栄華の極みから突如凋落した事実そのものに負けず劣らず驚くべきものだった。実際、「夢の企業の特徴」と思われた様々な“長所”が、ビジネスにおいて悪夢の基盤だったことがわかった。多くのマネージャーが自分もあやかりたいとあこがれる経営者の資質、それを持ち合わせていないことに引け目を感じるような資質の多くが、ないほうがましであったことがわかった。多くの投資家が成功の指標として探し求める事柄が、失敗の印であったことがわかった。」（Finkelstein、2003；邦訳、2004：23）

これらの諸見解に共通しているのは、まさに過去そして現在の成功を導いた個別要因（コア・コンピタンス）、ひいては成功した‘自分自身’が未来を切り開く上での壁となる、いわば「敵は我にあり」といった言葉に象徴されるような状況への言及である。もちろん、企業活動の破滅を導く多くの原因は、無能力や傲慢・怠慢によるものであろう。また、成功したいという欲求を持つこと自体は決して非難されるべきものではなく、また成功それ自体は大いに評価されるべきものである。しかし、時に成功（への強い執着）そのものがしばしば失敗の先行要因になってしまう、いわば企業にとっての予期せぬ‘負債’をもたらす可能性について、われわれは十分に理解しておくべきであろう。

（2）エクセレント・カンパニー論の陥穽と‘実像’

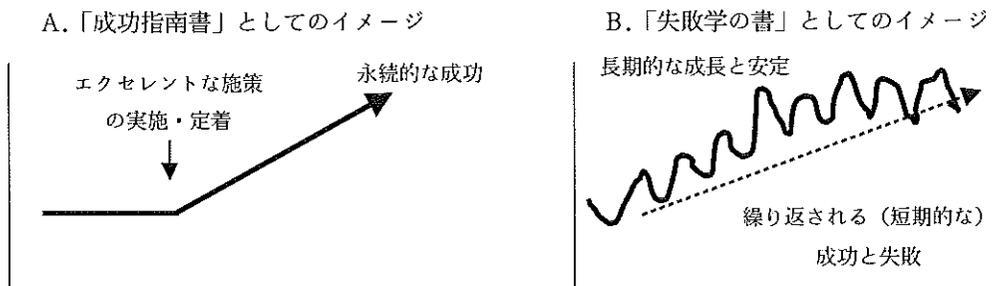
前節で指摘したように「成功のパラドックス」については多くの論者が論じており、またその典型と思われるような優良企業の凋落の事例も少なくない。しかしながら、一方でそうした‘パラドックス’を想定しない、その存在を否定してむしろ逆行するかのうようなタイプの研究も存在する。それは、T.J. Peters と R. H. Waterman 『エクセレント・カンパニー』（1982）に始まる「長期にわたり卓越した業績を達成している超優良企業を様々な業績指標を基準に抽出し、その高業績の原因、ならびに共通点を探ろうとする」研究群である。ここでは、一括してそれらを「エクセレント・カンパニー論」と呼んでおこう。それは、超優良企業の研究によって抽出された成功の原因（特性）を記述し、それ以外の企業が（成功したいのであれば）取り入れるべき特徴・施策の整理されたリストを提示してくれる。そして、きわめて客観的な装いをもって選び出された‘真’の超優良企業という安心感と、時に非常識的ともいえる興味深い特徴・施策を含む提言によって注目を浴び、また後続の同種の研究を生んでいったのである。

しかしながら、特に近年、こうした「エクセレント・カンパニー論」については様々な問題

点が指摘されており、その評価は決して高いようには思われない。まず、そもそも客観的で厳しい基準を潜り抜けて「超優良企業」として抽出されたにもかかわらず、数年もたないうちに凋落してしまった企業が少なからず出ているという現実がある。それは、一定期間の安定や成功を継続する企業事例の存在を認めるとしても、同論の提案が決して永続的な成功を約束するものではなく、あくまで「賞味期限付き」の理論であることを示唆しているといえるだろう。また、そもそも超優良企業の抽出基準には厳密な意味での統一性はなく、途中で脱落する企業の存在は、その「客観的な装い」にも疑問を投げかけるものであった²。

このように、その価値が全否定されているわけではないにしても、一連の「エクセレント・カンパニー論」の「成功指南書」としての評価は少なくとも「揺らいでいる」ように見える。しかしながら、我々は石坂（2006）において「エクセレント・カンパニー論」の再検討をもとに、その直接的な批判ではなく別角度からの「異なる解釈」が可能であるとする論点を示した。それは、読めば必ず成功を手にできる「成功指南書」としてではなく、いかに失敗を乗り越え、失敗に学び、また失敗を恐れずそのリスクを上手に取り込むかを暗示する「失敗学の書」としてとらえるものであった。そして、このような「読み替え」の根拠には、エクセレント・カンパニー論には超優良企業の挫折や失敗（特に設立当初）の事例が予想外に多く含まれているという「発見」がある³。それは、失敗そのものが直接的に成功の原因であると主張することは暴論であるとしても、少なくとも当該企業の本質的特徴や突出した高業績を語る上で、重要な役割を果たす、欠かせない逸話であることを暗示しているように思われる。また、そのような視点で見れば、成功を導く個別の特徴や施策の提案は、むしろ長期的な企業存続において必ず直面する挫折や失敗にいかに対処するか、すなわち、大きすぎる損失を避け、しかしそれを機会に学び、新たな挑戦のきっかけを見出すための教訓と見ることができるのである。

図1：エクセレント・カンパニー論のイメージ



（出所）筆者作成。

すなわち、「エクセレント・カンパニー論」は、永続的な成功を必ず収めることができる秘訣を教えてはくれないかもしれないが、そこには、繰り返しておとずれる挫折や危機（の可能性）を潜り抜けて長期的な企業存続（成長と安定）をはかる上での「有用な助言」が散りばめられて

いると考えられる。これが、我々の考えたエクセレント・カンパニー論の‘実像’である。

そして、超優良企業がおそらく必ず直面するであろう挫折や危機であり、また問題の根源が自分自身にあることによってとりわけ難しい対処を迫られるのが、まさに「成功のパラドックス」と呼びうるような事態であろう。我々は、エクセレント・カンパニー論の実像から示唆を得た失敗への注目、さらには失敗（の可能性）を意図的に組み込んだマネジメントのあり方、いわば‘戦略的失敗の論理’を構想することによって「成功のパラドックス」に対する有用な提案が導き出せると考えている¹⁾。そして何より、(企業)組織の適応能力が変化対応における万能薬ではないことを認めるならば、失敗とは単に排除すべきものというより、むしろ正面から向き合うだけの価値を持った企業進化のための‘創造’に対する避けがたい‘必要悪’といえるのではないだろうか。

しかし、一般に「失敗」という事態は、人々にマイナスの影響や感情をもたらす‘忌避されるべきもの’であり、もちろん何事を成すにあたって「失敗すること」そのものを目的とすることは通常ありえない。ゆえに戦略的失敗の論理について構想し、それを実現することは決して容易なことではないだろう。次章では、論理追究の前段階として、まずは乗り越えなければならぬ壁、すなわち失敗を直視し、それに学ぶことの難しさについて考察・検討しておきたい。

3. ‘失敗’から学ぶことはなぜ難しいのか？

(1) 失敗情報の諸特性

失敗は、その多くが我々の怠惰・怠慢、また自信過剰によって引き起こされるものであろう。しかし、それは我々が世界の複雑性や不確実性を完全にはコントロールすることのできないがために不可避に生じうるものでもある。ゆえに、失敗という‘学習の種(対象)’は日々いたるところで生み出され続けていることは間違いない。とはいえ、日常的には肯定されることのない失敗という存在が今日、例えば「失敗学」としてクローズアップされているのは、逆説的にそれだけ失敗が注目されることも、活用されることも少なかったことを意味している。そして、わが国「失敗学」の中核的論者である畑村(2005)は、失敗への注目や学習に対する障害をもたらす失敗情報のいくつかの性質について整理している(表2)。

こうした失敗情報の持つ諸特性は、われわれの失敗に対する恐れが強ければ強いほど、その性質をより強固なものとし、その効果を発揮するはずである。また、それは単に「失敗への恐れ」にとどまらず、さきに成功のパラドクスとして指摘したように一度成し遂げられた「成功への執着」もその源泉となりうる。すなわち、華々しい成功を否定するような失敗情報は、多くの場合無視されるか、組織階層・部門間のどこかで遮断される可能性が高い。ゆえに、一見失敗とは無縁に見える成功者(成功企業)こそ、むしろ失敗の諸特性(呪縛)から逃れることは難しいと考えられる。

表2：失敗情報の諸特性

- ・失敗情報は、伝わりにくく、時間が経つと減衰する
- ・失敗情報は隠れたがる
- ・失敗情報は単純化したがる（失敗の経過や原因は極めて単純な形でしか伝わらない）
- ・失敗原因は変りたがる（関わる人たちの利害による失敗の（意図的な）歪曲化）
- ・失敗は神話化しやすい（物語性は偏った見方を強化し、客観的な判断を阻害する）
- ・失敗情報はローカル化しやすい（失敗は、他の場所へは容易には伝わらない）

（出所）畑村、2005年：93-107. の記述に基づき筆者作成。

そして、これらの失敗情報の諸性質は、明らかに失敗そのものの発見やそれに関わる情報の詳細な内容（原因・経過）の正確な伝達を妨げ、またその共有（普及）を阻害し、その活用（学習と回復）をより困難なものとする。ゆえに、組織の健全な運営を考えれば、こうした失敗情報の諸特性はぜひとも乗り越えられるべき、あるいは改善すべきものであることは間違いない。しかしながら、それはある程度、‘人間の本性’に関わる（誰もが自分の失敗をできることなら隠したい）ものであり、さらに本源的に利益の獲得を目的とした企業組織において縦横無尽に張り巡らされた「利害関係の網の目」の中で下される評価（及び責任追及）を前に失敗を堂々と語ることは決して容易なことではない。

ゆえに、失敗情報の遮断という現象は、1人一人の個人や特定の部門レベルを対象として、「失敗を明らかにせよ」と呼びかけるような形では決して解消することのできる問題ではない。それは、失敗に対して寛容な「風土づくり」や「評価システムの構築」など、おそらく組織全体を対象とした対策を必要とするはずである。例えば畑村（2005）は、トヨタやホンダなどの例をあげながら「責任追及より原因究明を重んじ、優先する組織風土」の意義を説くとともに、アメリカの司法取引制度を模した、見えない潜在的な失敗をいやでも顕在化させる「経済的メカニズムの導入」の有効性を指摘している（畑村、2005:201）。すなわち、「犯罪、すなわち失敗の渦中にある当事者に免責の保証を与え、これと引き換えに真相を語らせるシステム」としての司法取引においては、「責任追及を逃れることができた当事者は、自分の発言のリスクを心配せず、自由に失敗について語ること」が可能となる。仮に企業組織内部においても同様に失敗を語ることが当事者にとって得になる（語らないことが損になる）ようなシステムを導入することができれば、おそらく十分な（失敗）情報が得られることによって、原因の解明がより容易なものとなるだろう（畑村、2005：218-219）。

とはいえ、こうした失敗に寛容な風土形成という対策についても、その重要性は明らかでありながらも、本来的に「風土」や「文化」の定着はそれなりの時間を有するものであり、一朝一夕にできあがるものではない。そして、これらの方法が常に‘組織ぐるみ’でなければ機能せず、そうであるがゆえに、組織内外の利害関係者に対して大きな‘責任’を負い、失敗に対

しては一番に責任追及の対象となるであろう経営トップ、またそれは一旦否定されるべき過去の成功の立役者であるかもしれない人々の意志と行動にその最終的な成否が依存することは、決してその実現が容易なものではないことをより鮮明に示していると言えよう⁵。

(2) 複雑系としての企業組織

失敗から十分な学習を行い、その成果を活用することが難しい理由は、現実には生じた失敗情報の取り扱いに関わる問題だけでなく、ときに失敗が諸要因の複雑かつ重層的な絡み合いによって生じた結果であるために、その原因を限られた人や場所において特定することが困難なケースがしばしば生起するという事実をも考慮すべきであろう⁶。例えば Finkelstein (2003) は、成功企業(の名経営者)が陥った失敗事例の分析をもとに、以下のように述べている。すなわち、

「世間でこれまでささやかれてきた“失敗のセオリー”だけでは、失敗事例の説明はつかない。彼らは知性を欠いていたために失敗したとは思えないし、問題の発生を知りつつ対応しない道を選んだのだから、不測の事態によって失敗したわけでもない。また経営陣にやる気がなかったわけでもないし、リーダーシップ不足だったわけでも、不誠実だったわけでも、業務遂行能力に欠けていたわけでも、経営資源が乏しかったわけでもない。失敗にいたる本当の理由は、ずっと複雑で興味深いものなのだ。」(Finkelstein、2003；邦訳、2004：217)。

こうした Finkelstein (2003) の指摘は、現代企業組織がいわゆる「複雑系」としての性格をより強めている姿を示唆しているように思われる。現実には、消費の多様化、技術の高度化、国際化、情報化、競争の激化等々、現代の企業組織に課せられた複雑化要因は枚挙にいとまがないほどであり、さらにそれらの要因(の変化)に対する素早い反応スピードが求められていることは疑いようのない事実であろう。それは、当然企業内部における対応を複雑なものにしていることは間違いない。

そして、例えば経営コンサルタントの田坂(1998)は、こうした複雑系としての企業組織が陥る可能性がある失敗状況(システムの機能不全)を「全体が病んでいる」状態と形容し、我々が無意識に染まっている「問題分析」→「原因究明」→「原因除去」→「問題解決」といった直線的思考(西洋的治療の発想)では解決できないと主張している。すなわち、いわゆる複雑系における問題は、ある種の循環構造を形成しているため、たとえ問題発生の発端となった要因(経営者の下した特定時点における意思決定や特定部門・組織構成員の問題行動等)を特定できるケースでさえ、すでに組織の各領域に影響を与えることによって「転移」している可能性が高い。ゆえに、このような状況において「特効薬」は存在しない。にもかかわらず、我々は、無意識的に上記の直線的思考を進めることによって、「責任転嫁ゲーム」や「犯人探し」を生み出してしまう(田坂、1998：48-58.)⁷。そして、それは貴重な失敗からの学習の機会をも

とより、失敗の有効な解決策の発見すら遠ざけてしまうのである。

さらに、いわゆる「資源・能力ベースの戦略論」等の視点から見れば、企業の複雑な構造やビジネスモデルは、成功をもたらす、あるいはもたらした競合他社の模倣を困難なものとする差別化の要因、ひいては持続的な競争優位の源泉とみなすことが可能である (cf Barney、1996)。ゆえに、現代企業一般はもとより、成功企業の経営システムは、(当該企業自身にとっても) 予想以上にその複雑系としての性格を強化しているといえるかもしれない。仮に、そうした成功企業が環境不適合等々の理由によって「システムの機能不全」を起こした際には、失敗原因とその対応策はより発見しにくいものとなる可能性がある。

しかしながら、成功企業が形成するシステムは、単に複雑であるということ以上の問題となりうる要素を含んでいるといえるかもしれない。例えば、Michael E. Raynor (2006) の指摘する以下の「不可解な事実」は、その点できわめて興味深いものである。すなわち、

「ここに、ある不可解な事実がある。最も成功している企業は、辛うじて生き残った企業よりも、屈辱的な倒産企業の方が共通点が多い。それどころか、好業績の決定要因として認識されている企業特性そのものが、全面的な失敗をもたらす要因でもあるのだ。そのため、少なくとも企業のふるまいという点から言えば、成功の反対は失敗ではなく、凡庸ということになる。」(Raynor、2006：／邦訳、2008：2)

上記のRaynor (2006) の指摘は、実は「成功する見込みの最も高い戦略は、失敗する見込みも最も高い」ことを意味しており、結果としての成功と失敗を分かちつのは、ちょっとしたタイミングのズレや運不運といったレベルの問題かもしれないことを示唆している (Raynor、2006：／邦訳、2008：78)³。このようなRaynor (2006) の見解は、「本来ありえない」はずのエクセレント・カンパニーの挫折を説明する一つの論点となりうる。すなわち、そもそも相応の‘失敗のリスク’を含んだ独自性の高い突出した戦略を打ち出し、実行できなければ、成功すること自体が難しいと言える。しかしながら、一方でRaynor (2006) の指摘は、そうした思い切った戦略、並びにその実行を担うべく構築される(複雑かつ高度な)経営システムも、少なくとも我々が通常考える以上に案外脆いものかもしれないことを暗示しているのである。

4. 如何に失敗すべきか

(1) 戦略的失敗の条件 - Sitkin (1992) の提案 -

我々の論点は、端的にいえば「成功のパラドックス」の回避を実現するためには、少なくとも長期的な企業活動(の成長および安定)を前提とすれば不可避免的に直面する失敗という事態に学び、それを活用することが必要かつ重要な条件であり、いわゆるエクセレント・カンパニーの長期にわたる成長や高業績といった結果は、むしろそうした失敗活用のメカニズムに

よって維持されてきたというものであった。しかしながら、一方で失敗は本来、忌み嫌われ、避けるべき事態であるとともに、すでに指摘したように、その認知および学習によって何らかの価値を引き出すためには、いくつもの困難を乗り越える必要がある。では、そうした検討を踏まえた上で、我々は、失敗（の可能性）を‘意図的’に活用するためにどのような発想をもって、また現実にはどのような策をとるべきなのだろうか。

本稿では、すでに先行して「戦略的失敗の論理」の包括的な提案を行っているSitkin (1992)の見解を見ておきたい。Sitkin (1992)は、まず成功は以下の四つの‘負債’を生むことがあると指摘している。すなわち、自己満足 (complacency)、限定された探索と低レベルの注意、リスク嫌悪 (risk-aversion)、行過ぎた同質性・均質性 (homogeneity) である (Sitkin、1992: 234)。しかしながら、Sitkin (1992) 曰く、おそらく修正を余儀なくされるはずのこれらの問題点に対する変革アプローチにおいて、たいていの場合、成功そのものは既存のルーティンや政策を変える刺激をほとんどもたらさない。むしろ、明らかに本来意図した「成功」や「理想像」からの逸脱を意味する失敗こそが、何らかの変化が必要かもしれないことを警告する有効な刺激をもたらすことができると主張する (Sitkin、1992: 234-240)。

しかしながら、すべての失敗が、変化シグナルとして機能し、さらに失敗からの学習を促進するわけではない（もちろん、不注意や基本的知識の不足等によるきわめて単純なミスは除外されなければならない）。Sitkin (1992) は、効果的な学習を導く「インテリジェントな失敗」に関して、以下の5つの特性を挙げている (表3)。

表3：インテリジェントな失敗の特性

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 熟慮した計画的行動の結果であること② 予期せぬ結果であること (結果が決定論的なものであれば、新たな情報は何ももたらさない)③ 規模が適性であること (注意を引き寄せるのに十分な大きさとネガティブな反応を回避できるほど十分な小ささのデリケートなバランスが重要)④ 意欲的な素早い反応 (素早いフィードバック、行動-失敗-行動のサイクル。学習には情報が必要)⑤ 効果的な学習を許す十分に慣れたドメイン内で生じていること (しかし、組織の築き上げてきたコアに挑戦するものであるとき、組織は学習を拒むかもしれない)。 |
|---|

(出所) Sitkin (1992) 243-246. の記述に基づき、筆者作成。

さらにSitkin (1992) は、「インテリジェントな失敗」を生起させ、効果的な学習を行なうために、① (結果よりも) プロセスへの焦点化、②インテリジェントな失敗の正当化 (リーダーによる失敗の重要性の強調、キャリアと報酬に対するポジティブな効果に関する証拠の提示、そして、上記2点の文書化)、③組織の文化・デザインを通じたインテリジェントな失敗への個人のコミットメントの促進とその持続、④個人の失敗よりも失敗のマネジメント・システムの強調(システムを整備する努力を怠れば、個人は失敗を忌避するだけである) から成る ‘組織ぐ

るみ’の「システマティックなアプローチ」の必要性・重要性を強調する (Sitkin, 1992:246-256.)。

以上に掲げられた「失敗の条件」、またそれを前提とした‘組織的’対応 (システマティック・アプローチ) は、それぞれ重要な意義を持つとともに、統合的な処方箋と言えるだろう。しかしながら、成功のパラドックスの回避という意味では、失敗特性における②「予期せぬ失敗」であること、及び組織的対応における③「インテリジェントな失敗への個人のコミットメントの促進と持続」こそ、最も注目すべきものであると考えられる⁹。なぜなら、我々が既存の枠組みから逸脱した未知の領域へと足を踏み出そうとするときは、常に失敗に直面する可能性がある。しかしながら、適度なレベルの失敗は、むしろリスク好意的な態度を促進し、弾力性を増す実験を促すという利益によって、少なくとも成功の‘負債’を補完する「解毒剤」ともなりうるかもしれない。すなわち、失敗の生起を前提とした「リスク好意的な態度」は探索プロセスを刺激し、実験的行為を引き寄せる。それは、あくまで適度なものであるという条件付とはいえ、結果として、イノベーションを促進するとともに、組織の反応レパートリーにおける多様性増大の基礎となりうるのである (Sitkin, 1992:234-240)。

(2) 失敗学習のパラドックス

我々は、(実は短期的な、数多くの失敗を犯しながらも) 長期にわたって成長と好業績を維持してきた、いわゆるエクセレント・カンパニーと呼ばれる企業では、何らかの形でSitkin (1992) の提案する「戦略的失敗の論理」が多かれ少なかれ、メカニズムとして作動している (凋落した企業の場合には、「作動してきた」) と考えている。しかしながら、すでに論じた「複雑系としての企業組織」の姿とそれがもたらす問題の性質を前提とするとき、Sitkinの「論理」は、さらなる論点をもって補完される必要があるように思われる。すなわち、複雑系としての特性は、「論理」(及び、それに基づく諸施策) の遂行を妨げるような圧力として機能する可能性が高いからである。そして、そのような問題性を生ぜしめる原因は、我々の失敗からの学習によって得ることができる知識が、広く共有可能な形式的情報というより、むしろきわめて個人的な直接的経験、あるいは試行錯誤の結果として得られる「暗黙知」的性格を強く帯びていることにある。逆に言えば、いわゆる暗黙知は、一定期間の試行錯誤のプロセスを経てこそ体得されるものであり、おそらく (適度な) 失敗からの学習はそうしたタイプの‘知の習得プロセス’においてこそ重要な意味と存在価値を持っているのである¹⁰。

しかし、複雑系としての企業は、単に失敗 (の原因) の認知を困難なものとすると同時に、そこからの学習を阻害するような問題をも生んでいる可能性がある。それは、企業組織が複雑な要素や機能の緻密な連携によって成立する限りにおいて、全体の機能不全につながりかねない失敗という事態は可能な限り忌避され、排除される傾向を持つことによる¹¹。この点で、例えば福島 (2001) は、現代 (企業) 組織の動向と我々の知識とその進化の土台といえる‘暗黙知’

形成の問題を扱う中で、以下のように述べている。

「現場における失敗の忌避という問題は、まさに現場でどうやって暗黙知が学習できるのかという点について、一つのパラドキシカルな問いを提出することになる。つまり現場の構造が複雑さをまし、失敗の可能性が制約されるにつれ、われわれの暗黙知の形成そのものが制限されるをえないという点である」(福島、2001:102)。

ここで福島(2001)は、「失敗のコストそのものが学習を阻害する」、あるいは、「失敗のコスト」が実は「暗黙知の学習のためのコスト」とほぼ同義の意味合いを持ちうることを指摘しているのである(福島、2001:101)。そして、現代企業における「失敗のコスト」を可能な限り回避しようとする傾向は、現代企業が形成する複雑な要素・機能間の連携による失敗の影響拡大、さらには業界の競争圧力による強い効率化要請によって、より強化される傾向にある。ゆえに、複雑系としての企業の性格は、失敗のコストを発生させるリスクを伴うトライ&エラーの機会とその遂行を阻害する傾向を持つ。

しかしながら、こうしたトライ&エラーに基づく学習機会そのものを失うことは、長期的にきわめて大きな「負債」をもたらす可能性がある。例えば、三品(2004)は、日本企業の利益率における長期低落傾向に言及し、戦略の機能不全状態に陥ってきたと指摘している。そして、三品は「戦略不全」の原因として、日本に有能な経営者が少なくなったことを挙げ、さらに人材育成のシステムとして、創業期を経て成熟期にはいった時点で創業者が引退したのち「管理職」を経験した人材が経営の重責を担ってきたことに問題性を見出している。すなわち、そこには創業期に典型的に見られるようなトライ&エラーの積み重ねを経験しない経営者の姿が浮かび上がってくるのである。

また、失敗学を推進してきた畑村も技術面での成熟期を迎えた日本企業で頻発した近年の事故やトラブルの原因について言及する中で、同様の指摘をおこなっている。すなわち、

「ひるがえって、昨今のリーダー事情はどうでしょうか。高度経済成長期やその後のバブル期に大発展を遂げた日本企業の多くは、まさにいま技術の成熟期の真っ只中にあります。萌芽期の苦勞を知る者は少なくなり、発展期や成熟期から組織に入り、うまくいく方法を見ながら組織の成熟を見てきた人たちが組織の中心として活躍しています。そんな人たちが、どこの組織でもリーダーになっているのが今の時代です。そして、ここに失敗を誘発する構造的な欠陥を見ることができるのです。ある組織の持つ全体システムを把握しているのは、萌芽期の一番はじめの全体像を知る人のみで、このベースがあるからこそ途中で部分改良されても、全体としてどうなのかがわかって様々な問題にも対応できます。ところが、後に入ってきた人は、全体像を伝える教育システムでもない限り、自分が担当したパートの知識しか得られず、全体の動

きを見ることなどできないからです。」(畑村、2005：258)

こうした三品(2004)並びに畑村(2005)の指摘は、一種の現代日本企業の「リーダー(経営者)論」とも見えるが、同時にそこでは利益率の長期低落傾向あるいは頻発する事故やトラブルに対して有効な策を講じられない「失敗学習に失敗する」個人や組織の姿に言及していると言っている。そして、さらにそこには試行錯誤的なプロセスに内在する失敗学習を成功裡に遂行する上で、決して「特効薬」が存在するわけではなく、そのカギとなるのがむしろ先行して行なわれる失敗経験を含んだトライ&エラーのプロセス(が生む暗黙知)に他ならないという、いわば「失敗学習のパラドックス」の存在を暗示しているのである。ゆえに、戦略的失敗の論理には、こうした長期の時間経過を経て問題が表面化する「失敗学習のパラドックス」に対する備え、すなわち、単に失敗を許容するのみならず、特に有能な人材形成という意味で、意図的な失敗(学習)の機会の認識と適切な設定という実際にはかなり困難な課題が組み込まなければならないと言えるだろう。

5. 結論にかえて — 残された課題 —

本稿において、我々は「成功のパラドックス」の回避を実現するためには不可避的に直面する失敗という事態に学び、活用することが必要かつ重要な条件であり、いわゆるエクセレント・カンパニーの長期にわたる成長や高業績といった結果は、むしろそうした失敗活用のメカニズムによって維持されてきたという仮説を持って出発した。そして、失敗の認知および学習に関する困難性の確認を経て、先行するSitkin(1992)の「戦略的失敗の論理」について検討した。それは、「適度な失敗」を意識的に経営に組み込み、その学習成果を組織ぐるみのシステムティックなアプローチによって回収すること、さらに、ある程度の「失敗の許容」そのものが、イノベティブな実験的行為を誘発する、いわば「組織の(再)活性化、ひいては成功のパラドックスがもたらしうる‘負債’の解毒剤となりうる可能性をもっているという一定の結論にたどり着いた。しかしながら、こうした我々の提示した結論はあくまで‘理念的’なものであり、決して即実践に結びつくような提案を為しているわけではない。また、それは同時に本稿が、我々の当初の仮説に対して事例等をもって検証するといった性格のものではなく、仮説そのもののさらなる展開を図ると共に、それに伴って新たに生じた課題を示したに過ぎないことを示している。

特に、最後に指摘した複雑系としての現代企業組織が直面する問題、とりわけ「失敗学習のパラドックス」については、それが「戦略的失敗の論理」を現実的に遂行する上で、克服しなければならない重要な課題であるにもかかわらず、あくまで補完的な論点として、その存在を指摘したにとどまっている。それは、三品(2004)や畑村(2005)の指摘からも明らかのように、きわめて長期的な行為の蓄積の上に表面化する問題であり、それこそ、即効性のある「特効薬」

のような策を提示することが決して容易な作業ではないことを一因としている。そしてさらに、たとえトライ&エラーの豊富な機会を介した失敗経験とそれによって得られる知識が、特に長期的な意味でのプラス効果をもたらしようとしても、あまりにランダムな試行錯誤の実践は、過大な失敗のコストと許容しがたい組織的無秩序を生起させる可能性を持っている。ゆえに、戦略的失敗の論理は、失敗を恐れない‘リスク好意的な態度’と共に容易には揺らぐごとのない「制御の論理」をも併せ持たなければならないはずである。

これらの残された課題については、日々積み重ねられていく企業実践（企業の成功と失敗）に対するさらなる観察と考究をもって他日を期したい。

（主要参考文献）

- Barker III, Vincent L., Traps in Diagnosing Organization Failure, *Journal of Business Strategy*, Vol. 26 No. 2, 2005. (44-50.)
- Barney, J. B., *Gaining and Sustaining Competitive Advantage*, Addison-Wesley, 1996.
- Collins, Jim and Jerry I. Porras, *Built to Last: Successful Habits of Visionary Company*, Harper Business Essentials, New York, 2002 (初版, 1994). (山岡洋一 訳『ビジョナリーカンパニー』日経BP出版センター、1995年。)
- Collins, Jim, *Good to Great: why some companies make the leap ... and others don't*, Harper Business, New York, 2001. (山岡洋一 訳『ビジョナリーカンパニー②飛躍の法則』日経BP出版センター、2001年。)
- Denerell, Jerker, Vicarious Learning, Undersampling of Failures, and the Myths of Management, *Organization Science*, Vol. 14 No. 3, 2003. (227-243.)
- Dorner, Dietrich, *The Logic of Failure: Why Things Go Wrong and What We Can Do to Make Them Right*, Henry Holt and Company, New York, 1996. (近藤駿介 監訳『人はなぜ失敗するのか』ミオン出版、1999年。)
- Farson, Richard and Ralph Keyes, The Failure-Tolerant Leader, *Harvard Business Review*, August, 2002. (64-71.) (沢崎冬日 訳「失敗に寛容な組織をつくる：エンゲージメント・リーダーの責任」ダイヤモンド・ハーバード・ビジネス、December、2003年。(48-59。))
- Finkelstein, Sydney, *Why Smart Executives Fail: and What You Can Learn from Their Mistakes*, Portfolio, 2003. (橋口寛 監訳/酒井泰介 訳『名経営者が、なぜ失敗するのか』日経BP社、2004年。)
- 出口弘「組織の失敗と評価のランドスケープ学習」『組織科学』Vol. 38 No. 2, 2004年。(29-39。)
- 福島真人『暗黙知の解剖：認知と社会のインターフェース』金子書房、2001年。
- 石坂庸祐「エクセレント・カンパニー論の本質：失敗は成功のもと」経済学部紀要、104号、2006年。(13-24。)
- 畑山洋太郎『失敗学のすすめ』講談社文庫、2005年。
- Kirby, Julia, Toward a Theory of High Performance, *Harvard Business Review*, July-August, 2005. (30-39.) (和田恵子 訳「『高業績理論』の過去と未来：『エクセレント・カンパニー』以後の変遷」『ダイヤモンド・ハーバード・ビジネス・レビュー』December, 2005年。(126-137。))
- Leonard, Dorothy and Walter Swap, *Deep Smarts: How to Cultivate and Transfer Enduring Business Wisdom*, Harvard Business School Press, Boston, MA, 2005. (池村千秋 訳「『経験知』を伝える技術」ランダムハウス講談社、2005年。)
- Peters T.J. and R.H. Waterman, *In Search of Excellence: Lessons from America's best-run companies*,

- Harper & Row, New York, 1982. (大前研一訳『エクセレント・カンパニー』講談社、1983年。)
- Polaney, Michael, *The Tacit Dimension*, Routledge & Kegan Paul, 1966. (高橋勇夫訳『暗黙知の次元』ちくま学芸文庫、2003年。)
- Raynor, Michael E., *The Strategy Paradox: Why Committing to Success Leads to Failure [and What to Do about It]*, The Doubleday Broadway Publishing Grope, New York, 2007. (櫻井祐子訳 松下芳生・高橋淳一監修『戦略のパラドックス』翔泳社、2008年。)
- Rosenzweig, Philip, *The Halo Effect*, Simon & Schusters, Inc., Free Press, 2007. (桃井緑美子訳『なぜビジネス書は間違うのか—ハロー効果という妄想—』日経BP社、2008年。)
- Sheth, Jagdish N., *The Self-Destructive Habits of Good Companies ... and How to Break Them*, Wharton School Publishing, 2007. (スカイライト・コンサルティング訳『自滅す企業：エクセレントカンパニーを蝕む7つの習慣病』英治出版、2008年。)
- 新原浩朗『日本の優秀企業研究：企業経営の原点—6つの条件』日本経済新聞社、2004年。
- Sitkin, Sim B., Learning through Failire: The Strategy of Small Losses, (in) *Research in Organizational Behavior*, Vol. 14, JAI Press, 1992. (231-266.)

注

- 1 詳しくは、石坂(2006)を参照。また、石坂(2006)では「エクセレント・カンパニー論」を構成するものとして、特にPeters & Waterman (1982)、Collins & Porras (1994、2001)、及び新原(2004)の3者を検討対象としている。
- 2 おそらく、こうした点で最も辛らつな批判を展開したPhilip Rosenzweig (2007)は、「エクセレント・カンパニー論」が、心理学上の概念である「ハロー効果」の罠に陥っていると主張している(Rosenzweig、2007：[邦訳2008] 91-93)。「ハロー効果」とは、「認知的不協和を解消するために、一貫したイメージをつくりあげて維持しようとする心理的傾向」であり、また、「具体的な評価が難しい事象について、それがどんなものなのか、だいたいのイメージをつかむために用いられる経験則」でもある(Rosenzweig、2007：[邦訳2008] 91-93)。すなわち、我々は企業の成功であれ、失敗であれ、本来それをもたらした原因が様々な要素の複雑な影響関係をもって形成されたものであるにもかかわらず、実際にはその一部(高業績)の特性のみに注目して、他の要素についてもすべて「素晴らしい」とイメージしてしまう「過度な単純化」の罠にはまっている可能性がある。ゆえに「エクセレント・カンパニー」に類する著作が提示する「永続する成功」を手にした諸要因、例えば「卓越したリーダーシップ」や「独特の企業文化」、「徹底した顧客志向」などの成功の源泉は、結果としての高業績から引き出された、まさにハロー効果を介した「後づけ」によって抽出された成功要因であるにすぎない。そして実際、これらの成功要因は当該企業の経営状況が悪化し始めるやいなや、一転して「悪夢の特徴」として攻撃される対象となっている由、主張している。
- 3 詳しくは、石坂(2006)を参照。ただし、ここでは中でも象徴的と思われる例のみ挙げておく。例えば、Collins and Porras (1994)では、超優良企業と次善の企業との比較によって語られているが、その全歴史過程の分析から超優良企業がその初期時点より成功している事例はむしろ極めて少なく、その多く(3M、ボーイング、ウォルト・ディズニー等)が事業上の小さからぬ失敗を経験していることを指摘し、「企業として早い時期に成功することと、ビジョナリー・カンパニーとして成功することは、逆相関」の関係にあると主張している(Collins and Porras、1994：44-46)。
- 4 例えば、『名経営者がなぜ失敗するのか』の著者であるFinkelstein (2003)は、自身の研究についての

- 以下のような述べを提示している。すなわち、「間違いや失敗から生まれる疑問や謎を解くには、特別な調査プログラムが必要だった。かつてのトム・ピータースの『エクセレント・カンパニー』やそれに続く研究を生んだ調査はきわめて重要なものだったが、それらの調査は「失敗の研究」、いや、より正確には「失敗の原因の研究」によって補完されなければならなかった」(Finkelstein, 2003; [邦訳] 2004:33)。
- 5 さらに、組織に関与する多様な利害関係者の評価基準は必ずしも常に一致しているとは限らない。企業組織はまず何よりも市場によって評価されるはずであるが、現実には様々なステークホルダーによる外部的な評価や制度的な評価によって、その戦略的意思決定基準は変化せざるを得ない(出口, 2004:30)。そして、この利害関係者ごとに異なる評価が存在することが組織にとっては大きな問題となりうるのであり、このコーディネーションに失敗すると、組織全体の効率著しく低下する可能性がある(出口, 2004:32)。
- 6 例えば Vincent L. Barker III (2005) は、企業組織の低迷の原因ないし問題のメカニズムを把握しようとするトップの立場を想定し、彼らの試みは、二つの理由によって困難なものになっている。すなわち、一つは、低迷がしばしば同時的に発生する組織内外の複合的な要因によって生じていること、そして第二に今日のトップが、企業低迷の源泉についての潜在的なデータやシグナルに圧倒されていることによる(Barker III, 2005:44)。
- 7 田坂(1998)は、西洋的治療の発想である「問題分析」→「原因究明」→「原因除去」→「問題解決」といった直線的思考の限界を指摘した上で、それに変わる対応として「全体を同時に癒す」という発想、すなわち、全体観察→「構造理解」→「要所加療」→「全体治療」という循環的思考に基づく「東洋的治療」の発想を提案している(田坂, 1998:48-58.)。
- 8 彼は、そうした状況を「戦略のパラドックス」と名づけている(Raynor, 2006 / 邦訳, 2008:78)
- 9 特に、Sitkin (1992) の掲げる「条件」の一つとしての「予期せぬ失敗」、すなわち、実践家にとって「未知の経験」をもたらす失敗こそが後の創造の糧となりうる貴重な失敗(経験)であるという点は、失敗の効用に注目する多くの論者が指摘している点である。例えば、畑村(2005)は、以下のように述べている。「よい失敗」は、未知への遭遇の中に含まれるもので、細心の注意を払って対処しようにも防ぎようのない失敗を指します。それは損害をもたらすとしても、起こってしまった失敗から人々が学び、その経験を生かすことで「未知」なる知識の発掘に成功したからです(畑村, 2005:66)。
- 10 失敗からの学習が暗黙的で個人的な知識の習得に強くかかわっていることは、むしろその他者への移転を考えると際立ったものとなりえよう。その点で、例えば以下の畑村(2005)の指摘は示唆的なものである。すなわち、「無味乾燥な「客観的」情報は、失敗情報から多くのことを学ぼうと考えている人たちにとって、残念なことにごうした記述はほとんど役に立ちません。人々が本当に欲しているのは、その失敗に際してその人が何をどう考え、どんなプロセスでミスを起こしてしまったかという当事者側から見た主観的な情報だからです」(畑村, 2005:114)。
- 11 さらに、複雑性に加担する現代の企業経営に求められる「スピード」という要因も失敗を含む試行錯誤的なプロセスを要する暗黙知形成には大きな障害となりうる。例えば、Dorothy Leonard & Walter Swap (2005) は、「真に有能な者」が保持する「その人の直接の経験に立脚し、暗黙の知識に基づく洞察を生み出し、その人の信念と社会的影響により形作られる強力な専門知識」として「ディープ・スマート」の概念を提唱し、その形成・創造について以下のように述べている。すなわち、「スピードはディープ・スマート移転の大敵だ。いまや情報伝達速度は、人間の自然な学習のペースを上回っている。レセプターは、レクチャー、シミュレーション、コーチングにより作れる。しかしディープ・スマートは、人工的に育むことができない。ディープ・スマートは、経験を通じて自然に育つものだ。そうである以上、その育成には時間がかかる」(Leonard & Swap, 2005 / 邦訳, 2005:300)。総じて、現代企業が対処を

迫られる複雑性とスピードの要請は、失敗の認知および学習を困難なものとするはもとより、有用な学習の場としての「失敗機会」から我々を遠ざける圧力を形成する可能性を持っていると言えるだろう。

カントの真理論

——懐疑主義の克服——

隈元泰弘

序

18世紀の中盤、カント (Immanuel Kant, 1724–1804) にとってはその修業時代とも言える頃、哲学はイギリス経験論の懐疑主義によって、「学」としての成立基盤そのものを揺るがされていた。当時哲学は、数学や自然科学を自然哲学としてその一部に含むものであった。古典力学確立の書として名高いニュートン (Isaac Newton, 1642–1727) の『プリンキピア』の正式のタイトルは『自然哲学の数学的^{プリンキピア}原理 (Philosophiae Naturalis Principia Mathematica)』(1687)である。すなわち、哲学の危機とは、形而上学のみならず、数学、自然科学の学的成立根拠の危機を内包するものであった。

この危機をもたらしたのは、とりわけヒューム (David Hume, 1711–1776) の思想である^①。ヒュームは、人間の知識はすべて感覚器官に基づく経験に由来すると考える。認識としての経験は知覚の連続である。この知覚のつながりにおいて、あるひとつの知覚の後に常に特定の別の知覚が継起する時、両者の間には前者を原因として後者という結果が生じるという「因果関係」が認識される。例えば、「太陽が石を照らす」、すると「石が熱くなる」^②。両者がしばしば連続して生起すると、両者は「太陽が石を熱くする」という形式で結びつけられ、両者の間に因果関係が立てられる。しかし、前者が後者に対してその真の原因であるためには、前者が生起すれば、そこから必ず後者が現出するものでなければならない。

人は自然現象に関して、このような知覚の連結がしばしば繰り返されるのを観察してそこに法則性を見出し、それによって自然科学を確立してきた。ところが、厳密に考えると、このようにして見出された法則性は必然性を持つとは言えない。すなわち、先の因果性を例に取れば、経験は過去において二つの知覚が常に連続していたということを教えてはくれるが、それがいつでも必ず連続することを保証しはしない。ということは、ここに見出された因果性は結局、過去において常にこうであったという認識に基づいて、未来においても常にこうであるに違い

ないと考える「主観的信念」にすぎないことになる。

これを見抜いたのがヒュームである。ヒュームは科学的法則とは実は「主観的信念」にすぎず、したがって、諸科学は厳密な意味では学問として成立していない、と考えた。特に問題であったのは因果性の原理である。形而上学は神、世界の根源、魂等を主題とするが、それらは直接知覚されないものであるから、それらに行き着くためには、我々の知覚・経験からその原因として想定されるものへと遡行しなければならない。例えば、神について論じるとすれば、神は直接的に経験されるものではないから、我々は我々の経験から、それを結果として生ぜしめるところのその原因としての神へと「諸系列の制約」⁽⁴⁾を遡源的に辿らねばならない。もし、因果性の原理が単なる主観的信念であれば、この根源遡行はその客観性を失う。それだけではない。因果律は形而上学展開の原理でもあったから、それがその有効性を失墜するということは、形而上学の瓦解を意味する。こうして、ヒュームによって少なくとも結果的に、形而上学や自然科学といった学の成立根拠が疑問に付されることとなった——これがすなわち、懐疑主義である。

しかし、学が成立しないとはどういうことであるか。この世に真理なるものはない、ということである。すると人間はどうなるのか。自然科学だけではない。神も、道徳も、何もかも不確実である。確実なものは何もない。とすると、ささやかな人生を、たとえ報われなくても、誠実かつ懸命に生きている人はどうすればよいのか。このような困難を正面から引き受けてカントは自らの哲学的課題を設定する。(1)人間が確実なものとして知ることのできるものはあるのか、あるとすればそれは何か。(2)人間は何を規準として生きるべきか、どう行為すべきか。(3)人間は何を信じ、何を期待して生きればよいのか。カントにとってこのそれぞれが、(1)認識論的真理、(2)実践的真理、(3)宗教的真理、の問題であった。

カントはこの問題に「形而上学の全面的な革命 (Revolution)」⁽⁴⁾によって答えようとする。それは、「思考法の変革 (Veränderung)」⁽⁴⁾によって可能となった。カントはこの変革が従来の思考方法を180度反対の方向に転換するものであるがゆえに、コペルニクス (Nicolaus Copernicus, 1473–1543) の業績に比肩してそれを「コペルニクスの転回 (kopernikanische Wende)」と名づけた。我々の見るところによれば、この「思考法の変革」とは真理観それ自体の転換と表裏一体をなすものであり、そこには同時に真理観のコペルニクスの転回が成立している。本稿は、カントによる「形而上学の革命」の根源がむしろ「思考法の変革」と一体化した「真理観のコペルニクスの転回」によって可能となっているゆえんを明らかにし、真理論の歴史においてカントを新たに位置づけ直そうとするものである。

1. 問題意識の独創性

カントは真理の可能性に関わる問いを端的に一言で表現した。それは、「ア・プ・リ・オ・リ・ナ・総・合・判・断・は・ど・の・よ・う・に・し・て・可・能・で・あ・る・か」⁽⁶⁾ (傍点カント) であった。

実は、すでにこの問題設定自体の内に真理観に関するカントの新たな一歩があった。カントは、真理には当たり前と言ってよい真理と学問的に意味のある真理とがあることを見出した。カントはこの区別を次のような事例をもって説明している。「物体はすべて広がりをもつ」⁽⁷⁾という判断は自明のこととして真であると言える。というのは、「広がり」という概念は「物体」という主語の内に含まれているからである。すなわち、この判断は、主語を分析し、その概念の内にもともと含まれている規定を取り出して述語として提示しただけのものである。周知のように、カントはこのような判断を「分析判断 (analytisches Urteil)」と名づけた。

それに対して、「物体はすべて重さを持つ」⁽⁸⁾という判断を考えると、主語をどう分析してもそこには述語の内容は含まれていない。カントはこのように、主語概念の内に含まれていない規定を述語として新たに付け加えるものを「総合判断 (synthetisches Urteil)」と名づけた。この判断は新しい内容を主語に与えるものであるから、有意義である。しかし、判断というものが学問的に有意義であるためには、さらに普遍的に妥当するものでなければならない。というよりも、普遍妥当性をもつ判断にして初めて学たり得る。少なくとも、これは当時の学問観においては当然のことであった (いずれ、このこと自体にも疑いの目が向けられるのだが)。

冒頭では、哲学の危機に関して数学も挙げたが、カント以前は数学は矛盾律 (principium contradictionis, Satz des Widerspruchs) によって成立するものと考えられ、したがってその妥当性は自明とされていた。ヒュームもまたそう考えていた⁽⁹⁾。しかし、カントは数学も総合判断であることを明らかにし⁽¹⁰⁾、ヒュームは普遍的な総合判断を否定したのであるから、ヒュームに従えば純粋数学さえ不可能なこととなるであろう⁽¹¹⁾として、その基礎づけの必要性を主張した。

では、普遍妥当的な判断とはどのようなものでなければならないのか。すでに序において述べたように、経験にのみ由来する知は絶対的確實性は持ち得ないのであるから、普遍妥当的な判断は少なくとも全面的に経験に依存するものではあり得ない。そのような意味でそれは「アプリアリ (a priori)」なものでなければならない。アプリアリとは、ラテン語で「より先なるものから」という意味である。カントはこの言葉に、<経験に論理的に先行・独立してその根源をなす>という意味を込めた。「我々のすべての認識は経験とともに始まるが、だからといって、我々のすべての認識が経験から生じるわけではない。」⁽¹²⁾カントが『純粋理性批判』第二版の第1ページでこう述べる時、彼は、知は決してヒュームが言うように経験にのみ由来するのではなく、その源泉に普遍妥当的要因があって、それによって真理としての学が可能となっており、自分こそそのことを明らかにするものである、と宣言しているのである。そこで、カントの根本的問題提起は上記のように「アプリアリな総合判断 (synthetisches Urteil a priori) はどのようにして可能であるか」となった。

カントに限らず、また真理論に限ったことでもないが、すでにその問題提起の中にすべてがある。すなわち、その哲学の独創と限界がある。カントにとって真理とはアプリアリな総合判

断であった。すなわち、「①必然的・普遍妥当的で、②経験に論理的に先行するものによって可能とされ、③主語に新たな内容を付加する」判断、である。①は伝統的に受け継がれた真理の代名詞ともいえる要因であり、カントも自明の前提としたものである。しかし、①であるためには、②でなければならず、それがいやしくも真理の名に値するためには、③でなければならない。これがカントの独創である。これによってカントは真理論の歴史に新たな地平を開くが、その独創性においても、カントが自明の前提として受け継いだもの（①）においても、それ自体がカント哲学の限界として意識されることとなる。

2. 数学と自然科学の真理性

アприオリな総合判断をめぐるカントの論証は大きく二つの部門に分かれる。ひとつは、数学・自然科学がアприオリな総合判断として成り立つ、つまり、それらが真理であると言えるのはどうしてかを論じる（感性論と分析論）。もうひとつは、伝統的形而上学の主張がアприオリな総合判断としては成り立たない、つまり、それは正しいとは言えない、のはどうしてかを論じる（弁証論）。

(1) 数学

カントは数学を幾何学と算数学に区分し、それぞれがどのようにして可能となるかを論証する。

まず幾何学について考察したい。カント自身が実例として挙げているのは、「直線は二点間の最短の線である」⁽¹³⁾というユークリッド（Euclid, BC. 330頃－BC. 260頃）幾何学の命題である。直線という主語は「まっすぐな」という線の質を形容したものであるから、そこには、「最短」すなわち「短い」という二点間の距離に関する量的意味は含まれていない。このように主語に含まれていない性質が述語において新たに加えられているから、これは総合判断である。しかも、この命題は必然的、すなわち普遍妥当的であると主張されるのであるから、アприオリな総合判断である。では、どうしてこの判断は常に真であり得るのか。すなわち、どうしてこの命題はアприオリな総合判断として妥当するのか。二点間に直線を引けば、たった今までは、何度引いてもそれが二点間の最短であった。しかし、それはこれからもそうであることを保証しない（少なくともカントはそう考えた）。どうして、二点間に直線を引けば未来永劫それが最短であると言えるのか。⁽¹⁴⁾

カントの答えはこうである。我々は現実の線を例えば紙の上に引く。しかし、幾何学的には空間の中に引いている。この空間を我々は我々の外にあり、我々はその空間の中にいると考える。しかし、そうではない。空間とは我々の感性の形式である。カントは空間が感性の形式であることを以下のような論理で証明する。①すべては空間の中にある（空間は現実的存在の根本条件をなす）。②空間というもののない世界を考えることはできない（そのようなものは内

在的なもの以外にない)。③空間は唯一である。④空間は与えられた無限の量である。①②が空間はアプリアリなものであることの証明であり、③④が、空間は概念ではなく直観であることの証明である。この四つの条件を同時に満たすには、空間はアプリアリな感性の形式であると考え他ない。このようなカントの議論が説得力を持つかどうかには問題もある。しかし、その有効性は、空間を感性の形式と考える以外には幾何学の普遍妥当性は証明できないという次の論証と一体化して吟味されるべきであろう。

空間が感性の形式であるとはすなわち、空間とは我々がそれを通して物を受け取る枠組み、すなわち、あらゆるものに立体性を可能とする感性のひとつの受容構造そのものだということである。これが幾何学の成立する「場」である。我々はここで線を引く。空間は感性のアプリアリな形式であるから、常に等しい。この空間それ自体の恒常的普遍性がそこに引かれた線の性質を常に一定のものとして保証する。より論理的に言えば、点・線・面は空間の構成要素であるから、それ自体すでにその性質において空間そのものと等しい。したがって、幾何学は空間そのものについての学である。空間は感性のアプリアリな形式であり、幾何学はこのアプリアリな形式についての認識であるということが、その普遍妥当性を可能とするのである。

次に算数学を取り上げる。どうして算数学はアプリアリな総合判断として成立し得るのか。例えば「 $7 + 5 = 12$ 」という数式は、7という概念に直観において五つの点を順次加えることによって可能となるが、まさにこの順次性の普遍妥当性によってこの数式はアプリアリな総合判断として妥当なものとなる。この順次性は時間において可能となる。

では、時間とは何か。カントによれば、まず時間は何らかの現実的対象があって、その変化が知覚されて始めて看取される。すなわち、現実的対象なくして時間なし、である。したがって、時間はそれ自体で存在するものではない（絶対的時間の否定）。次に、時間は対象そのもの（物自体としての対象。これについては後に説明する）の属性であると考えすることもできない。というのも、時間は対象の根源的制約であって、時間という論理的条件なしに対象の生成変化はないからである。

したがって、時間とは、それ自体において存在することなく、かつ、対象の生成変化の根源的制約たるところのものである、と言わねばならない。この両条件を同時に満たすのは、我々が対象を直観において受け取る際の主観的条件以外にない。すなわち、感性の形式である。⁽¹⁵⁾それは内在的形式であることによってアプリアリな普遍性を有する。上述の「 $7 + 5 = 12$ 」において五つの点を順次加算することが普遍的妥当性を有するのは、時間が感性形式としてそれ自体アプリアリなものだからである。（我々が物事を考える時、我々はひとつひとつ順番に考えていく。すなわち、意識とはこの順次的連続性というひとつの流れであり、この流れが時間である。）

幾何学が感性形式としての空間そのものについての学であることによって普遍性を有すると同様、算数学は感性形式としての時間そのものについての学であることによって普遍性を持

つのである。

厳密に言えば、いずれも感性の形式によってのみ学として成立しているわけでない。幾何学においては作図するという、算数学においては加減乗除するという能動的行為が不可欠であり、そのような意味で、根本的には数学は主観の能動性によって可能となっているが、主観の能動性に関しては後に取り上げる。

以上が、数学としてのアприオリな総合判断の可能性の証明であるが、これを可能としたのは、空間時間は我々の外に独立して存在するものではなく、我々に元来備わった感性の形式だという論理であった。そのことはすなわち、我々の知覚している対象は全てこの感性の形式においてある、すなわち我々の内にある、ということの意味する。我々の知覚する対象は知覚されて初めて認識される。すなわち、我々の捉えているのは、知覚された対象であるから、知覚されているということがすでにわれわれに感受されているということである限り、知覚された対象は知覚として我々の内にある。そして、その「ある」場所が、感性形式としての空間であり、その持続・変容の場が時間である。

この考え方が、思考方法の転換の一端となった。空間が感性形式として我々の内にあるとすれば、我々の「外」はどうなっているのか。空間自体が我々の内にあるのであるから、「我々の外」は「空間的な意味での外」ではない。認識論の次元で言えば、それは「論理的な外」である。では、その論理的に外なる世界とはどのようなところなのか。カントは答える。それについては「わからない」とすることが唯一正しいと。⁽¹⁸⁾

我々の捉えているのは知覚された対象である。これは対象そのものではなく、その現れ、すなわち「現象」である。しかし、現象はその本体と論理的に一体である。言うまでもなく、この本体がカントにおける「物自体」である。カントは次のように述べる。「感性の対象を——当然のことながら——単なる現象とみなすならば、我々はこのことによって同時に、現象の根底に物自体の存することを認めることとなる」⁽¹⁹⁾(傍点筆者) ひとつの対象が認識主観に現れた時、現象、認識主観の論理的外に想定される時、物自体である。

カントは『遺稿 (Opus postumum)』において「物自体は [現象とは] 別の客観ではなく、同一の客観に対する表象の別の関係である」⁽²⁰⁾と述べている。もっとも、この「別の関係」については、その実相は不可知とする他ない。現象と物自体はひとつの対象を見る「観点」の相違である。『遺稿』においてカントはこの点をしばしば指摘している⁽²¹⁾。

対象を現象と見なすこととその根底に物自体を認めることは、先のカントの言葉にあるように論理的に「同時に」成立しているのであり、この「論理的同時性」こそ、現象と物自体との関係の本質をなす。したがって、現象は現れであるからその根本原因があるはずであると考えて、現象を結果としてそこから遡源的にさかのぼってその原因としての物自体に行き着くと考えることは、根本的な誤りであるとカントは述べる。というのも、そもそも原因—結果の関係は、後に説明するが、現象の世界での事柄であって、現象と物自体の関係に適用できるもの

ではないからである。

現象がある。その論理構造的裏面に本体としての物自体がある。後者については「わからない」とすることが唯一正しい。この現象と物自体との論理構造上の一体性とその関連の不可知性こそが、カントをしてヒュームの懐疑論を超えせしめる不可欠の一步となった。

(2) 自然科学

カントは自然科学におけるアプリアリな総合判断の例として「物体界のあらゆる変化において物質の量は一定である」⁽²⁰⁾という命題を挙げる。まず、「物質の量」という概念には、物質が空間を充たすことによって生じるところの一定の専有部分という意味しかない。したがって、この判断では、その主語の意味を超えて「物体界のあらゆる変化において……一定」という性質が加えられている。すなわち、総合判断である。

しかし、なぜこれまでの観察・実験においては常にそうであったということを超えて、この判断は総合的でありながら普遍的に妥当するのか。

カント以前においては、認識とは物自体について知ることであると前提されていた。そこでは、主観は対象の諸知覚をそのあるがままの結合において受容することで対象（物自体）の知を獲得すると考えられていた。それに対して、カントは、既述のように認識の対象は物自体ではなく、現象であるとした。現象は感覚的刺激によって感性に生じた諸表象の総合によって成立する。たとえ現象とはいえ、それが物自体と因果関係で結ばれているとすれば、すなわち、物自体を原因とし、その性質を写すものであれば、現象を構成する諸表象の総合は、物自体の性質に従うものとなる他ない。それでは元の木阿弥である。既述のように、物自体と現象との関連は「因果関係」として捉え得るものではない、という点こそ決定的に重要である。

前述のように、論理的には、現象に対応するものとして主観の外に物自体が前提されるが、事実的には主観は「外」から感覚的刺激を受け取るのみである。これが「触発」である。しかし、主観が「触発される」ということから、その触発の原因を求めて遡源することは認められない。繰り返すが、それは因果性のカテゴリーの誤った使用である。

論理的には主観の外に物自体がある。事実的には主観が「触発されている」。確実なことはこの二つのみであり、それ以上のことは何もわからないとすることが正しいのである。

触発によって感性に諸々の表象が生じる。この表象を主観がその能動性によって統合する。そこに判断が生じる。しかし、まずバラバラな表象があって、後にそこに能動性が働き、それらを統合すると考えてはならない。主観の能動性はすでに感性において働いており、触発と同時に諸表象を統合している。

統合された諸表象が感性形式において映像的に捉えられる時、現象（としての対象）であり、思惟の形式において論理的に捉えられる時、判断（対象の認識）である。現象（としての対象）と判断（認識）とは、諸表象の同一の総合的統一が、感性形式において捉えられるか、思惟形

式において捉えられるかの相違に過ぎない。したがって、現象（我々にとっての対象）と判断（対象の認識）とは必然的に一致する。

次に、これまでしばしば言及してきた主観の「能動性」について考察しよう。

認識の成立には感覚的刺激を受け取る感性のほかに、そこに生じた諸表象を統合して判断を形成する能動的な能力が不可欠である。言うまでもないが、これが悟性である。悟性の機能は論理構造的に確定されており、判断を形成する際の論理形式として働く。これがカテゴリー（範疇）であり、四項目（量、質、関係、様相）に分類され、さらにそれぞれが三つに区分される。

カテゴリーはアリストテレスによって見出され、爾来カントの時代まで受け継がれてきた。アリストテレスにおいて、カテゴリーは存在者の記述の形式であり、実体、量、質、関係、場所、時間、位置、状態、能動、受動の計十箇あると考えられた。しかし、カントによれば、それらはいわば指針なき蒐集によるものに過ぎない。そこに根本的に欠如しているのは、カテゴリー発見の原理であり、したがって、見出されたカテゴリーは何らの体系性も有さないものとなった。カントは、カテゴリーを悟性の思惟能力の全体を体系的に包摂するものとして導出するため、一般論理学の判断表に立脚することをもって、その方法的原理とした。思惟はすべて判断という形式を取るものであるから、論理学の判断表こそ、根源的思惟形式への遡行的発見の始発点としてふさわしい。こうして、判断の形式に対して、以下のような対応関係においてカテゴリーが見出された。

	1	
判断の量		量のカテゴリー
全称的	→	単一性
(全称判断：すべてのSはPである)		
特称的	→	数多性
(特称判断：若干のSはPである)		
単称的	→	全体性
(単称判断：このSはPである)		
	2	
判断の質		質のカテゴリー
肯定的	→	実在性
(肯定判断：SはPである)		
否定的	→	否定性
(否定判断：SはPではない)		

無限的	→	制限性
(無限判断：Sは非Pである)		
3		
判断の関係		関係のカテゴリ
定言的	→	属性と実体 (実体と偶有性)
(定言判断：SはPである)		
仮言的	→	原因性と依存性 (原因と結果)
(仮言判断：もしSであれば、Pである)		
選言的	→	相互性 (能動者と受動者との交互作用)
(選言判断：SはP1 かP2 か [P3 ……] である)		
4		
判断の様相		様相のカテゴリ
蓋然的	→	可能性—不可能性
(蓋然判断：SはPであり得る)		
実然的	→	存在性—非存在性
(実然判断：SはPである)		
必当然的	→	必然性—偶然性
(必然判断：SはPでなければならない)		

尤も、カテゴリは決して判断における単なる思惟形式ではない。悟性の能動的活動性の現れそのものとして、判断の創造的形成者である。

前述のアプリオリな総合判断「物体界のあらゆる変化において物質の量は一定である」に戻る。この判断は、直接的には観察や実験の結果形成されたものであるが、根本的にはカテゴリによって主語と述語が結合されることで可能となっている。カテゴリは悟性の機能であるが、それは決して生得的なものという意味で普遍的なのではない。それは、悟性の創造的能動性の形式である。悟性はその根源的自発性において捉えられる時、「統覚」と呼ばれる。カテゴリはこの統覚の能動的統一の法則的な働きであり、それによって当該命題は定立されている。

ここでは、実体としての主語に、属性を述語として結合させる実体性のカテゴリが働いている。すなわち、この判断は実体性のカテゴリによって、「物質の量」という主語にその必然的属性として「一定」という述語が結合されることで形成されている。それゆえに、当該判断はアプリオリな総合判断たり得る。本稿冒頭で取り上げた自然の諸事象の因果的結びつきに關

しても、それらの結合は因果性のカテゴリーによってもたらされるのであるから、その判断は普遍妥当的たり得る。自然科学の根本法則はこのようにカテゴリーによって成立しているがゆえに、普遍的・必然的なのである。

要するに、普遍性は経験には由来し得ないのであって、主観がそれを経験における判断形成の普遍的形式として経験そのものに投入することによって可能となっているのである。

こうして、カントは数学と自然科学の学としての成立根拠を基礎づけた。しかし、より根本的な問題は形而上学であった。

すでに、ヒュームの懐疑主義が哲学に与えた衝撃について述べたが、カントは、ヒュームは自然科学の実用性という点での真理性を疑ってはいない、と理解している。必要なのは根源的基礎づけのみである。しかし、形而上学の場合は事情が違う。ニュートンの自然科学は、少なくともその実用的有効性は前提してよかった。しかし、形而上学にはそのような確実な結果は残されていない。しかも、すでに確実な道を歩む自然科学とは異なり、形而上学においては、一つ一つの課題に種々雑多な解答が寄せられ、不毛の争いが続いている。したがって、形而上学に関しては、このような過去の様々な解答それ自体の検討が必要となる。

3. 形而上学の真理性

形而上学の主題は魂、世界、神であった。

魂に関しては、その不死性の証明が最大の課題であった。しかし、カントによれば、この問題への過去の形而上学の解答はことごとく誤っているという。

例えば、過去のひとつの典型的な解答はこうである。魂は実体である。実体は分割不可能性をその本質とする。分割不可能なものは変化しない、すなわち滅びない。したがって、魂は不死である。

しかし、カントによれば、このような考え方は根本的に誤っている。その論証において決定的な役割を果たすのが、既述の現象と物自体の区別である。実体という概念は実体性のカテゴリーに由来する。そして、カテゴリーは感性的刺激によって生じた諸表象からなる現象の世界にのみ妥当する。それに対して、魂は感性に現れるものではない。魂は物自体の世界に属する。したがって、魂は実体であるから不死である、という推論における「魂は実体である」は本来現象にしか適用できないカテゴリーを物自体に適用している。ゆえに、誤りである。真理論という観点からは、魂に関しては理論哲学的には何もいえないとするのが唯一の正解なのである。

世界に関しても、過去の形而上学は様々な混乱を繰り返してきた。カントはこれをアンチノミーとしてまとめている。世界に関しては、①その始まりと限界、②その単純な構成単位、③自由、④創造者が問題であり、それぞれに正反対の解答が提出されてきた。

第一のアンチノミーは、世界の始まりと限界の問題である。従来は世界をそれ自体において存在するものとして捉えた。だから、その有限・無限を論ずることができた。しかし、世界全

体とは理念であって、経験の対象として感性に与えられるものではない。経験は我々に無限な空間を提示することはない。しかし、また、その限界も示さない。経験は時間的系列の全体を与えない。しかし、また、その特定の限界も示さない。カントは次のように述べる。「……両者〔空間と時間〕はいずれも経験の中に含まれ得るものではない、というのも、無限の空間やこれまでに経過した無限の時間に関しては、それを経験することは不可能であり、また空虚な空間やすでに過ぎ去った空虚な時間によって世界に限界を付することも、我々の経験にとっては不可能だからである。このようなものは理念にすぎない。」⁽⁴¹⁾世界の全体とは理念として想定され得るのみのものである。したがって、それを有限・無限という量のカテゴリーで認識しようとする自体、不可能である。すなわち、「世界は有限である」という主張も、「世界は無限である」という主張も、いずれも偽である。

第二のアンチノミーは世界の単純な構成単位の問題である。世界は物質によって成り立ち、物質は「部分」に分割されるが、この分割は限界を持つ、すなわち、世界には単純な構成要素がある、と言えるか、それとも、分割は無限に続く、すなわち、世界には単純な構成要素はない、と言うべきか。しかし、この問題はそれ自体、可能的経験の限界を超えたものである。分割は被制約者（複合体）から制約者（部分）への遡源であるが、「なるほど遡源の到達するすべての項（部分）は、与えられた全体中に集合体として含まれてはいる、しかし、分割の全系列は含まれていない」⁽⁴²⁾。すなわち、分割が無限に続くかどうかということは、経験の到達できない領域の問題なのである。したがって、世界は単純な構成単位から成り立つとすることも、世界には単純な構成単位は存在せず、すべては合成されたものであるとすることも、いずれも誤りである。

第三のアンチノミーは、世界には自由による原因がある、という命題と、世界には自由はない、すべては必然的である、という命題との対立である。この問題にも、現象と物自体の区別という分析論の結論が生きる。現象の世界はカテゴリーによって構成された自然の法則性に従う世界であるから、そこには自由はない。しかし、物自体の世界はカテゴリーの及ばぬ世界であるから自由はあり得る。すなわち、現象の世界には自由はなく、物自体の世界にはあると言い得るから、世界に自由はあるとするも、ないとするも、いずれも正しいのである。

第四のアンチノミーは、世界の根本原因としての創造者があるという命題と、ないという命題との対立である。この問題も同様にして解決される。すなわち、現象界は因果必然の世界であって、創造者はあり得ないが、物自体の世界には創造者があり得るとするのである。

四つのアンチノミーはこのようにして解決された。すなわち、第一と第二の各アンチノミー（数学的アンチノミー）における相対立する命題はいずれも誤りであり、第三と第四の各アンチノミー（力学的アンチノミー）における両命題はいずれも正しい。

こうしてカントは、分析論の成果に基づいて古来の形而上学の課題に次々と決着をつけた。

以上のように、『純粹理性批判』ではその前半の感性論と分析論において数学と自然科学の学

的成立根拠を明らかにした。そして、後半の弁証論において、従来の形而上学がそもそも現象にしか妥当しないカテゴリーを物自体に適用することによって成立したものであり、そこにその様々な混乱の源泉があることを明らかにしてそれを原則的にはすべて否定した。(第三・第四アンチノミーにおいては、既述のように対立し合う両命題がともに正しいとされたが、このこと自体が、矛盾する両命題の一方のみを真として主張してきた従来の形而上学の根本的前提の否定であると言える。)

以上が、本稿の冒頭に述べた「形而上学の全面的な革命」の内実である。すなわち、感性論と分析論はこれまでとは異なる全く新たな「経験の形而上学」を確立したと言える。形而上学は経験を越えたものを対象とする。「経験の形而上学」は決して魂や神を対象とはしない。それが対象としたのは、感性形式としての空間時間やカテゴリーである。しかし、これらもまた直接に経験に与えられるものではないという点では経験を越えたものである。しかも、それはなおかつ経験を可能とするものである。そのような意味ではそれらこそ形而上学の真の対象であり、このことの発見によって「経験の形而上学」が成立したのである。弁証論もまた、古典的形而上学の打破としての形而上学であったと言える。

事実カントは『純粹理性批判』第二版の序文で分析論と弁証論からなる「超越論的論理学」を端的に「形而上学」⁽⁴³⁾と呼んでおり、また第一版の序文でも次のように述べている。「形而上学の課題で、ここで解決されていない、もしくは少なくともその解決への鍵の与えられていないものは、ただのひとつもないはずである。」⁽⁴⁴⁾また、カントは『純粹理性批判』出版直後のヘルツ宛書簡(1781年5月11日以降)で『批判』は「形而上学の形而上学」⁽⁴⁵⁾を含むと指摘している。すなわち、カントが『純粹理性批判』で構築しようとした形而上学は、伝統的形而上学の根源を明らかにするところの形而上学であって、その意味で「形而上学の形而上学」と特徴づけられるべきものである。そして、それは同時に、以降の「自然の形而上学」と「人倫の形而上学」の礎石をなすものとして、新たな形而上学確立の第一歩としても位置づけられるものであった。

4. 道徳と宗教の真理

従来人は道徳判断の規準を神の命令や世の慣習といった実質的価値に求めてきた。しかし、カントによれば、このような生き方は自己の幸福を最優先するものに過ぎない。というのも、神の命令(聖書に書かれている)や世の慣習を遵守するのは、つまるところ、天国に行きたければ神の命令を守れ、この世でうまくやっていきたければ世の慣習を守れ、と考えてのことだからである。したがって、従来のすべての倫理学や宗教は結局、幸福を目標としたものであり、幸福主義だと言える。

幸福を最終目的とする倫理や宗教の命令は、「～したければ(幸福になりたければ)、～なさい」という道徳判断の形式を取る。すなわち「仮言命法(仮定的命令, 条件付の命令)

(Hypothetischer Imperativ)』⁽²⁶⁾である。カントは、幸福への欲求はすべて感性（欲望）に由来すると考える。仮言命法においては、仮定の部分が目標となるから、目標に感性の欲求が置かれ、そのための命令を理性が下すことになる。すなわち、感性に理性が従属するのである。ここでは理性は他律に陥る。

先の議論において当然生ずる疑問は、なぜ幸福主義は正当化されないのか、ということである。カントの答えは、幸福主義は理性を感性に従属させて他律的とするがゆえに認められない、というものである。どうして他律はいけないのか、とさらに問うことができそうである。それに対して、他律的行動は自分の欲望の充足のみを求める（＝幸福追求）ものであり、その結果人間を相互の争いに追い込むからだ、というような答えが一例として考えられる。すると、更なる疑問が続く。どうして争いはいけないのか、欲望の充足をめぐる争いを経済の原理で調整しようとするのが資本主義ではないのか、等である。

しかし、理性の他律はその本質に反するがゆえに正当化されない。これがカントの答えである。そこから如何により根源へと遡行しようとしても、結局そこに戻ってくる。なぜなら、理性こそ人間の本質だからである。争いはなぜいけないのか。理性を本質とする人間（実践的文脈では「人格」）を幸福の手段とするからである。本質たる理性は目的としてのみ扱われるべきであり（カントは人間社会を「目的の国」と考える）、それを手段としているのであるから、争いは正当化されないのである。

このように理性を他律に追い込む道徳や宗教は認められない。しかし、カントにとって問題はより根本的なところにあった。そもそも道徳や宗教においては自律的理性なるものが存在するのか、という問題である。例えば、神が最終目標であるとすれば、これをよい意味で理解しようとするでなかつたら、理性は他律である。そこで、このような実践の分野では、そもそも他に依存しない理性なるものが可能なのかということが根本問題となる。

すなわち、「純粹実践理性」は可能であるか、という問題である。理論理性に関しては、数学や自然科学の確立によって純粹理論理性が可能であることは事実として承認されており、そこで、著書のタイトルも『純粹〔理論〕理性批判』であり得た。しかし、実践の分野においては未だ、善に関して他に全く依存することのない純粹実践理性なるものは発見されていない。善の規準は例えば神の命令のように常に理性の外にあった。このような理由で、道徳の根本を問題とする書は『実践理性批判』と名づけられた。

理性は自己自身のうちに自己を規定する根拠を持つのか。カントは、理性は自らによって自己自身の意志をその形式において規定できる、と考える。内容的にしか意志を規定できないとすれば、その内容は理性の外、例えば神や世間一般や感性から取ってくるほかない。また、カントは善に関する生得観念を認めない。たとえ認めたとしても、その観念の源泉は神等の理性の外なる存在であるから、それによって理性が他律に陥ることには変わりがない。

意志をその形式において規定するとは、意志をその動機の純粹性において方向づけるという

ことである。実践理性は、他の何にも依存せず、——すなわち、自分の外から何も持ち込むことなく——自らの力で自らにこう命じる。「汝の意志の格率が常に同時に普遍的立法の原理として妥当し得るように行為せよ。」(Handle so, daß die Maxime deines Willens jederzeit zugleich als Princip einer allgemeinen Gesetzgebung gelten könne.)⁽²⁷⁾「意志の格率(格律)(Maxime)」とは「このような場合にはいつもこうしよう」という個人の主観的行為規則である。「普遍的立法の原理」とは「誰もが従うべき規則を立てる時の原理」であり、その「原理」とは「このような場合は誰でもこうすべきである」というものである。すなわち、先の命令は「あなたの主観的行為規則がいつも万人の規則〔厳密に言えば、その規則を立てる際の根本原理〕となってもよいように行為しなさい」ということである。

これはすでに説明した「～したければ、～しなさい」という仮言命法とは異なり、「～しなさい」と命じているだけである。すなわち、「定言命法(無条件的命令)(Kategorischer Imperativ)」である。ここでは、理性は理性以外のものに何ら依拠せず、自らによって自らに命じるのであるから、ここに純粹実践理性が発見されたといえる。この純粹実践理性の自己自身への命令こそ、実践的真理である。

そこにおいて重要なことは、まず意志が感性的質料に左右されないことであり、カントはこれを消極的意味での「自由」とし、その上で意志が純粹に理性自身によって規定されることを積極的意味での「自由」とする。つまり意志の自律である。ここから、カントの道徳論は自律の道徳として特徴づけられる。

では、「幸福」の問題はどうなるのか。カントはあくまで、幸福を行為の、また人生の目標とすることは認めない。そして、前述の定言命法に従い自律の人間として道徳的善を實踐しても、それは幸福とは無関係であるという。というのも、道徳的行為は理性的人格としての問題であるのに対して、幸福は感性(欲望)の充足であって、両者は別次元の事柄だからである。すなわち、人格的行為としての善を原因として、そこにその結果として欲望の満足という幸福を結びつけることはできない。つまり、いくら善い生き方をしても、人はそれによって幸福になることを期待することはできないというのである。

しかし、それでも人は幸福を願わずにはいられない。このような人間の弱さをカントは決して見逃してはいない。人が一生かけて精一杯道徳的善を實踐する——すなわち「最上善(das oberste Gut)」を實現する——とすれば、それにふさわしい幸福が与えられてよい。最上善にそのような幸福が与えられた状態が「最高善(das höchste Gut)」である。

道徳的行為と幸福は無関係である。しかし、精一杯道徳的に生きた人は、それにふさわしい幸福が与えられることを、すなわち最高善の實現を願わずにはいられない。このような人間の切なる思いは正しいとカントは考える。道徳的善と幸福という次元の相違を超えて前者に後者を結びつけることのできるのは、神しかない。そもそも、この結びつきなしには人は生きられない。とすれば、神は在る。そうカントは考えた。これは決して古典的な神の存在証明では

ない。神なしには生きられないという人間の心の底からの願い、これは理性そのものの希求である。言うまでもないが、これが実践理性の「要請 (Postulat)」⁽²³⁾である。これは理論哲学的には証明ではないが、理性による実践的証明と言ってよい。神は理性によって真に求められるものであるから、それは在る。これが、宗教的真理である。

結び

従来、認識とは主観が対象をそのありのままに把握する営為であると考えられていた。「認識は対象に従う」のであって、対象を正確に写し取って理解すればその認識は正しく、そうでなければ誤りであった。すなわち、認識が客観の内実に対応すればその認識は真理であるとみなす。これが「対応説 (correspondence theory)」(対応説的真理観)である。

しかし、既述のように、この立場に立てば、厳密な意味での法則は成り立たない。自然としての対象を考えてみると、そこにはこれまでは法則性が存在していたとしても、それがこれからも続くとは限らないからである。

自然とはそもそもそのような不確実なものだと考えることもできる。そこでは、自然には普遍的法則性は存在せず、したがって、自然科学は成立しない、とすることが自然の正しい理解であり、真であることとなる。特に問題となるのは因果性の法則である。これが成立しないとすれば、それに立脚して展開されてきた形而上学は根底から瓦解する。すると、自然科学的真理も形而上学的真理もないということが唯一の哲学的真理となる。そう結論することもひとつの見方である。これがヒュームの懐疑主義から生起する一般的な帰結である。

しかし、哲学者が如何に自然科学の法則は真には基礎づけられていないと判断しようと、自然科学は確実に発展を続けている。天文学を考えてみよう。天動説の立場に立てば星の運行は法則的に説明できない。だから、星の運行にはそもそも法則性はないと結論することもできる。しかし、コペルニクスは観点を根本的に変えることによってその法則性を説明することに成功した。すなわち、動いているのは「天」ではなく、我々自身である。「天」の動きは見かけ上のものであり、それは我々の立つ「地」の動きによって生じている。こう考えれば、星の運行を法則的に説明できる。すなわち、対象の法則性の根源は、見る側の動き(の法則性)にある。天動説から地動説へのこの転換は、ものを見る観点そのものの転換によって可能となった。

認識が対象の性質を写し取るものであるという従来の見方では、どうしても対象の世界の法則性(特に因果性)を説明できない(=法則性は成立しないとするしかない)とすれば、この見方そのものを変えればどうか。すなわち、コペルニクスのように、対象の法則性はそもそも主観の能動性としての法則性によって可能となる、つまり「対象が認識[主観の能動性]に従う」と考えればどうか。ただし、主観の能動性によって対象が可能となるためには、認識の対象を従来のように物自体であるとするとはできない。物自体の性質は主観の能動性によってどうにかできるものではない。我々に与えられているのは感覚刺激であり、そこに生じる諸

表象のみである。主観の能動性はこれに働きかけてこれを秩序づける。この秩序づけられた諸表象の総体が現象である。この現象こそ我々にとっての対象（＝自然）である。現象はこのように、それ自体主観の能動性によって構成されている。主観の能動性はカテゴリー（前述のように、そのひとつが因果性である）に従う。カテゴリーは思惟の普遍的法則であり、このカテゴリーによって対象（＝自然）は構成されるのであるから、その法則性は普遍的であると言える。

対象の法則性の可能性を対象それ自身の性質によってではなく、主観の能動性によって説明するというのは、まさにコペルニクスの功績と本質的に同じ方法による。既述の「コペルニクスの転回」である。しかし、それは同時に真理の捉え方の転換でもあった。真理を物自体の性質とそれについての認識との一致・対応に見る従来の真理観には根本的な問題がある。どのようにしてこの一致を保証するのか、という問題である。我々にあるのはただ対象の認識のみである。それが対象そのものと一致しているかをどうやって確認するのか。確認しようとしても、我々に獲得できるのは再び対象の認識でしかない。対象そのものと対象の認識との一致を検証するために対象を再び認識し直すとすれば、この新たな認識が真に対象そのものに一致しているかどうかは再度問題となり、結局無限遡行に陥る⁽²⁹⁾。すなわち、対応説的真理観とは、永遠に真理性の検証の不可能な真理観なのである。

それに対してカントは、そもそも対象（＝現象）は主観が感性における諸表象を総合的に構成するところに成立すると考える。そして、このような対象の構成自体が思惟形式としては同時に判断（認識）の形成なのである。すなわち、認識主観における同一の構成作用の結果が感性形式において捉えられる時現象（対象）であり、思惟形式において捉えられる時判断（認識）なのである。したがって、対象と判断とは常に必然的に一致するのであって、対応説のような検証のための無限遡行は生じない。カントがしばしば、認識はそれ自体ただちに真であるとするのは、このような論理による。ここでは、真理は主観の構成によって成立する。これが構成説である。

ここには、真理を「対象への認識の適合」としての両者の一致とする考え方から、真理は「主観による対象の構成」によって可能となるという考え方への転換がある。もちろん、カントは対象と認識との一致という古典的真理観を捨てたのではない。その意味を根本的に捉え直して、この一致それ自身が既述のように主観の構成によって可能となるとしたのである。しかし、言うまでもなく、その対象は物自体ではなく現象である。こうして、真理の基準を対象への受動的適合から主観による能動的構成へと転換した功績は、まさに真理観のコペルニクスの転回と言える。

本来、思考法のコペルニクスの転回そのものが、カントの全体系に及ぶものであるのと同様、真理観のコペルニクスの転回も理論哲学に限られたものではない。道徳においては、神の命令に代表されるような実質的価値の指令を真理とする立場から、定言命法としての純粹実践理性

の自己自身への命令を真理とする立場へ、宗教においては世界の創造者としての神を真理とする立場から、実践理性の要請によって必然とされる神を真理とする立場への転換である。

このような真理観の転換には、それと表裏一体するものとして、哲学の構築法の転換があった。従来の哲学は形而上学において神、世界、魂をその直接の主題とした。しかし、それらを問題とする前に、人間の認識能力そのものを検証しなければならない。神、世界、魂について知ろうとしても、そもそも人間の知る力がどこまで及ぶのかが（特にその有効な射程範囲と限界に関して）わからなければ、その探求も砂上樓閣に終わる。形而上学の体系構築に先行して、まず認識能力そのものを解明する必要がある。このような体系構築の前提条件としての認識の解明を主題とする哲学が「超越論哲学」である。

カントはこのような意味で、超越論哲学の創始者であり、その哲学は真理論という観点においても、以降の哲学史において決定的な展開軸をなすものとなったと言える。

注

『純粹理性批判』からの引用にはカント原版 (Originalausgabe) のページ数を用い、第一版 (1781) をA、第二版 (1787) をBと表記する。他はアカデミー版全集を用い、AAと略記して巻数をローマ数字で表記する。*Kant's gesammelte Schriften*, hrsg. v. der Königl. Preuss. Akademie der Wissenschaften, Walter de Gruyter & Co. Berlin

-
- (1) Vgl. B. 19f.
 - (2) AA. IV. 301 (§ 20. Anm.)
 - (3) B. XX
 - (4) B. XXII
 - (5) B. XIX
 - (6) B. 19
 - (7) B. 11
 - (8) Ibid.
 - (9) AA. IV. 272f.
 - (10) B. 14ff.
 - (11) B. 20
 - (12) B I
 - (13) B. 16
 - (14) AA. IV. 269
 - (15) Vgl. A. 32f. /B. 49
 - (16) A. 42/B. 59
 - (17) AA. IV, 314 (§ 32)
 - (18) AA. XXII. 26
 - (19) Vgl. AA. XXII. 42, 43, 45

- (20) B. 17
- (21) AA. IV. 324 (§ 52c)
- (22) A. 524/B. 552
- (23) B. XVIII, XIX
- (24) A. VIII
- (25) AA. X. 166
- (26) AA. V. 20
- (27) AA. V. 30
- (28) AA. V. 132
- (29) AA. IX. 49f.

ELT Materials for General English Classes at Japanese Universities

Daniel Droukis

Introduction

The materials we use in our language classes should be providing students with the opportunities they need to learn the basics of English language use. How can we be certain that these books chosen to be used for a wide variety of students are appropriate for these students? This paper will discuss the questions we need to ask when considering which materials will be effective in improving second language acquisition (SLA). Universities in Japan offer general English classes to all their students therefore it may be informative to investigate questions that need to be answered when considering these materials for students who are perhaps less inclined to find these classes engaging. Masuhara and Tomlinson (in Tomlinson, ed. 2008:17-37) have investigated the coverage of these materials and how they match up with basic SLA principles by surveying teachers and learners who have used these books. The results of this investigation will be used to evaluate the effectiveness of these types of materials at the typical Japanese university in order to determine if these materials are meeting with the targets dictated by SLA principles. These results will be put forth along with the determinations made by Masuhara and Tomlinson so that we will be able to more clearly evaluate the results of these questions when applied to a small sampling of materials being used at three Japanese universities. The textbooks to be examined are all currently being used by the author at Kyushu Kyoritsu University, Kyushu Women's University or the University of Kitakyushu. Of these books two are by a Japanese publisher and two by foreign publishers. They are the following:

New Crossroads (Macmillan Language House)

Experience an English Program! (Shohakusha Publishing Company)

What are your Travel Plans? (Shohakusha Publishing Company)

Communicate 2 (Macmillan-Heinemann)

The evaluation of materials: Analysis and discussion of the questions posed by Masuhara and Tomlinson

1. To what extent do the materials provide exposure to English in authentic use?

Authenticity is something that is commonly believed to be an essential aspect in classroom materials. There are difficulties in including authentic materials within a textbook; including copyright therefore it may be difficult to find authenticity within any given textbook. Since the authors actually refer to "authentic use" then we may need to consider that actual authentic materials may not be required as long as the passages within the textbook contain "authentic-like" conversations or passages where the students can practice them trying to imitate authentic situations. If the students were to choose certain vocabulary and then use this vocabulary to interview the teacher, this would then constitute authentic use since the activity involves authentic language used to acquire information of an authentic nature even when performed in the inauthentic setting of the language classroom.

Indeed, in *Experience an English Program!*, we can find no examples of authentic materials being put forth within the text. There are, however, many situations which are presented within the material that would allow for the use of authenticity to enliven and make the material "more real" to the students. Situations in the book call for checking into a hotel which would require the use of hotel registration forms or other hotel-related materials. In the unit, *Now we are international students*, Hiromi asks Nancy where the English Language Center is. This activity could be enhanced through the addition of maps or building information panels which display various locations within a building thus requiring the learner to ask questions to ascertain the location of various areas within a building. In the unit, *Hiromi finds an apartment*, ads from various newspapers for apartments could be used to provide the students with the necessary exposure to authentic language in this aspect of living in an English-speaking society. However, as the book stands it does not directly provide this access for the students, thus requiring the teacher to make efforts to provide this exposure through a little effort in searching for overseas newspapers which commonly provide this kind of information.

In *Communicate 2*, no direct exposure to authenticity can be found within the textbook itself. The emphasis on grammar may also discourage the teacher from immediately considering the use of authentic materials to support the text. Additionally, the use of humor within the dialogues tends to discourage the direct employment of authentic materials as the students are already challenged to find the humor in the conversation which may or may not be of any importance to the students or teachers. Authentic materials would need to be chosen to support the emphasis on a particular grammar point rather than to provide practice in the use of a particular set of vocabulary or to demonstrate the ability of the student to perform a particular task.

In a different type of communication book, *New Crossroads*, uses survey type questions as the opening activity of each unit. The lack of conversations for the student to emulate makes this book different from those traditionally used in conversation classes. The focus on topics however, encourages the teacher to employ authentic materials to a certain degree. Since the book focuses on Japanese university students, the topics can sometimes require the addition of authenticity to drive home a point to the students. A unit on "food" finds an adapted version of a menu while the unit on "work" finds an adapted version of an employment application. Unlike *Communicate 2*, there is a hint of authenticity within the material although it has obviously been adapted for use by college students. There are also opportunities to use authentic materials in support of various units. The section on music may allow for the introduction of music lyrics for analysis and discussion while the section on shopping will encourage the introduction of newspaper ads for shopping sales. Just as obvious is the need for introducing authentic menus as well as using segments of travel guides in the section, *Travel to Exotic Lands*.

The second Japanese-produced book, *What are your travel plans?* While offering a variety of topics directly related to overseas travel, offers nothing in the way of authenticity. The closest effort toward the introduction of authenticity comes in a section where a variety of slang phrases are explained in Japanese. While the book offers similar themes to that of *Experience an English Program!*, there are no authentic references for the students to make use of. There are indeed many topics discussed which could be enhanced through the introduction of authenticity such as menus, driving, shopping, accommodation etc. but there is little to be found in terms of authentic material. This of course, could be by specific design as an effort not to discourage the students who are beginners however the topics introduced encourage the

addition of authenticity to make the language being used more realistic for the learners.

2. *To what extent is the exposure to English in use likely to be meaningful to target learners?*

All the books discussed here offer the opportunity to personalize what they are learning which in itself helps to make the learning more authentic. Segments of the books that require the students to offer true personal information will be by its very nature authentic and thus require students to use more authentic materials to communicate with one another. *New Crossroads*, is most likely to encourage the students to personalize what they are learning as the units require that the students offer information of a personal nature. This offering of information is less likely in *Communicate 2* and also improbable in *What are your travel plans?*, or *Experience an English Program!*. This of course, is dependent upon the individual goals of the student, teachers and institutions. If the goals include encouraging the students to talk about themselves then it is likely that *New Crossroads* will be more appropriate. However, with many students interested in foreign travel, *Experience an English Program!*, will surely be of greater interest and will be more appropriate for those students. The interest of the students at particular institutions will then have to be a deciding factor when the teacher is choosing a textbook for language courses. Personalization will be of importance to the students as they try to see how the material and courses will have an impact on their own lives. However, we are warned that, "it is questionable as to whether teenagers really welcome these kinds of teenage topics" (Masuhara & Tomlinson in Tomlinson (ed.) 2008). It may be true that from institution to institution the textbook choices made will need to be done more carefully based upon what those students may view as being worthwhile to them in their studies. Students who are serious about their studies with the intent of using them in the future may be more interested in the travel books while those who are interested in primarily improving their own English skills for work or making friends may favor the more topical *New Crossroads* or the grammar-focused, *Communicate*.

3. *To what extent are the texts likely to interest the learners?*

This can be a difficult question in the best of circumstances. The makeup of classes change, attitudes change, fashions and technology can be in one day and out the other thus by the time the book is written, printed and published what was popular at the time may already have gone cold. By selecting a book that follows a particular theme as in the case of *What are your travel plans?*, or *Experience an English Program!* we can be better assured that the content will be of interest to the students for the foreseeable

future. Whereas with the topical *New Crossroads* we may be faced with topics which have become less popular over time either from saturation in the language classroom or culturally as an indication of the change in cultural focus. This will be equally true of *Communicate* as it will have no popular culture restrictions to limit its interest to learners on those grounds, at least.

To allow the teacher or institution to have more confidence in their choices in this area it may be advisable to offer some type of interest survey to the students during the year prior to the one where the book is being used. This may allow the teachers to consider which topics have become passé and which are still acceptable in the classroom. *New Crossroads* is arranged by topic thus making it easier to determine whether the book will be appropriate for a given situation in terms of topic:

Unit One: My Life, My Likes: offers an opportunity to go over basic introductions and to talk about oneself with a partner. This topic will probably be easily acceptable in the classroom as most courses will start in some similar fashion.

Unit Two: New Friends: Probably could be covered in the first unit but does allow for the inclusion of the discussion of others. This is an area where the students have a vast array of personal experiences to support them in their quest to produce language. There can be problems with this topic for students who are shy and may not have as many friends as others to talk about. It can sometimes be a deflating experience in the classroom for the teacher who thinks that this topic is bound to encourage discussion in the classroom.

Unit Three: Music Forever: This topic can easily go out of date when using the book. The author has reworked this unit so as not to include time-sensitive names which will be unfamiliar to many students in the near future as the interests of the pop culture environment go through another change. This may be one area where the teacher may be surprised by the lack of enthusiasm amongst the students and should probably be more likely to have a support plan in the case where this topic is met with resistance or even worse, resistance.

Unit Four: Dating and You: This can also be a “black hole” for teachers as they may rush into the concept of boy-girl relationships as something of great interest to the students, which it obviously is, however this interest does not seem to carry over into the language classroom. It has been the author’s experience that this topic will often lead nowhere in both single-sex classes and classes of males and females.

Unit Five: A Fantastic Weekend: This is another topic that is common as a Monday

morning opener yet may not be a totally successful topic for a series of classes as using the textbook would demand. This unit is an indication of a topic which can be greatly overdone resulting in apathy amongst the students who either have little of interest to discuss or would rather not divulge private activities in front of a group.

Unit Six and Unit Seven: It's on sale and What's on the menu?: Shopping and food can also be topics that will be easily of interest to students. These topics are often well overdone in the classroom and the teacher may find that these will work on one occasion and be unsuccessful another day. However, this topic is often considered to be a reliable standby that can be counted on to produce a valuable lesson the shows results while being of interest to students.

Unit Eight: Baseball, Corn Dogs and Yakisoba: Sports can be a safe topic for the teacher in that it can be dealt with without causing any controversies however we can sometimes forget that there are many students who simply have no interest in sports. When dealing with this topic there is not really much we can offer these students except to include other hobbies along with sports so that all the students may be included with something to offer in the classroom. Since the unit on weekends discusses such activities and hobbies it may be better in terms of topic to lump these topics together so that all students can be included.

Unit Nine: Finding the Right Job: Employment in the future can be an interesting topic to most students as it is something they are all working toward and will be dealing with directly very soon. Giving the students experience in discussing work, thinking about their future and handling employment exams and interviews can all be beneficial to the students as well as being something that they will appreciate as having a direct connection to their lives. This will make the topic of great interest to almost every student even those who are not considering work that has any direct relation to English. Learning how to fill out an employment application form will be something that they may carry over into their Japanese interview experiences and thus have a beneficial impact on the students' personal lives.

Unit Ten: I like your personality!: This topic can be a big vocabulary builder or a big vocabulary headache. Students have the opportunity to learn a lot of vocabulary that is easy to comprehend and apply in conversation. However, the exposure to this much vocabulary at once may be problematic to some teachers as students can be overwhelmed by the volume of vocabulary to be learned. When trying to personalize this type of unit we may find that students are hesitant to tell their true feelings in

describing themselves or others, particularly when trying to have the students use vocabulary with negative connotations.

In *What are your travel plans?, and Experience an English Program!*, the nature of the material leaves us to consider the books as a whole when discussing interest to the students as there is a theme to the book itself. Students are generally interested in learning to use the language for use in overseas travel thus such books will generally appeal to the masses when applied to this question. In the case of *Communicate*, the same cannot be said as there is closer attention paid to grammar to help those students who have less confidence in the language. Those students who are concerned that they do not have the basic skills in English that they should have will have more interest in this type of material. Again, the material must be considered as a whole with a large collection of grammar-focused exercises.

4. To what extent are the activities likely to provide achievable challenges to the learners?

Often we are unable to explain as to whether activities will be achievable until the course has actually begun, by which time it is too late to do much about the material except change in midstream or rely greatly on supplementary materials. Activities of two books are quite similar and will thus appeal to a certain teacher for a certain type of student. In *What are your travel plans?, and Experience an English Program!*, we find a multitude of listening activities which are followed by writing and then speaking opportunities. These types of books are aimed at students who feel less comfortable with doing a lot of speaking in the classroom but have a concern for developing listening skills to a greater extent. Indeed, much of the texts in these two books focus on the student's ability to listen to the language and write what they hear in the text. This type of exercise is quite familiar to Japanese students and thus will often be looked at in a positive light by both students and Japanese teachers of English. In *Experience an English Program* we can see how students may find this type of book much easier to navigate and thus be more open to the concepts being put forth.

Experience an English Program

Match the words on the left with the definition on the right

faculty	学年歴
major in	参加する
experience	國際交流
international exchange	経験
academic calendar	学部

At the International Exchange Center

Adviser: What can I do for you girls?

Hiromi: We want to study _____.

Adviser: All right. Are you thinking about a long-term stay?

Yukiko: Yes. We're thinking about a one-year program _____.

Adviser: OK. We have several sister universities in America.

Hiromi: Where are they?

Adviser: We have ones in San Francisco, Denver, Chicago, New York, and Boston.

Hiromi: Oh, this is more difficult that we thought.

True or False

1. _____ Hiromi and Yukiko are thinking about studying in England
2. _____ Hiromi and Yukiko want to start the program next April
3. _____ There are two sister universities in America

In this material the students are given few choices, which is easier to manage for many students. The chances of being successful is more likely yet it is challenging enough as to require the students to understand that they must make a serious effort to listen and to write and also to ask questions when the need arises. There is also the issue of using Japanese within the text. The students may feel more comfortable with the material that does not look so overwhelming because of the appearance of cloze passages and their first language.

In *What are your travel plans?*, the students are faced with similar challenges but at a smaller scale and more certain possibility of success. Example dialogues are shorter and the questions are more direct and to the point used in combination with cloze passages.

What are your travel plans?

Question: Who owns the Post Office in New Zealand?

_____.

A: In New Zealand the Post Office is owned by a () ().

B: Japan is going to be that way too.

A: Really?

B: Yes. Former Prime Minister Koizumi passed a () () privatize Japan Post.

Question: How is A going to find out the color of mailboxes in China?

A: () () **what color mailboxes are in China?**

B: I don't know.

A: **I am curious to find out.**

B: A good way to find out is () () a Chinese foreign student.

The target of the activity is direct as the students are to listen, answer questions and write. It makes the task much easier to comprehend than those offered by *Communicate* or *New Crossroads* as we shall see below.

In *Communicate*, the student will be faced with a great volume of target language which can be overwhelming to some students with less confidence in the language. Each unit is focusing on a grammar point which will allow the teacher to better focus the lesson and thus make the chances of succeeding in the lesson more likely, however with the great deal of open-ended answers required, the students may often be at a loss as to how best to answer the exercise. This can be seen in a consolidation exercise from *Communicate*:

Four Patterns

In your town/city

There are too many _____, There's too much _____.

There aren't enough _____, There isn't enough _____.

In your country

There are too many _____, There's too much _____.

There aren't enough _____, There isn't enough _____.

In the world

There are too many _____, There's too much _____.

There aren't enough _____, There isn't enough _____.

These exercises, although similar and focusing on the point of the unit allows the student too much choice in answering to be really effective in allowing the students to consider how to answer the questions. The results of this type of activity in classes done at Kyushu Kyoritsu University were discouraging. While the students could easily

answer questions on this pattern there were not enough chances to experience this pattern in real situations to use it in this type of activity thus making it a deflating activity to end a unit. While the activity looks achievable, it required a great deal of teacher assistance and prodding to do so.

This is also a problem in the use of *New Crossroads*. As the students are allowed to personalize the material more it will require them to have a great deal of confidence in what they actually want to express in the given unit. This is not often that easily done in the language classroom in Japan.

New Crossroads:

Circle the answer that best describes your feelings:

1. Most of my friends...
 - a. Go to this school
 - b. Have a part time job
 - c. Belong to a club
 - d. Know what they want to do in the future
2. It is difficult for me to make friends of the opposite sex
 - a. Agree
 - b. Disagree
3. I have never had a serious argument with my best friend
 - a. True
 - b. False
4. A good friend should be...
 - a. Optimistic
 - b. Generous
 - c. Serious
 - d. Supportive
 - e. _____
5. A good friend should not be ...
 - a. Selfish
 - b. Shy
 - c. Talkative
 - d. Stingy

The unit follows with additional questions of a similar nature. It gives the students a chance to personalize what they are learning but also forces them to expose true feelings

about a variety of topics that the student may or may not yet be prepared to discuss. In this sense the unit on dating could be an overly sensitive topic for the student. It does give the student answers to choose from which will make the activity much easier to navigate than that shown in the *Communicate* exercise.

5. *To what extent are the activities likely to engage the learners affectively?*

Each text will have its positive influence on the students. In the case of *New Crossroads*, the students will have the opportunity to consider questions usually of interest to young people and thus be motivated to use the presented vocabulary in real communication on the topics presented within the textbook. The chapters give them a focal point along with the vocabulary practice which gives them the opportunity to practice speaking about the focal points of each unit. The students should be engaged using the vocabulary as well as considering possible alternative answers to the multiple choice questions presented within each unit. Allowing the students the opportunity to gather information from each other while using the presented questions and/or vocabulary will give them the opportunity to engage in real communication which produces real results not simply reciting a given dialogue. In fact, there are few dialogues contained within the text which forces the students to create their own conversations without the aid of a model conversation. This can be helpful in allowing the students to talk on their own but can also be frustrating for the teacher who is trying to direct the students but has few given examples to offer the students as an example of good usage.

In the case of *Communicate*, there are opening dialogues throughout the text but they are not ideal for modeling as they contain comic relief which is mostly lost on all the students. The conversations for those students at this university were a bit too complex to be used as a model for further conversation but these conversations did serve as a way for the students to practice looking for information as well as answering questions on the content of various dialogues. The subsequent grammar focus activities did guide the students toward sentence structures and questions that could be emulated during their own practice and production efforts.

In both "*What are your travel plans?*" and "*Experience an English Program!*", the students are offered dialogues to practice after they have manipulated the various listening exercises. This offers the students to practice the four skills evenly and allows the teacher to view directly how the students can handle the points emphasized by each

unit. In the former text, the dialogues are of a simpler nature and much easier for the students to emulate while offering less information to deal with making for a slightly easier preparation and practice time for those students who may be having difficulty with the language. The latter text offers more practical situational dialogues which can be done as pair work and helps them to create their own dialogues from their imagination if this is what the teacher is interested in exploiting.

6. *To what extent are the activities likely to engage the learners cognitively?*

How much we can challenge the students can be a serious question that will affect the results of classroom activities. Only the individual teacher can know how far the students are able to be challenged in the classroom. The materials chosen will be an important part of that question. In the four materials discussed here we can see clear differences in how the students are engaged cognitively. *New Crossroads* has the potential to engage the students to where they are thinking for themselves to give personal information. There is more likelihood that the students will be challenged and also frustrated in using this material. *Communicate* offers the student work completely in English which in itself challenges the students cognitively and dialogues with long sentences will be more challenging than that offered by the two Japanese-produced books. Both *"What are your travel plans?"* and *"Experience an English Program!"* will provide cognitive challenges to the students in forms of vocabulary development, listening practice and using the learned dialogues for speaking and thus also listening skills (all units contain cloze passage exercises). The students will directly and indirectly have a variety of experiences which will help with their overall cognitive development.

7. *To what extent do the activities provide opportunities for the learners to make discoveries about how English is used?*

Challenges to find out how English is used can be difficult to create for the materials writer. This is such an encompassing concept that it will be impossible for the writer to give a true balanced view of how English is used in its entirety but when writers focus in one direction when offering their materials for use it can be seen that we can find examples in all four books of where the students gain an understanding about how the language is used. Sections in *"What are your travel plans?"* offer examples of how the language (phrases and idioms) are used with explanations in Japanese. This may be the best example of trying to reach out to the less experienced student by examples in L1 of how and why certain words or phrases are used in L2. This extra bit of understanding

would hopefully allow the students to make some kind of connection from what they know already with what they are learning in the current environment. In a lesser extent the same can be found in *"Experience an English Program!"* when the authors provide opportunities for the students to translate conversations from the L1 to L2. However, this seems more like an attempt to give the students practice in translation than it does in providing an insight into how the language is learned. *New Crossroads* makes a little attempt to provide these opportunities through a section called *Let's Talk* where the students are provided with cues to produce questions which they can ask other students to acquire information. This activity will result in the students learning about a variety of possible responses which other students give. They are in a sense, learning from each other in this way. *Communicate* provides many opportunities to do this because of its concentration on grammar. By allowing the students to use conversations (regardless of how authentic or inauthentic they may be) the author is providing a direct method toward seeing how the language is used. If the students are inspired by this approach may be entirely another matter but in this sense the attempt has been made to link the grammatical language with how that grammar can be used.

8. *To what extent do the activities provide opportunities for meaningful use of English?*

The students will experience the meaningful use of English in each of these books. It will be perhaps decided by the student as to what extent what they are learning is meaningful. Each book has sections which could be described as meaningful. *Communicate* makes the effort to make a connection between grammar and communication and as an added bonus throws in "Questionnaires" which make the language students are learning a little more meaningful because they are actually using it to acquire information even if there is little authenticity in the activity. *"What are your travel plans?"* and *"Experience an English Program!"* offer the students the opportunity to understand how the language will be used in foreign travel situations even if the text lacks any resemblance to authentic. It is in fact true that there is little attempt to offer any type of authenticity in these materials. However, this does not mean that they cannot be meaningful experiences to the students. *New Crossroads* provides meaningfulness by allowing communication on real information that the students bring with them. Many students will feel that learning about others is in itself a meaningful use of the language even if it is not exactly what Masuhara and Tomlinson had in mind.

9. *To what extent do the materials provide opportunities for learners to gain feedback on the effectiveness of their use of English?*

The students will be able to obtain feedback in a variety of ways. Through the use of the survey questions the students will come to understand that the language they are using can be understood. Through the cloze passages and exercises the students can see that they are able to hear and understand what is being said and will receive immediate feedback as to whether they are correctly interpreting the situation. Consolidation exercises serve to give feedback on the understanding of the grammar being focused on but do not really help with the understanding of communication activities in the materials. Each of the four books has aspects of feedback built into them which help to make the teacher's job a little easier.

10. To what extent are the materials likely to sustain positive impact?

The materials will sustain a positive impact when they are used to show that what they are being presented with is not that overwhelming and that they (the students) can indeed learn to use the language to communicate. Short, in-class exercises will give immediate feedback which will give a positive outlook to students. Listening activities will become easier to handle as the course proceeds as the students get more comfortable with the language. This experience will also have a positive impact on the students. If, however the teacher turns away from the book for any long period of time the students will most likely begin to be negatively affected.

11. To what extent do the materials help the learners to make use of the English-speaking environment outside of the classroom?

There is very little English speaking environment outside of the classroom but hopefully it will become more likely that the students will engage the teacher in conversation outside and that the teacher will encourage this type of communication outside of the classroom.

12. To what extent do the materials help the learners to operate effectively in the English speaking environment outside of the classroom?

The two texts that focus on overseas travel will be very likely to be helpful in allowing the students to operate in overseas situations. Direct examples of specific situations are likely to provide a confidence boost to the students and encourage them to do some type of overseas program where they will be able to use the language that they have been presented in these two books in particular.

13. To what extent do the materials treat English as an international language?

New Crossroads allows the student to use the language to communicate with others and focuses on Japan. This does not mean that it does not treat English as an

international language but recognizes the fact that the students will have few opportunities to use the language overseas while they may have chances to speak to foreigners in Japan, including their own teachers. The two travel books by their very nature will treat English as an international language as the students are to practice for use internationally. *Communicate* makes some attempt at treating the language this way through the introduction of characters of varying nationalities. Whether this really has an influence on the students may be questioned but it certainly is not a negative influence to see that people from different countries can use the language to communicate with one another.

14. To what extent do the materials provide opportunities for cultural awareness?

Cultural awareness is added to "What are your travel plans?" in sections of Japanese explanations of terms and sometimes customs. A variety of experiences of Hiromi and Yukiko in "Experience an English Program!" provide us with examples of the differences between Japan and America. Readings in *New Crossroads* discuss various aspects of culture and provide some insights into the experiences of some people in other countries although it may not be a widely encompassing view of a variety of cultures. *Communicate* gives examples of a variety of situations which can be compared to those experiences of young people here in Japan thus providing for an opportunity to discuss cultural differences between countries. However none of the books goes into any great detail on cultural awareness and it can be assumed that to some extent the authors may expect the teachers of these courses to provide this on their own which is not an unexpected thought process.

Conclusion

We have seen that Masuhara and Tomlinson have provided an excellent method to analyze materials for General English classes in Japan. Surely we have seen that books are not all-encompassing and will need to be supplemented to a certain extent. In this admittedly extremely small sampling we can see that the type of book we use will greatly influence the impact that the material will have on what we can provide for the students in these very common General English classes. We have seen that each type of book has something to offer both the teachers and the students and it will be up to the teacher to gauge what kind of students are being taught and then which type of material may best be suited for these classes because even though these courses tend to be of a similar nature, the kind of materials we choose for a particular kind of student

body will probably be the difference between having successful and unsuccessful courses.

Suggested References

McDonough, J. and C. Shaw. 1993 *Materials and Methods in ELT*. Oxford: Blackwell Publishers.

McGrath, I. 2002 *Materials Evaluation and Design for Language Teaching*. Edinburgh: Edinburgh University Press.

Tomlinson, B. (Ed.) 2008 *English Language Learning Materials: A Critical Review*. London: Continuum Press.

Tomlinson, B. (Ed.) 2003 *Developing Materials for Language Teaching*. London: Continuum Press.

Tomlinson, B. (Ed.) 1998 *Materials Development in Language Teaching*. Cambridge: Cambridge University Press.

Textbooks Cited

Fuller, D. and L. Merenda. 2005 *New Crossroads*. Tokyo: Macmillan Language House.

Paul, David. 1995 *Communicate (Book 2)* Macmillan Heinemann English Language Teaching.

Yukitoki, K., J. Nagata and A.J. Parker 2008 *What Are Your Travel Plans?* Tokyo: Shohakusha.

Yukitoki, K. and D. Droukis 2006 *Experience an English Program*. Tokyo: Shohakusha.

世界金融不安と金融機関の経営危機； 日本の金融不安との比較……

伏見 一 彰

(はじめに)

今、世界金融不安の嵐が世界に吹き荒れている。欧米では経営危機に陥っている金融機関が相当数にのぼり、各国政府は金融機関に対する監督・管理強化に乗り出して、遂には最後の手段である公的資金の注入に踏み切った。

自由主義経済は民間の経済活動の自由が大原則であるが、この原則を無視してまでも各国政府が民間経済に介入するという事態が、現在の米欧の金融危機が如何に深刻であるかを物語っている。

現在進行中の世界金融不安を研究するに当り、最初に金融機関の経営破綻の状況を認識する必要がある。金融機関の経営危機・経営破綻は日本では約10年前に経験した事態である。世界の金融不安の研究に当っては、かつての日本の金融機関の経営破綻の実態と比較することが有用であると、私は考えた。90年代の日本の金融危機は現在の世界金融不安の分析に貴重な材料を提供するはずである。

以上のような認識に立って、最初に私は1990年代の日本の金融不安の状況と金融機関の経営破綻の状況を観察することにした。

1. 金融業の特徴

本論に入る前に、金融業の特徴について考える。

最初に忘れてならないことは、金融業はそれ以外の多くの業種とは異質の特徴を持っているということである。その特徴・特性として私は次の4点を指摘する。

- ① 金融業は全ての実体経済活動に密接に関係しているという点である。貨幣経済にあっては、実体経済活動の裏側には通貨・金融が動く。金融が行き詰まると実体経済活動も停止し、経済活動に混乱をきたす。

このような金融業の特徴を捉えて、「金融は（実態）経済の血液だ、循環器だ」と表現される。言い得て妙である。血液の循環が停止すれば、健全な器官も変調をきたし、肉体は死ぬ。他の全ての器官が健全に活動していても、心臓が停止すれば肉体は死ぬ。血管の一部が詰まっても、体全体の血液循環に変調をきたし、肉体全体が死ぬ。

基本的に、肉体の構成の主体は骨や筋肉などの臓器類であり、臓器類の活動を実現するために血液が活動するのであって、その逆ではない。血液の流れが最初にあってこれを助けるために臓器類があるのではない。

金融も同様である。金融活動が最初にあって、それを援助するために実体経済が存するのではない。

但し、金融・通貨にあっては、時に実体経済とは無関係の金融取引がある場合がある。金融・通貨が実体経済に影響を及ぼすという事態も時にみられる。金融恐慌やインフレ・デフレ現象がこの例である。しかし、基本的には金融が一人歩きすることはないし、金融業が実体経済活動から遊離して動き回ると、金融が実体経済を混乱させる恐れがある。現在の世界金融不安は実体経済活動から遊離した金融取引が大規模に発生して、経済活動を混乱させているという一つの例である。

この特性から得られる結論を幾つか指摘することが出来る。まず、金融・通貨は実体経済の動きに合わせて動かなければならないということである。金融を取り仕切る中央銀行は、従って、常に実体経済活動状況を注視し、その動きを見ながら金融政策を実施する。次に得られる結論は、金融が極めて重要な働きを担っているから、金融活動にはそれなりの政府の監督・規制が必要となるということである。程度の差はあるが、どの国も金融業には政府の監督・規制を働かせている。

- ② 第2の特性は、金融活動はそれぞれの地域特性と商慣習の中から成立したものだ。ここから出てくることは、金融は単一の国際基準で統一することはできないということ、別言すれば金融は本来、国際化に馴染まないということである。

日本の現在の金融制度は欧米から輸入してできたものだが、日本には江戸時代にも金融業があった。両替商がこれである。明治以降の近代的金融制度が移植されてからも、金融取引には日本独特の商慣習が残されている。欧米に関しても同様である。

ここから得られる結論は明白である。金融は世界統一基準で律することは適当ではないということである。世界と金融取引を行うに際して同一の基準に則った方がやり易いという理由において、国際基準が導入されるべきであって、全ての金融業を世界基準（これは現在に最も影響力のある国の基準である）で統一することは適当ではない。

- ③ 第3の特性は、第1の特性に関連するが、通貨・貨幣の発行には厳しい基準が必要ということである。金融部門が実体経済から遊離し遊離して通貨発行しないように、各国は通貨発行（発券）制度に厳格な基準を定めている。

ところが、現在の金融自由化・国際化が実現した中で、国境を越えて通貨が自由に流入入をするようになり、これが一国金融秩序を乱す要因となっている。経常収支の赤字・黒字が過去、しばしば国内の通貨発行量を大きく変動させる現象がみられる。

ここから得られる結論は、通貨を発行する機関（中央銀行・発券銀行）は政治力などの外的圧力から独立した存在でなければならず、かつ、発券基準は適切でなければならないということである。

- ④ 第4の特性は、通貨・資金の創出（通貨発行）や保管は実物資産に比べるとはるかに容易であるということである。その結果、巨額の資金が一部分に集中することが可能となっている。世界の大金持ちと言われる人がそうであり、世界の巨大ファンド・オイルマネー・SWF (SOVEREIGN WEALTH FUND)、年金基金などがそうである。

これら巨額の資金は時に金融市場・外為市場を攪乱するが、これは世界金融市場・外為市場には健全な市場形成の資格を備えていないということの意味する。

健全な市場が成立する条件は無数の市場参加者がいて、その誰もが市場に影響を及ぼすことが出来ないことである。現在の金融市場がこの条件を備えていないことは明らかであり、従って、為替相場の乱高下が起り、大規模な投機が発生して東アジア通貨危機などが勃発したのである。

独占・寡占状態では健全な市場は実現できないから、実体経済においては、独占禁止法や市場参加者の資格・制限規定が設けられているが、金融市場においてはこれに相当する規制・基準が用意されていない。

ここから得られる結論は、金融市場・外為市場は自由は活動に委ねてはならないということ、規制・監督が必要であるということである。

残念ながら、国境を越える資金移動や巨額の資金活動に関して、現在の世界にはそれを適切に規制する基準が存在しない。

金融はこのように4つの特性があるということ認識して、以下の議論を進める。

2. 自由主義経済・資本主義経済は、各人（経済主体）が自らの意思で自由に経済活動を行うことができる。経済活動の種類は無数にあるが、経済学においては無数に存在する業種を共通項をもって幾つかの大項目に分類して経済分析に役立てている。

例えば、コーリン・クラークの分類になる第一次産業・第二次産業・第三次産業の3分類は最も知られている分類である。国民所得理論の生産活動を行う事業所で分類する経済活動別分類では、産業を次の10業種に分類していて、金融業は「金融・保険業」として分類されている。

①農林水産業、②鉱業、③製造業、④建設業、⑤電気・ガス・水道業、⑥卸売・小売業、⑦金融・保険業、⑧不動産業、⑨運輸・通信業、⑩サービス業。

国民所得計算ではこれら各業種の付加価値額を算出合計して、一国の毎年の国民所得額（GNP、GDP）を求める。従って、国民経済計算の内訳項目をみると、金融業は農業や製造業などの実物経済と同列にある一業種に過ぎないように見える。

この見方は間違いではないが、金融業のもつ特性が隠されてしまう。農業・製造業などの実体経済においては、それらの活動はその分野に限定され、せいぜい、関連業種に波及するに過ぎない。わかり易く言えば、例えば製造業の某企業が経営破綻しても、その影響は当該企業とその関連業種に留まる。

しかし、金融業はそれと異なる。金融は農業にも製造業にもその他全ての業種の経済活動に関連している。

上述したように、金融を肉体の血液循環器官になぞらえているのは、言い得て妙である。

このような金融業の特性から次の諸点を指摘することが出来る。

第一に金融業は地域色・地域の商慣行を色濃く反映したものだから、世界統一基準に馴染まない業種である。従って、第2に金融業は本来、国際化に馴染まない業種である。第3に金融業はその影響力の大きさと、実体経済活動を介添えするのを本来の業務とするから、公的規制・監督が不可欠であり、実体経済が追及する自由化には馴染まない業種である。加えて、巨額の資金・通貨が一部に偏在して健全な金融市場・外為市場を形成する前提条件が欠落しているから、金融市場・外為市場・証券市場は市場原理にゆだねることは出来ず、然るべき規制・監督が不可欠である。

第4に金融業は経営破綻させてはならない。金融業以外の企業は経営に失敗すれば、倒産し社会から消滅し、かくして経済活動の効率化が高まる。しかし、金融業は経済活動全体に及ぶ業種であり、産業全体そのものであるから、経営破綻しても倒産・消滅させれば、産業全体に大きな影響を与えるから、消滅させてはならない。

専門知識を有しない一般人は、市場経済の上に成り立っている資本主義経済だから、金融業もその他の業種と同様に経営に失敗した企業は、倒産し消滅するのが当然と考えている。

この考えは、上に述べた金融業の特性を知らない素人の間違っただけの意見である。経営破綻した個別銀行を消滅させてはならない。経営破綻した銀行には金融業界が相互に助け合い、最終的には政府がこれを引き継がなければならない。

平成金融不安の際、日本政府は当初、銀行の破綻をそのままにして倒産させていたが、その後これが間違いであることに気付き、公的資金を注入してまで、経営が消滅することを防止した。これが正しい政策である。現在、欧州・米国が大銀行の経営破綻を防止するため、大量の資金を注入しているが、これは正しい政策である。

もちろん、経営破綻を招いた責任を問わないというのではない。経営失敗の責任は当然に追究しなければならない。役員報酬削減や職員の給与引き下げ、経費節減努力、経営陣の退陣などは当然のことである。

3. 平成金融不安発生直前直後の日本経済の状況

(1) 1980年代後半から1990年代前半の金融・証券市場の状況

米国に端を發した現在の世界金融不安の原因は、サブプライム・ローンを組み込んだ金融派生商品の大量販売であるが、1990年代の日本の金融不安の原因は、1980年代後半に発生した金融バブル・超カネ余り現象と呼称される極度の金融緩慢であった。

行き場を失った巨額の資金は土地や株式、あるいは書画骨董、宝石などの奢侈品の購入に走り、これらの価格が高騰した。投機が横行して異常な経済活動が横行する状態をユーフォリア (euphoria、熱病景気・狂乱景気) と呼ぶが、1980年代後半に発生した日本のバブル景気はまさに熱病景気であった。

投機はやがては行き詰まる。この熱病景気が破綻したのがバブル破裂であり、1990年代の日本の深刻な不況であり、金融不安や金融機関の経営破綻の続発であった。

そこで、90年代の日本の金融不安を研究するためには、金融不安をお膳立てした1980年代の日本の経済状況を眺める必要がある。

① 金融市場の状況

金融市場の状況変化を端的に示すのが金利の変化である。銀行の貸出金利をみると、1980年 (昭和55) には8%を超えていた貸出金利はその後急速に下落し、87年 (昭和62) 末には3.930%まで下落した (表3-1)。貸出金利急落の原因はカネ余りと呼ばれる資金余剰・金融緩和状態の発生である。

(表3-1) 主要金融指標 (1985~1995)

(単位；%、億円)

西暦	貸出金利	公定歩合	日銀券発行 残高	銀行預金 (実質)	実質預金前 年比%	銀行貸出金	銀行貸出金 前年比%
1980	8.213	7.25	193472	1418839	8.1	1364746	7.3
1981	7.059	5.5	202377	1580008	11.2	1512137	10.8
1982	6.398	5.5	214260	1694784	7.3	1676775	10.9
1983	6.009	5	224660	1827976	7.8	1863463	11.1
1984	5.809	5	244559	1976236	7.1	2104790	12
1985	5.796	5	254743	2174055	9.9	2371700	12.7
1986	4.501	3	268849	2799502	—	3001653	—
1987	3.93	2.5	291868	3344025	19.5	3377842	12.6
1988	3.941	2.5	323183	3757316	12.4	3721757	10.2
1989	5.388	4.25	374200	4299900	14.4	4124079	10.8
1990	8.022	6	397978	4681751	8.9	4433042	7.5
1991	7.024	4.5	398828	4596136	-2.2	4626442	4.1
1992	5.137	3.25	390263	4439032	-3.4	4739132	2.4
1993	3.894	1.75	416259	4460419	—	4799773	—
1994	3.496	1.75	428803	4535279	1.7	4802675	0.1
1995	2.231	0.5	462440	4700223	3.6	4863560	1.3

(出所) 日本銀行「経済統計年報」。

- (注) 1. 全て年末数値。
2. 前年比のない年は合併などで連続出来ない数字のためである。
3. 銀行預金、銀行貸出金は国内銀行基準。

1980年前半は第2次石油危機（1978～80年）と呼ばれる石油価格の急騰による世界的不況が蔓延していた時代である。

1970年代後半、石油価格の高騰は諸物価を引上げ、不況をもたらした。このため、世界各国は金融緩和政策をとって不況脱出を図ろうとした。これがカネ余りを加速させ、世界規模のインフレを引き起こした。

インフレを鎮静化するため、今度は逆に金融引締め政策に転換し、金利を大幅に引き上げた。

石油価格の高騰と金融引締め政策によって世界経済は不況に陥った。これが80年代前半の世界経済情勢であった。

日本も石油価格高騰によって不況に陥ったが、インフレは発生しなかった。これは欧米諸国と著しく異なる。先進諸国の中で一人日本がインフレに襲われなかったことを日本人はあまり注目しない。

インフレが発生しなかった理由は明白である。日銀が世界のどこにもみられない厳しい金融引締め政策を実施したからである。

1978年3月、公定歩合は3.5%という当時としては歴史的な低金利が施行されたが、石油危機勃発してほどなく、日銀は直ちに金融引締め政策に転換した。

公定歩合は79年4月、0.75%大幅に引き上げて4.25%としたが、同年11月には一挙に1.0%という大幅な引き上げを実施して6.25%とし、それからわずか3ヶ月後の55年2月には更に1.0%引上げて7.25%とした。このような急激な公定歩合引上げは過去に例のない事態であったが、それからわずか1か月後の55年（昭和60）3月には1.75%という信じられない金利引き上げを実施して9.0%とした。公定歩合9.0%というのは、第1次石油危機真っただ中の1973年（昭和48）12月の9.0%という戦後最高水準に並ぶ高金利である。

石油価格高騰によって日本経済不況が深刻化する最中の超高金利・金融引締め政策をとったことで、財界や政界から不満や不平が相次いだが、日銀は頑として強い金融引締め政策を曲げなかった。

このお陰で日本はインフレ発生が未然に抑えられ、80年代に始まった日本経済の力強い進行を生み出したのである。日本企業は不況克服のために合理化努力に努めた。

他方、欧米先進諸国は日本と違って厳しい金融引締め政策を採らなかったために悪性インフレに襲われ、石油危機混乱から脱出するのに長い年月を要した。

日本では第2次石油危機でインフレが発生しなかったことを自自然な市場原理・経済原理の結果と思っているが、そうではない。当時の日銀の政策当局は第1次石油危機時の金融引締め政策への転換が遅れて悪性インフレに陥ったことを教訓として、迅速に強力な金融引締め政策に転換した。これが、一人、日本だけが悪性インフレ発生を未然防止することに成功し、その後の日本経済の世界最強の経済を作ったのである。

我々日本人は80年代に日本経済・企業が世界最強の水準に到達したことを単純に、日本人・日本企業の努力の成果だと思っているが、そうではない。

そうではない。勿論、日本国内の努力があったのは当然であるが、日本人が努力すれば自動的にその成果が実現するというものではない。努力の成果が実現する措置・環境を日銀の適切な金融引き締め政策が用意してくれたお陰で、80年代の日本経済の力強い成長が実現したのである。

そのことを知れば日本人は、第2次石油危機時に適切な金融政策を遂行した当時の森永貞一郎日銀総裁をはじめとする日銀政策決定者に感謝しなければならない。彼らに高い評価を贈らなければならないのだが、残念ながら、今の日本人はそのことに気が付いていない。

② 銀行の預金・貸出金の動向

資金の多くは銀行預金の形をとる。カネ余り現象があれば、銀行預金が増加し、貸出金も増加する。

(銀行預金)

国内銀行主要勘定の預金(実質預金)をみると、80年代に銀行預金は大幅な増加を続けた。

80年代前半は不況(景気後退)の影響で、預金増加率は年率7~11%程度で、それまでの増加傾向に比べると比較的小さかった。

しかし、80年代後半の景気拡大期(好景気)になると、経常黒字の増加が後押しして増加率を高めて、87年(末)には19.5%増という、80年代には見られない高い増加率を記録した(表3-1)。

預金増加率は90年代の平成不況に入って急速に小さくなり、91年にはマイナス2.2%、92年マイナス3.4%という純減を記録した。銀行預金が増減になるということは、かつて有り得ないことで、まさに異常事態の発生であった。

預金の伸び鈍化や純減となった理由は、株価・地価の急落や企業の資金繰り難などが原因として考えられるが、それ以外の特徴的な事件として、大蔵省・日銀の不動産融資規制の影響を挙げることができる。

国が特定の業種に対して金融機関の融資を規制することの是非には、政治の場でも賛否両論があったが、行政内部でも意見が分かれた。しかし、地価の異常な高騰に歯止めをかけるべしという主張の方が勝利して実施に移された。

80年代後半から顕著になった地価の高騰が経済活動や市民生活を圧迫するようになって、政府は91年(平成3)に至り、漸く不動産事業を規制する措置に踏み切ったのである。

国が採った金融機関に対する不動産融資規制措置は極めて厳しい指導だった。金融機

関は4半期毎に大蔵省・日銀に全業種にわたる融資状況を報告し、不動産業に対する融資が少しでも増加しておれば、厳しく指導された。不動産関連の融資を絞る側の金融機関は融資規制に違反しないよう、細心の注意を払った。不動産関連融資を絞り込む側の金融機関は融資状況を報告するとき、「不動産業には厳しい状況となっています」という説明をした。

この不動産融資規制は著しい効果を挙げた。地価の高騰は直ちに止まり、下落に転じ始めた。当時を振り返れば、金融機関の自由な営業を国が規制することは本来好ましい事ではなかったが、その当時は止むにやまれぬ措置だった。賛否両論が激突して規制の実施が遅れ、地価の高騰が停止したのは、株価急落から約1年遅れた。もっと早く実施すべきだった。

それよりも、もっと反省すべきは、極端なカネ余り現象を招いた水道の蛇口をもっと早く止めるべきだった。水道の蛇口とは、経常収支黒字が国内に流入する入口のことである。大都市再開発と銘打った政策の下、政府は再開発が容易に実行できるような種々の土地規制の緩和策を打ち出し、これが「地上げ」と呼ばれるおかしな現象を生み出した。町の中にある土地が強引な方法で開発業者にわたるようになった。追い出しには乱暴な方法が採られた。

勿論、合法的な手法であったが、このおかしな状況を可能にした土地規制緩和策が行き過ぎていた。中には違法な手段を講じて、地権者を追い出すという違法者が現れた。住宅が放火される事件も多発した。借家人の留まる権利は住宅があってはじめて主張できるから、住宅が無くなれば借家人の権利は消滅し、その土地を離れるしかないからだ。大型トラックで住宅に突っ込み、借家人を追い出すという悪質な事件も当時報道された。

暴力団がこの地上げに絡んでいた。経営者の中から「健全な業種・企業に暴力団が絡んできた。将来が心配だ」という不安の声が出てきた。

融資規制とは貸出し抑制のことで、預金とは直接の関係は無いが、銀行の貸出金はまずは借入れ企業の預金口座に積まれるのが商慣習である。貸出金増加は必ず預金の増加に跳ね返るのである。

(銀行貸出金)

銀行は預かった預金を貸出しや有価証券の運用などに振り向ける。貸出しと有価証券運用資金などの運用比率をどうするかは、その時の金融・証券市場の動向に左右される。高収益が期待される貸出先があれば、獲得した預金資金はまず貸出しに充当されるが、有利な貸出先が無ければ、余った資金の運用先を探さなければならない。

通常は有価証券を取得することが多いが、それ以外ではコール・ローンと呼ばれる金融機関向けの短期資金の運用がある。金融自由化が進展してきた最近では国外にある企業への貸出しも選択肢に加えられる。

10年ほど前にイギリスとヨーロッパ大陸をつなぐ海底トンネルのユーロ・トンネルが開通したが、工事資金で最大の融資元は日本の金融機関である。余談だが、ユーロ・トンネルを運営する会社は経営内容が悪く、日本の金融機関の貸付金の相当部分は不良債権化しているということである。

貸出金は80年代、概ね前年比10～12%台で安定的に推移していた。預金と貸出金の増減率は比例関係がみられるのが普通であるが、80年代後半の貸出金の伸びは預金の急増に比べると異常に安定した増加率である（表3-1）。

預金の伸びに比べて貸出金の伸びが高くならなかった理由としては、企業の自己資金が貯えが進んだことや増資など有価証券による資金調達が急速に増大したことである。この時期、銀行は豊富な資金のはげ口の貸出先に悩み、新規開拓にやっきとなっていた。都市銀行は中小金融機関の顧客である中小企業にまで貸出先を広げていった。「都市銀行さんとはとんでもない低金利を提示するので、我々地方の中小銀行はかないません。ほんとに小さな企業にも都市銀行が攻勢をかけている。信じられない」と、当時、小さな銀行の経営者はため息を付いていた。

中小金融機関は融資先を奪われて、止む無くこれまで取引していなかった小規模取引先や危険な取引先を開拓し、外国が発行する危険な有価証券の取得にも走った。証券会社は日本の津々浦々に足を運んで、資金運用に悩んでいる地方の中小金融機関に証券購入を推奨した。これが、その後の不況で多額の不良債権を作る元となった。

90年代に突入するや、平成不況・バブル不況によって銀行の貸出金も預金の動きと同様に、著しく増加率を低下させる。80年代前半の貸出金増加率は年率で10～13%の間で動いていたが、80年代後半には1ケタ台の増加率に低下した。

これは金融の証券化が進展し、それまで銀行借り入れて資金を調達していた企業が株式・転換社債などの証券発行形態で資金調達を図るようになったことや、その結果自己資金に余裕が出て、銀行借り入れに依存する必要度が減退したのが原因である。

企業の中には特別に資金調達の必要がないにも拘らず有価証券を発行して資金を獲得し、証券市場で有価証券の運用を図り、あるいは、高騰する土地取得をして転売益を狙うといった、典型的な投機活動に熱中する企業も現れた。

投機には危険と利益が同伴する。中には金融におよそ無縁の会社が投機に手を出して巨額の損失を被って経営破綻するという例も見られた。関西に本社をおく「タテホ化学」という会社は有価証券の運用に失敗して巨額の損失を出し、事実上倒産に至った。

上手く言った有価証券発行もあった。東京証券取引所の小売業に席を置く某企業は、経営拡大を図るために転換社債を発行した。これを引き受けた日本の某証券会社はこれを外国市場で販売して成功したが、内外金利差を巧みに利用して、本来であれば、年々社債利息を支払うはずなのに、逆に薄利ながら受取利息を獲得した。「カネを借りて受

取利息を得るなんて、どうしても信じられない」と、一代で大企業を築いた創業者の社長は人の良い笑顔で私に語った。

危険なことも棚ボタも、思わぬことが発生するのがバブル経済である。

③ 株価急騰と暴落

投機熱に浮かされた熱病景気（ユーフォリア）は悪性インフレをもたらすが、インフレ現象は特に株価と地価の二つに強烈に現れるのが最近の特徴である。日本の株価は1980年代後半（昭和60年代）になって急騰して89年末に頂点をつけ、1990年に入った途端に急落し始め、日本がかつてない株価暴落を経験したのは記憶に生々しい。

東証株価指数（TOPIX）の年末数値をみると、1980年末、494ポイントだった株価指数はその後少しずつ上向きに向かい、85年末には2倍強の1049ポイントに高まった。この5年間で2倍強に値上りしたのである（表3-2）。

株価は85年に起きたプラザ合意に基づく円相場急騰のもたらした円高不況で一時下落したが、その後は急激な上昇を続け、上昇基調は89年末の2881ポイント駆け上がった。85年末から89年末までの4年間の上昇幅は1831ポイント、2.7倍の上昇率だった。

あるいは、日経平均株価の1982年10月の底値6,849円から89年12月の最高値38,915円とを比較すると、この7年3ヶ月間に5.7倍の上昇となる。

株価の上昇と企業業績の拡大に伴う頻繁な増資の実行によって東証上場企業の時価総額も急膨張した。85年に190兆円だった時価総額は89年には611兆円を記録した。3.2倍の膨張である。

株式売買高も急増し始める。80年代前半は概ね3億株台（1日平均、東証第一部）だった出来高が85年には4億株台に乗り、86年には6億株台、87年には9億株台に急増し、88年には10億株台に乗った。余りの株式取引の急増に東京証券取引所のコンピューターの能力が追い付かずにコンピューターが故障し、取引が一時停止するという事態も生じた。90年代に入ってからの株価急落時には再び3億株台の取引に戻った。

社会の景況感はずは企業収益状況から生まれる。企業収益が改善した後、賃上げがあり、消費が盛り上がり納税額が増大するからである。

企業の税引前純利益、（大蔵省法人企業統計「全産業」）をみると、85年度21.5兆円だったものが、90年度には2倍弱（76.8%増）の38.1兆円に増大した。その後熱病景気が崩壊して企業収益は悪化し、95年度は23.1兆円に収縮し、ほぼ10年前の水準に逆戻りした。

(表3-2) 株式市場の状況 (1980~95年)

西 暦	東証株価指数	株式時価総額(億円)	株式売買高(百万円)
1980	494.1	770747	351
1981	570.31	919056	371
1982	593.72	980902	267
1983	731.82	1267459	349
1984	913.37	1618118	345
1985	1049.4	1901266	414
1986	1556.37	2854714	693
1987	1725.83	3367066	946
1988	2357.03	4768497	1020
1989	2881.37	6111518	876
1990	1733.83	3792311	483
1991	1714.68	3779243	372
1992	1307.66	2894834	264
1993	1439.31	3243574	343
1994	1559.09	3583924	328
1995	1577.7	3647160	357

(資料出所) 東京証券取引所。

- (注) 1. 東証株価指数はTOPIX。
 2. 株式時価総額は年末時点の東証第1部、第2部合計。
 3. 株式売買高は東証第1部1日平均。

④ 雇用・労働市場

売上高の増加と企業収益の増加によって、企業の生産拡大意欲が高まり、雇用も増えた(表4-1)。

新規求人数の変化をみると、81年、82年は経済不況を反映してマイナス4.5%、マイナス5.7%減少したが、その後は増加傾向に転じ、それは90年まで続いた。この間では86年(-5.1%)だけ減少したが、これは円高不況がもたらした一過性の不況によるものである。

完全失業者数は80年代半ばは150~170万人の間で横ばいを続けていたが、80年代後半に至り急速に減少・改善に向かい、1990年(平成2年)には134万人にまで減少した。この時の失業率は2.1%であるが、これは事実上の完全雇用状態と言ってもよい状態である。

参考までにその後の雇用情勢を概略すると、90年代に入って雇用情勢は悪化の一途をたどった。90年代半ばに失業率は3%台に悪化・上昇し、更には4%を突破して、02年(平成14)には遂に5.4%という信じられない状態にまで悪化した。

この間、派遣労働条件の緩和などの労働条件悪化の諸制度がなされてこの悪い数値であるから、実際にはもっと悲惨な雇用上状態の悪化だったわけである。

念のため、完全失業率の推移をみると(表4-1)、失業率は円高不況期の86~87年に

当時としては最悪の2.8%にまで高まったが、その後は好景気を反映して改善・低下を続け、バブル好景気の頂点の90～91年には2.1%にまで低下した。しかし、バブル景気の破裂と共に雇用情勢も悪化に転じて失業率は上昇し始め、90年代半ばには3%を超える状況となった。この悪い雇用情勢はその後更に悪化を続けて現在に至る。

(表4-1) 経済成長率、消費者物価変動率、労働市場 (1980～95年)

西暦	名目成長率 %	実質成長率 %	消費者物価 (騰落率)%	新規求人数 (前年比%)	完全失業率 (%)	完全失業者 数(万人)	完全失業者 数増減率%
1980	9	2.6	7.7	1	2	114	-10
1981	6.2	3	4.9	-4.5	2.2	126	12
1982	4.8	3.1	2.8	-5.7	2.4	136	10
1983	4.5	2.5	1.9	3.6	2.6	156	20
1984	6.8	4.1	2.3	9.4	2.7	161	5
1985	6.3	4.1	2	1	2.6	156	-5
1986	4.6	3.1	0.6	-5.1	2.8	167	11
1987	4.8	4.8	0.1	14.7	2.8	173	6
1988	6.8	6	0.7	28	2.5	155	-18
1989	7.1	4.4	2.3	10.7	2.3	142	-13
1990	8	5.5	3.1	4.2	2.1	134	-8
1991	5.6	2.9	3.3	-1.5	2.1	136	2
1992	1.9	0.4	1.6	-12.7	2.2	142	6
1993	1	0.5	1.3	-14.6	2.5	166	24
1994	0.4	0.6	0.7	-3.7	2.9	192	26
1995	2.2	3	-0.1	4.2	3.2	210	18

(資料出所) 国民経済計算年報。労働省。総務庁。

(注) 1. 成長率は国内総生産額で年度基準。

⑤ 経済成長率

景気変動を確認するのは、国民所得 (GNP、GDP) の前年比増減率である成長率の変動である。

この時期の実質GDP成長率をみると、1981年から83年にかけて成長率は3.0%から2.5%に下落し、景気後退局面に入った。84年から85年にかけて成長率は4.1%にまで上昇して景気拡大局面を記録したが、86年(昭和61)には急激な円高進行に伴う円高不況に襲われて3.1%に鈍化した(表4-1)。

円高不況は当時の企業経営に深刻な困難な状態をもたらした。特に輸出企業にとっては企業存亡に関わるような危機感が漂った。例えば、日本を代表する自動車製造の某企業は国内生産の過半数を輸出していて、円高の打撃は深刻だった。円高危機を乗り切るために親企業の音頭の下で下請け企業が自社企業のノウハウを他企業に提供するという大胆な発想転換などして、企業集団が一致団結して経営合理化に取り組んだ。

「関連企業であっても、自社のノウハウを他の下請け企業に提供するというのは、それ

までは到底有り得ないことだ。それほどまでに我々の危機感は強かった。とんでもない円高を乗り切った日本人は本当に立派ですよ」と、当時の円高危機を乗り切った数年後、親企業の取締役がしみじみと私に語ったことを、今なお私は生々しく思い出す。

わずか2年余りの短い期間に円が1ドル=240~250円から120円へと、一挙に2倍に騰貴するという急激な円高危機を乗り切った日本経済は再び輸出が拡大して膨大な貿易黒字を獲得し、80年代後半の景気拡大を迎える。86年の実質成長率3.1%から87年には4.8%へ急上昇し、88年には6.0%という高い伸びを記録した。89年は4.4%に低下したが90年は再び5.5%という高い成長率を取り戻した。5.5%や6.0%という成長率は第1次石油危機以降では最大の成長率であり、かつての高度成長の再来といっても過言ではないほどだった。

しかし、円高不況克服後の高度成長はカネ余りというやっかいなタネを含んでいた。巨額のカネ余りはやがて投機熱を生み出して熱病景気に変身して泡を膨らませ、1990年（平成2）に泡（バブル）が破裂した。株価は急落に転じ、それから少し遅れて地価が暴落を開始した。戦後長く続いた「地価は永遠に上がる」という神話が遂に破壊された。

日本経済はかくして、戦後経験した事のない深刻な長期不況に陥ることになる。成長率は急低下した。91年には2.9%に下落したが、更にはゼロ成長と呼ばれる状態に陥った。92年から94年の間は0%台の低率に陥り、95~96年は少し持ち直したが、97年（-0.1%）、98年（-1.9%）と遂にマイナス成長を記録した⁽⁴¹⁾。

4. 1980年代後半のカネ余りの原因

(1) カネ余り現象

1980年代後半の日本のカネ余り現象をもたらした原因は、巨額の通貨・資金が日本の金融市場に存在したことであるが、その水源は1980年代に入って急増した巨額の貿易・経常黒字の累積だった。

一部の専門家は80年代後半のカネ余り現象・バブル経済をもたらしたのは、景気過熱を抑えるためになすべき金融引締め政策の時期を日銀が遅らせ、これがカネ余りを生んだと解説している。

確かに、日銀は円高不況（1986年）対策で公定歩合を2.5%という、過去に例のない低金利とした後、バブル景気が相当程度進行中の89年（平成元年）5月に至ってようやく公定歩合引上げを実施した（2.5%→3.25%へ、0.75%の引き上げ）。この引上げ時期は今振り返ると、遅きに失したことがわかるが、その後の引き上げ速度も遅過ぎた。89年5月に引上げに転換してから順次引上げを続け、90年（平成2）8月、6.0%にまで引き上げてこれで打ち止めた。

過去の歴史となった今だからわかることかもしれないが、88~89年はバブル景気真っ盛

りで、株価も地価も急騰を続けていた。株価が歴史的な最高値を付けたのは89年（平成元年）12月だが、公定歩合の最後の引上げはその直前の89年8月で、しかも6.0%に留まった。第1次石油危機時と第2次石油危機時における公定歩合の最高値は9.0%である。如何にも日銀の公定歩合の実施時期も引上げの程度も生ぬるいものだった。

この状況を眺めると、一部の専門家がいう「金融引締政策の遅れが熱病景気・バブルをもたらした」という解説は間違いではないが、しかし、これはカネ余りの根源を忘れた解説である。

80年代後半のカネ余りは景気過熱と日銀の金融引締め政策の失敗が根源ではなく、カネ余りを生み出した貿易・経常黒字の継続にあった。日銀の最大の失敗はこの黒字が生み出す国内金融への散布を防止する不胎化政策に失敗したことであり、更に根源を追求すれば、巨額の貿易・経常黒字の発生を有効に縮小する政策を打ち出さなかった日本政府の重大な手落ちにあった。

しかも、巨額の貿易・経常黒字の発生が急激な円高を招き、日米貿易摩擦問題を深刻なものにして、その後の日本経済の状態を大きくねじ曲げて、今日の日本の慢性不況の状態に陥らせたことを鑑みると、当時の日本政府が貿易黒字縮小に有効な方策を結果として講じなかったことが、何としても悔やまれる。日本の政治・経済史稀に見る大失策というほかない。

(2) 経常収支の意味と推移

1980年代の経常収支の状況を示すのが「表4-2」である。

経常収支とは日本が海外との取引で取得し支払った資金（外貨建）の収支尻である。経常収支黒字とは海外から外貨資金が日本国内に流入することを意味する。流入した外貨資金の一部は国内に滞留すること無く、直ちに海外に流出して海外投資等に回され、一部は国内の銀行に持ち込まれて日銀券と交換される。

外貨を獲得した輸出企業からみると、手持ちの外貨をもって日本円を買うという行為になる。日本円資金に交換した輸出企業はその資金で貸金や下請け企業への支払いに充て、かくして、日本の金融市場に資金が提供される。

但し、上の状態のままでは日本の金融市場への資金増加現象とはならない。何故なら、外貨を購入した銀行は、その分円資金が縮小して、当初予定していたかもしれない日本国内企業への貸出額が縮小するかもしれないからだ。

ドルを購入して貸出し向けの円資金に不足をきたした銀行は取得したドルを日銀に持ち込んで円と交換することによって、日本の金融市場の円資金が純増となる。民間銀行が獲得した外貨を中央銀行に持ち込むか、あるいは、中央銀行が民間銀行から要望されたドル買取りに応じるかどうかは、その時の判断によるが、要するに、経常収支黒字は国内金融市場への資金供給増の原因となる。

1980年代に毎年生じた巨額の経常・貿易黒字が日本の金融市場にカネ余り現象をもたらしたことが、80年代後半に発生したカネ余り現象であり、バブル経済・熱病経済と称される経済状況である。

1981年度の経常黒字は1.3兆円だったが、その後黒字が急増し始める。85年度には一桁増加して12.5兆円という巨額に達したが、86年度には14.8兆円にまで増大した。これが日米貿易摩擦問題という深刻な外交問題を引き起こした。

85年（昭和60）のプラザ合意に基づく円高や政府の貿易黒字是正策の実施により、経常黒字はわずかに縮小に転じたが、それでも巨額なものだった。

90年度は5.5兆円までに急速な収縮を見せたが、この中には90年（平成2）に勃発した湾岸戦争の貢献費として、日本が総額130億ドルにのぼる巨額の海外援助を実施した分の一時的な黒字縮小効果が含まれる。その後再び経常黒字が拡大して、日米貿易摩擦問題は経済摩擦・構造摩擦問題と拡大していく原因となった。

1981年度から85年度までの5年間の経常黒字累計額は31.2兆円で、この金額も巨大だが、その後に発生した経常黒字額に比べると極めて小さいものである。86～90年度の5年間の経常黒字累計額は50.6兆円であり、80年代10年間の経常黒字累計額は81.8兆円にのぼる。

言い換えると、80年代の10年間で海外から日本国内に81.8兆円の資金が流入したのである。これが全額日本国内金融市場に放出されたわけではないが、これが金融市場の一大緩和状態をもたらし、80年代後半に熱病景気をもたらし、90年代に一举にそれが崩壊したのである。

このことからわかるように、80年代後半に発生したカネ余り・バブル景気は日銀の金融政策の失敗が一つの原因をなしたことは間違いないが、根源は日本の巨額の経常黒字の累積であり、それに対する有効な対策を講じなかった日本政府にあり、更には野放図な貿易赤字を放置した米国政府に帰着する。

外貨の流入による日銀券増発傾向を阻止するための日銀の政策を一般に不胎化政策という。流入する外貨を別勘定に押し込んで、流通を禁止する措置である。

外貨流入が急増した80年代にも、日銀は種々の不胎化政策を実施したが、結果としてカネ余り現象・バブル景気を招いたのだから、日銀の不胎化政策は不完全だったことになる。

(表4-2) 経常収支、円相場推移 (1980~95年)
(単位; 10億円、円)

西 暦	経 常 収 支	円 相 場
1980	-1588	227.52
1981	1375	249.64
1982	2298	236.23
1983	5722	244.19
1984	9017	221.09
1985	12573	159.83
1986	14897	138.33
1987	11325	128.27
1988	10028	142.82
1989	8839	141.3
1990	5578	133.18
1991	11300	124.8
1992	15033	107.84
1993	14222	99.39
1994	12428	96.45
1995	9482	112.65

(資料出所) 大蔵省。

(注) 1. 経常収支は年度数値。

2. 円相場は対ドルで、インターバンク直物の年末数値。

(3) 日銀券発行状況

日銀券発行残高・流通量は実体経済活動に見合ったものでなければならない。日銀券が多過ぎるとインフレを招くし、少なすぎるとデフレとなる。通貨発行当局の中央銀行は銀行券の発行残高が適正に維持されるよう、最大の注意を払っている。物価変動は通貨価値の変動であり、通貨価値の安定を最大の使命とする中央銀行は物価の番人でもある。

しかし、外貨の流入が急増したり国債の発行が急増したりして、それが日銀に持ち込まれると、日銀券の過度な増発を招く可能性がある。

国債が大量に発行されてそれが日銀に持ち込まれて(日銀引き受け)通貨増発を招いてインフレ現象を生み出した例は戦前昭和10年前後の国債大量発行がある。

外貨が大量に流入して日銀券増発を招いた例は、戦前では1914~18年の第一次世界大戦の例がある。この戦争中、戦禍とは無縁だった日本は参戦国に巨額の輸出を実現して巨額の外貨・金を獲得した。これが元で日銀券が増発されてインフレを招き、遂には投機が横行する熱病景気・バブル経済に突入し、ほどなくして大不況に突入した。

戦後の例としては、第一次石油危機(1972~73年)のインフレ経済がある。当時これを狂乱物価と呼んだが、インフレの主因はその頃に急増した経常黒字(外貨)が最終的に日本銀行に持ち込まれて日銀券の増発を招き、これがインフレの原因となった。

この当時は石油価格が急騰して関連の物価を引き上げたので、狂乱物価の原因は石油価格高騰と考えられていた。

そうではない。勿論、石油価格の高騰が諸物価を引き上げたが、全ての物価水準を引き上げ、地価高騰・株価高騰現象を招いた最大の原因は、経常・貿易収支の巨額の黒字の発生であることが、現在では定説になっている。

第一次石油危機終結から約5年後に起こった第2次石油危機（1978～80年）に当たっては、日銀が前回の狂乱物価を教訓にして強力な金融引締め政策を採用したお陰で、インフレは発生しなかった。

しかし、1980年代後半の経常収支・貿易収支黒字の発生において、日銀は第1次石油危機と同じような失策をなした。厳しい金融引締め政策を採らなかったために、バブル景気を招いてその後の深刻な平成不況に陥ったのは記憶に新しい。

1980年から90年代前半における日銀券発行残高をみると、80年の19.3兆円から85年の25.4兆円へ増加している。5年間の増加率は30.2%である（表3-1）。

86年から90年の間のそれは、25.4兆円から39.8兆円へ、56.2%の増加を記録した。

この増加率は明らかに実態経済活動に比べると過大である。80～85年間の実質GNPの増加率は18.5%であり、同じく85～90年の間の実質GNP増加率は26.5%であり、どちらも日銀券増加率の方が大きい。

実体経済活動を上回る通貨供給は一般的には物価騰貴・インフレを発現させる。

(4) 物価の状況

物価変動の要因には様々あるが、全ての物価水準が大きく上昇するインフレ現象は必ず通貨の増発が原因している。

管理通貨性の下では金本位制とは異なり、通貨の発行は相当程度、当局の裁量が可能となる。

管理通貨制度が世界的に普及したのは1930年以降であるが、その後の長い経験で、通貨増発は実体経済の拡大（実質成長率）よりはわずかに高い増加率に維持することが経済拡大に好ましいことがわかってきた。

かくして、穏やかな物価上昇（マイルド・インフレ）と好ましい経済成長とが組み合わさった順調な経済拡大がみられるようになった。日本の高度成長時代はその典型的な事例である。

1960年代の日本の実質経済成長率は平均で12.0%だったが、この間の物価上昇率の年平均は5.4%であり、日銀券増発率は年平均16.5%であった。

同様に70年代の実質経済成長率は5.5%、物価上昇率は9.1%、日銀券増発率は15.5%である。73年前後の狂乱物価時代の異常値を除くと成長率9.1%、物価上昇率6.1%、日銀券増発率は13.5%となる。

即ち、60年代から、70年代は「消費者物価上昇率<実質経済成長率<日銀券増発率」の関係が観察される。80年代はこの関係に変化がみられるものの、概ね同じ傾向が続いている。

1980年から85年の間の実質成長率は3.2%、物価上昇率は3.6%、日銀券増発率は5.4%である。

86年から90年の間の実質成長率は4.8%、物価上昇率は1.4%、日銀券増発率は4.8%である(表4-1)。

1980年代後半のバブル経済期の物価上昇率は高くても3.1%(90年)と3.3%(91年)くらいで、ここからはインフレ現象は確認されない。しかしながら、当時、株価の急騰と地価高騰あるいは、絵画や宝石などの奢侈品価格が高騰して、これをみると一種のインフレ現象が出現している。

この80年代後半の物価上昇の状況をインフレ現象と見るかどうかは意見の分かれるところだが、その議論はそれほど重要ではない。

重要な所は、80年代後半に投機現象が発生して熱病景気に日本G見舞われたという事実である。日銀券増発率をみると、87年(8.6%増)、88年(10.7%増)、89年(15.8%増)という異常ともいえる増加率が出現しており、これが投機現象を引き起こした一因であることを窺わせる。

1980年代後半のバブル景気時代に、物価全般の大幅上昇が見られず、価格急騰を示した商品は株価、地価、あるいは書画骨董などの奢侈品に限定されたことをもって、インフレが発生したのか、そうでなかったのかの判断には議論が分かれるところである。

専門家にとっては面白い問題だが、本質には係わらない問題だ。要するに、投機が発生して不自然に物価が高騰して健全な経済活動を混乱させたことでは、特定の商品価格に限定した物価騰貴か、それとも、商品全般の物価騰貴であったのかは重要点ではない。

80年代後半のバブル景気で、何故に過去の歴史でしばしば見られたような、「巨額の貿易・経常黒字→通貨増発→全商品価格上昇(インフレ)」が発生せず、通貨増発も驚くほどに巨額には発生せず、一部特定商品の価格急騰に留まったのかということの究明は重要だ。

私はこの時期のバブル経済で一部の特定商品の価格に限定した価格急騰が発生した原因として、次のような理由を挙げる。

①一つは、日銀の外貨流入不胎化政策が不十分ではあったが、商品全部の価格急騰を引き起こすだけの余剰資金の巨額発生を阻止したことである。②2つ目の理由は、85年から勃発した円相場急騰によって、輸入品価格が急激に下落したことである。もしも、バブル経済が無くて、円相場急騰だけが出現していたならば、日本の物価は大幅に下落したに違いないと推測される。この場合は、不況を伴わないデフレ現象が生じたであろう。③3つ目の理由は、80年代に入って急速に進められた資本・金融自由化措置の効果である。80

年代に日本は、外為法を大改革して資金の内外移動の制限を大きく縮減した。この措置によって、日本国内にあった余剰資金は海外にも運用先を求める選択肢が生まれ、国内資金の相当部分が海外に流出していった。海外証券投資、日本の銀行の海外企業への貸付、外国企業の買収、海外不動産投資の増加などがそれである。④ 4つ目の理由として挙げられるのは、日本が変動相場制を採用していたことが挙げられる。外貨・外国からの資金の流入によって日本円は上昇した。これを促したのがプラザ合意であるが、プラザ合意という政治力が円高・ドル安を決めたのではない。円は本来であれば、もっと早い時期から上昇すべきであったのだが、1980年に成立した米国レーガン政権が「強い軍勢力・強いドル」を目標に据えて、強引にドル高政策を採っていたがために、経済原理と遊離した異常な円相場・ドル相場がしばらく維持されていたに過ぎない。

ほどなくして、レーガン政権は、貿易赤字が持続する限り強いドルを永続することが不可能なことを悟り、ドル高政策の転換を余儀なくされたのが、プラザ合意の「ドル安政策」への大転換であった。

もしも、1971年のように、日本が固定相場制を採用していたならば、円は常に円高圧力に晒されていたに違いない。世界の投機・投資資金が為替差益を狙って大量に日本に流入し（日本円を購入し）たに違いない。その結果、日本のカネ余りは更に大きくなって本格的な物価全般の大幅上昇、即ち、悪性インフレが発生したに違いない。

幸いにして、80年代バブル景気の時期に日本は変動相場制を採用していたから、世界の投機・投資資金の流入はなかった。変動相場制には功罪・長所短所があるが、これは変動相場制の利点が発揮された事例である。

(4) 日米貿易・経済・構造摩擦問題

巨額の対米貿易黒字の継続は米国の対日貿易赤字の継続であり、かくして、米政府は自国の貿易赤字是正策の一環として日本に対米貿易黒字縮小の要求を突き付けてきた。これが日米貿易摩擦問題である。

米国の貿易赤字を是正しようという米政府の方針は正しかったし、そのための一手法として最大の貿易赤字相手国の日本に貿易収支不均衡の是正を要求してきた政策は正しかった。

これに対して日本政府は「貿易収支は民間の市場原理に基づく自由な経済活動の結果生じたものだ。政府が民間経済活動に干渉することは自由経済の原則に反する」として、最初この要求をはねつけた。

日本政府のこの主張は正しいが、それは経済分野に限定した場合の評価である。社会全体・国際情勢という広い図式の中で眺めれば、日本政府の反論は適切を欠いた主張である。

何故なら、米国は貿易赤字を放置すれば、米国内の企業が倒産し、ひいては一国経済が危機に陥ることになるのだから、日米貿易不均衡は経済分野に止まらない問題だった。

例え、日本も米国も自由経済の結果がもたらした貿易不均衡であっても、一国の企業が多数倒産して大勢の失業者を生み出し米国経済が破綻の危機に陥るといふ状況であれば、経済原理を一時停止しても貿易不均衡を効果的に是正しなければならない。

ほとんど信じられないことだが、日本政府はこの外交の常識を忘れた。米国政府は経済分野から足を踏み出して、日本の経済・社会構造問題にまで貿易問題を拡大させた。戦後の日米関係に鑑みれば、日米対決は最終的には日本の敗北となることは目に見えている。

日米貿易摩擦問題は特定の産業分野を狙い撃ちにした特定分野の市場戦略（SII協議、1986年以降）となり、次いで日米構造問題にまで足を踏み込んだ日米構造協議（89～90年）となり、更には経済分野に限定しては貿易不均衡は改まらないとして社会構造の変化までを要求する日米包括経済協議（93～95年）へと発展・変形していった。

日米包括経済協議が95年6月に決着したが、その後も米国は合意内容の進行状況を見守り約束を守らせるという口実をつけてフォローアップ会合を開催して、日本の政策の一挙手一投足に注文をつけてきた。

毎年、米政府は日本政府にフォローアップ会合を口実にして日本政府に注文をつけ、日本政府がそれを受けて政策実行するという、独立国としては到底信じられない状況となって現在に至っている。

日米貿易摩擦問題が始まった1980年代からの日本の諸政策は経済分野を含めて、米政府の要求・要望に近い形で実施されている。最近の例では郵政民営化法が成立したが、この法律の成立に至るまでの間、日本政府は米政府と事前に18回の協議を行ったことを、当時の担当大臣が国会答弁で語った。日本の法律を作るに当たって18回に及ぶ事前交渉を外国政府と実施するというのは、俄かには信じられないことである。何を事前交渉したのか、政府は国民に明らかにする義務があると考えるが、未だに公表されていない。

80年代以降、とりわけ、1990年（平成2）6月28日に合意が成立した日米構造協議以降、日本の諸政策の多くが米国の注文、要求、要望、助言に基づいたものである。

例えば、90年代に日本政府は公共投資を大幅に増額して、その結果、国債増発・財政悪化を招いて、日本の財政は先進諸国の中で最悪の状態に陥ったが、1990年の日米構造協議の決着項目の中に「日本は公共投資を増大させる」という項目がある。1990年当時の日本の財政は先進諸国の中で最も健全度が高かった。あるいは、米国は日本に金融自由化・国際化を要求し続けて、遂に日本の橋本内閣は1996年（平成8）11月、金融自由化実施を宣言した。その結果は惨々たるものだった。巨大な銀行を含めて多くの銀行が倒産し、証券会社は4大証券会社の一つ、山一証券の倒産を含む多くの証券会社が倒産した。損害保険・生命保険の多数が経営破綻し、吸収合併された。

倒産した金融機関に外資が只同然の安値で買取り、巨額の利益を挙げて現在に至る。

その金融自由化を日本に要求した米政府は、その後に経営困難に陥った金融機関に対し

ては「自由経済・市場原理を尊重すべき」として日本政府の関与に不快感を示した。日本政府は忠実にその助言を聞き入れ、続々と金融機関が破綻して、金融不安をさらに深刻な状況に至らせ、実体経済活動を一層深刻化させた。

乱暴な意見を覚悟で言えば、現在の日本経済の慢性不況状態は米国が原因であるという解釈もできる。勿論、日本は独立国だから、最終決定権は日本にある。外国の意見・助言を丸呑みにした日本政府が間違っただのである。

歴史の不思議というべきか。日本が金融ビッグ・バンと呼ばれる金融自由化を実行に移し始めてちょうど10年後の07年（平成19）夏、サブプライム・ローン問題に端を発した金融危機が米国を襲い、米国の多数の金融機関が経営破綻に陥った。米国政府は最初は市場原理を尊重する立場を貫いて、巨大な証券会社（リーマン・ブラザーズ）を倒産するに任せた（08年9月）が、直ぐに金融組織は自由経済原理にゆだねてはならないことを悟り、大々的な公的支援に乗り出した。金融機関だけでなく、ビッグ3と呼ばれる実体経済分野にも公的支援を乗り出すことも検討している。

要するに、従来から日本に対して要求してきた金融自由化・国際化は間違っていたことを、自分の身に災難が降りかかってから知ったのである。その愚かな米国の提案・助言を日本政府は忠実にこれまで実行してきたのである。

日本の政策決定組織は正常に機能していない。それでは国が滅びる。早く、日本の政策決定組織の健全化に取り組まなければならない。それも日本自らが考え工夫しなければならない。人様（ひとさま）の真似では上手く行かないことは誰でも知っている常識だが、日本の政策決定組織にはその常識が備わっていない。愕然とするのみ。

（以下、次号に続く）

[脚注]

（注1）当時の国民経済計算年報数値による。国民経済計算の算出基準がその後変更されて数値変更がなされた。

タイにおけるアグロツーリズムに関する一考察

——チャンタブリ県の公的施設とチョンブリ県の民間施設を事例に——

細野 賢治・八島 雄士・トーヴォン ラッパイサン

I. はじめに

わが国では、農産物流通におけるグローバル化の進展や農業における担い手の高齢化・後継者不足などを背景に食料自給率（カロリーベース）が40%を割り込んでおり、国民の食料安全保障という面から懸念する声は少なくない。政府は、食料自給率向上の取組強化をせまられているが、いくつかの大きな柱の一つとして、「都市農村交流」がクローズアップされている¹⁾。

一方、タイでは1997年のアジア通貨危機により大きな影響を受けた農村経済を再建するために、タイ国政府が2000年にアグロツーリズムを柱とした農村自立支援政策を策定した。タイにおけるアグロツーリズムの定義は「農村のコミュニティ（習慣、生活）や農園（森林、ハーブ園、放牧地、飼育場も含む）、または農業に関する政府の公的機関（学院、研究所）で、農地の景観を楽しみ、農園見学や体験学習などさまざまな農業活動を通じ、環境保全などのモラルをもって新しい知識や経験を得ること」とされている²⁾。つまり、タイにおいては、①地域組織、②民間、③公的機関、の3タイプの運営主体によるアグロツーリズム組織が存在することを示唆している。

ところで、タイのアグロツーリズムに関する上述の定義のうち、地域組織によって運営されたものに関しては、中村貴子ほかによる研究成果がみられるが³⁾、その他の組織形態に関する研究成果はあまりみられない。とりわけ、公的機関や民間の観光農業施設の取組状況、およびこれらの連携体制を検討することは、わが国における「都市農村交流」を推進するという観点から、その体制を検討するために把握する必要性が高いと思われる。

そこで本論文は、農業国でもあり観光産業が重要な産業部門の一つとされているタイにおけるアグロツーリズムの現状と課題を検討することを目的とする。以下、第Ⅱ節ではタイにおけるアグロツーリズム政策の目的と内容を概観する。第Ⅲ節では、公的機関の研究施設としてチャンタブリ園芸研究センター（チャンタブリ県クルン郡）を、民間観光農園として

Nongnooch Tropical Botanical Garden (チョンブリ県パタヤ郡)をそれぞれ事例として、農業分野におけるツーリズムの導入状況、あるいは観光分野における農的要素の導入状況を把握する。第IV節では以上を総括し、タイにおけるアグロツーリズム政策の成果と課題を考察したい。

II. タイにおけるアグロツーリズム政策の現状

(1) アグロツーリズム政策の目的と組織体制

まず、タイにおけるアグロツーリズム政策の目的について検討してみよう。表1は、タイにおいて2007年11月に策定された第10次農業開発計画(2007年～2011年)における4つの主要戦略と16の戦略について示している。当計画の視点は「農民が十分かつ満足な生活ができることを支援する」ことである。主要戦略は、①農家及び農民グループの強化、②農産物の開発促進、③農業資源の管理の強化、④運営管理への効率性の向上、の4点である。このうち、アグロツーリズムに関する戦略は、第1の主要戦略「農家及び農民グループの強化」の第4戦略として、「アグロツーリズムやヘルスツーリズム等の促進により農業以外での収入源を確保する」として位置づけられている。

表1 第10次農業開発計画における4つの主要戦略と16の戦略

主要戦略	戦 略
1. 農家及び農民グループの強化	1.1 農業新理論を理解するために充足経済理論に従った知識の普及を推進する 1.2 農民が生計を立てるために適した分の土地を配分し、所有権を与える 1.3 職業の開発、農業グループを促進し、協同組合及びコミュニティ企業を開発する 1.4 アグロツーリズムやヘルスツーリズム等の促進により農業以外での収入源を確保する
2. 農産物の開発促進	2.1 生産費の削減を重点とした生産開発を行い、生産において効率性を高める 2.2 研究開発の促進 2.3 農産物及びその加工品への価値付け 2.4 マーケティング及びサプライ・チェーンシステムの管理 2.5 外国との農産物取引促進
3. 農業資源の管理の強化	3.1 農業に適した品質のよい土壌資源 3.2 コミュニティ及び地元の企業が参加し、干ばつ、洪水問題を解決し、良質の水を保護する、水源の管理 3.3 豊富な水産資源の保護及び適切な利用 3.4 農業資源の運営管理
4. 運営管理への効率性の向上	4.1 職務実行における能力促進開発 4.2 政府側の運営管理を透明化する 4.3 運営管理における権限を地方及びコミュニティに譲渡する。各地方の土地柄、任務、協力を重視し、戦略を立てることを支援する。

資料：日本貿易推進機構「タイの農業政策、農業の現状と周辺国を巡る動き」(平成19年度食品規制実態調査)。

なお、わが国の場合は、2005年3月に策定された食料・農業・農村基本計画において、「都市と農村の交流の促進」が農村の振興に関する4つの施策のうち第3施策「都市と農村の共生・対流と多様な主体の参画の促進」のなかに位置づけられている。具体的には「都市住民に農村で活動する機会や食と農への認識を深める契機を広く提供するとともにこれを通じた農村の振興を図るため、都市と農村の交流活動を促進する」とし、「農業・農村体験の提供等を通じて、観光立国の枠組みと連携したグリーン・ツーリズムの取組を推進する」こととしている。

タイのアグロツーリズムとわが国のグリーン・ツーリズムについて、その農政上の相違点は、わが国の場合、グリーン・ツーリズムの目的は「都市と農村との交流の促進」による都市住民に対する「食や農への認識」向上を通じて「農村の振興」を図ることにある。一方、タイのアグロツーリズムは、農家・農民グループの「農業以外での収入源を確保する」ための手段として位置づけられている。つまり、農業分野へのツーリズム導入の結果として、わが国は「農業自体の振興」を期待しているが、タイは「農外収入の確保」を期待しているところが大きな相違点である。

つぎに、タイにおけるアグロツーリズムの組織体制について検討してみよう。ピンスントンほかによると、アグロツーリズムは、タイ政府観光庁と農業・協同組合省が共同でその計画を推進し、農業・協同組合省内では農務局と農業普及局が所管している⁴⁾。タイ農村地域においてアグロツーリズム地域に選定されるメリットは、当該組織がアグロツーリズム活動を行うにあたって、国からの資金援助を受けることができることにある。アグロツーリズムの選定条件として、①グループ、コミュニティが協力したアグロツーリズム経営、②アグロツーリズムの観光地化の可能性、③特徴がある農業活動、④駐車場、事務所など住民の共同管理地の存在、⑤安全性の高い場所、⑥他の観光地に近い場所、の6つが挙げられている⁵⁾。これらのうち選定条件①をみると、アグロツーリズムに指定されるべき組織は、その運営主体が地域組織か公的機関によるものに限定されることになり、民間によるものは指定の対象外となっている⁶⁾。

(2) アグロツーリズム政策の実施状況

表2は、農業・協同組合省における2007年および2008年の戦略別予算額について示している。2008年における同省全体の予算額は679億バーツである。アグロツーリズムは「戦略2 効率性や持続性のある経済へ発展するために競争力をつける戦略」のなかの第10施策に位置づけられている。同戦略の2008年予算額は218億バーツで省全体の約3割を占めるが、アグロツーリズムに対する同年予算額は2,040万バーツとなっており、優先順位はあまり高くないと思われる。

2008年におけるアグロツーリズム施策の実施状況であるが、タイの農業・協同組合省における戦略別実施状況のアグロツーリズムの項目には、「チャチェンサオ県カオヒンソン開発教育センター、ナラティワート県ピクントン開発教育センター、ラチャブリ県カオチャグン開発教育センター、観光開発プロジェクト（メーフェールアンチャイパッタナ植林プロジェクト）をエ

表2 農業・協同組合省の戦略別予算額

(百万パーツ、%)

実施項目	2007年	2008年
戦略1 貧困問題および農村開発、収入格差問題に関する戦略	5,540.5(7.4)	5,942.8(8.8)
戦略2 効率性や持続性のある経済へ発展するために競争力をつける戦略	30,323.5(40.7)	21,843.6(32.2)
2.1 農産物への付加価値創出	9,734.7(13.1)	3,039.2(4.5)
2.2 食品の安全性システムに基づいた農産物の生産及び加工の促進	6,048.5(8.1)	4,061.1(6.0)
2.3 協同組合や農民グループの販売する商品のパッケージの開発	8.6(0.0)	6.0(0.0)
2.4 研究開発	1,467.6(2.0)	1,249.3(1.8)
2.5 品種および生産資材	1,060.9(1.4)	838.9(1.2)
2.6 灌漑用水および水源の管理	9,500.4(12.8)	10,079.2(14.8)
2.7 生産用の土壌の再開発	817.2(1.1)	1,068.2(1.6)
2.8 競争力をつけ、効率を上げるためのメカニズム構築の支援	123.6(0.2)	113.4(0.2)
2.9 地方の管理と運営の向上	—	1,127.9(1.7)
2.10 アグロツーリズム	17.8(0.0)	20.4(0.0)
2.11 農業外交と国際経済	214.3(0.3)	240.0(0.4)
2.12 その他	1,330.1(1.8)	—
戦略3 天然資源や環境の保護、生物の多様性や社会への有効利用に関する戦略	19,760.6(26.5)	21,143.2(31.1)
3つの戦略計	55,624.7(74.7)	48,929.8(72.1)
農業・協同組合省内および国営企業のその他の基本固定費	18,887.4(25.3)	18,979.8(27.9)
合計	74,512.1(100.0)	67,909.4(100.0)

資料：表1に同じ。

コツーリズムにおいて農民や学生、一般の人々にアグロツーリズムの知識を普及する機関とする⁷⁾という内容のみが紹介されている。

このように、タイにおけるアグロツーリズム施策は、前述の「アグロツーリズム組織を選定し、それらに対して国が支援を施す」ことのみがクローズアップされ、日本のように行政が都市農村交流に関する啓発活動を積極的に推進したり、農業とツーリズムを効果的に融合させるための組織連携を模索したりといった状況はあまり見えてこない。また、この施策は対象地域に対するスポット的な資金援助であるため、後述するように国から一度支援を受けてアグロツーリズムに関する取組を開始した組織が持続的にその取組を発展させることが可能かどうかは、多少の疑問が残る。

Ⅲ. 実践事例からみるアグロツーリズムの実態

(1) 事例の位置づけ

「はじめに」でも述べたように、本論文はタイにおけるアグロツーリズムの成果と課題を考察することを目的として、政策的にアグロツーリズムに含まれる公的機関による取組と、アグロ

ツーリズムには含まれない民間による取組について、それぞれの事例を検討することが主題である。そこで、公的機関による取組の事例として、チャントブリ園芸研究センター（チャントブリ県クルン群）のアグロツーリズム業務を、民間による取組の事例として、Nongnooch Tropical Botanical Garden（チョンブリ県パタヤ群）の運営状況をそれぞれ検討したい（図1にそれぞれのタイにおける地図上の位置を示した）。各事例の位置づけについては、以下の通りである。

まず、公的機関による事例としてのチャントブリ園芸研究センターであるが、当組織はチャントブリ県政府農業部の試験研究機関として存在している。チャントブリ県は、タイ東部地域のタイランド湾に面した海岸線に位置し、モンスーンの影響などから果樹農業に適した気候条件にあるため、国内有数の果樹園芸地帯を形成している。チャントブリ県における熱帯果樹主要3品目の収穫量全国シェア（2002年、重量ベース）は、ドリアンが53.5%、ランブータンが

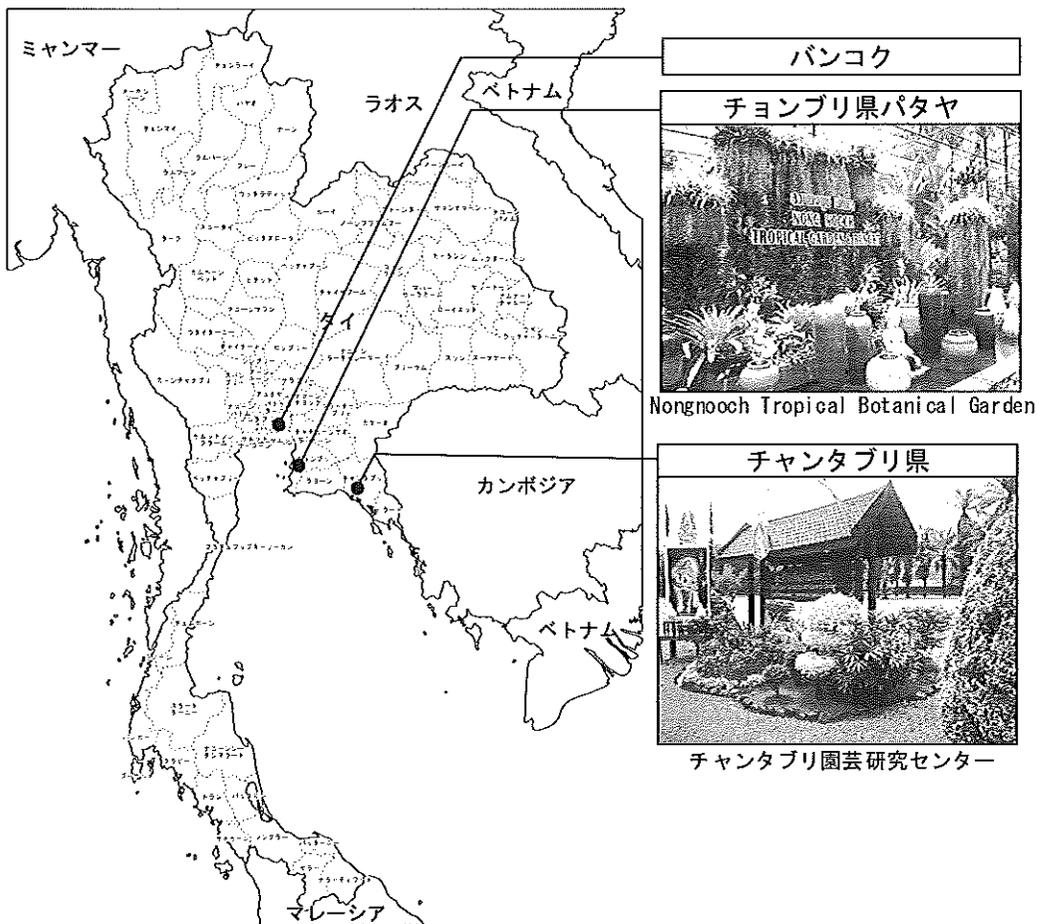


図1 調査対象地（チャントブリ県・チョンブリ県パタヤ）の位置

49.4%、マンゴスチンが52.6%であり、当県はタイの三大熱帯果実の大産地であるといえる。このため、当センターではこれら三大熱帯果樹をはじめ、多品目にわたる熱帯果樹の品種開発・改良を担当しており、全国的に注目される試験研究機関の一つであるといえる。また、2000年にタイ政府がアグロツーリズムを含んだ農村自立支援政策を策定したが、2001年度予算にチャンタブリ園芸研究センターに対するアグロツーリズム関連費用が計上されており、タイ政府としても政策策定当初から当センターにおけるアグロツーリズム導入を検討していたということがわかる。

つぎに、民間による農的要素を取り入れたツーリズムの取組事例として、Nongnooch Tropical Botanical Gardenを検討する。当ガーデンはチョンブリ県パタヤ郡に位置する観葉植物・花き・ガーデニング等を中心とする民間観光農園である。チョンブリ県パタヤは、バンコクの東部に位置する国内有数のビーチ・リゾート地である。バンコク中心部から自動車かバスで1時間半、鉄道もバンコク中心駅（フアランポン）からタイ国鉄が運行されており、表3に示すとおり年間観光客数はバンコクについて国内2位である。そのなかでも本論文で検討するNongnooch Tropical Botanical Gardenは、タイ政府観光庁主催で2006年から毎年選定されているツーリズム・アワードにおいて、第1回（2006年）、第2回（2007年）に最優秀賞を授与されている。

表3 タイにおける都市別年間観光客数（上位9都市・2003年）
（千人）

順位	都市名	観光客数
1	バンコク	9,743.3
2	パタヤ（チョンブリ県）	3,610.8
3	プーケット	3,509.0
4	チェンマイ	2,371.7
5	ハジャイ（ソクラー県）	1,550.3
6	カンチャナブリ	869.9
7	サムイ（スラタニー県）	724.2
8	ナーコン・ラーチャシーマー	668.2
9	スンガイ・コーロク（ナラーティワート県）	421.1

資料：Statifical Report 2003, Tourism Authority of Thailand.

(2) 公的機関によるアグロツーリズムの取組 —チャンタブリ園芸研究センター—

表4は、チャンタブリ園芸研究センターにおけるアグロツーリズムの概要について示している。当センターは前述のとおり、チャンタブリ県の基幹的作物である熱帯果樹作物を中心に品種開発および改良を主目的とした公設の農業試験研究機関である。総面積は33.0haである。

2000年のタイ政府によるアグロツーリズム支援施策の開始に伴い、当センターには2001年に施設整備や組織体制の整備に関する700万バーツの予算が国から与えられた。当センターはこの予算をもとに、アグロツーリズム関連施設として、ツーリズム用園内道および展望設備の設

置、アグロツーリズム研修棟の建築、園内における景観の改良などを行った。

当センターにおけるアグロツーリズムのコンセプトは、①（果樹と中心とした）農作物に関する教育素材の提供、②ゲストにリラックスと感動を与える、③果樹作物の研究促進（先進地としての視察受け入れ）、の大きく3点である。このコンセプトは、当センターに対して国の補助が決定された際に、チャントプブリ県に所在する園芸研究センターとしてどのようなサービスを観光客に提供できるかということを検討した結果であるという。

表4 チャントプブリ園芸研究センターにおけるアグロツーリズムの概要

項目	内 容			
設立経緯	2001年：アグロツーリズムの予算（700万バーツ）が国から下りる 2002年：アグロツーリズム業務を開始			
アグロツーリズムのコンセプト	①食用植物に関する教育素材の提供 ②ゲストにリラックスと感動を与える ③果樹作物の研究促進（先進地として視察受け入れ）			
アグロツーリズム施設	<ul style="list-style-type: none"> ・アグロツーリズム空間（7.2ha） ・アグロツーリズム用の園内道（1 km）と展望設備 ・アグロツーリズム棟（研修、食事、お土産、リラックス） ・コテージ（6棟） 			
利用料金	<ul style="list-style-type: none"> ・園内散策・研修＝無料 ・コテージ＝1棟当たり1泊600バーツ（4人まで宿泊可） ・会議室利用＝有料 			
利用者数の推移（人）		タイ人	外国人	利用者の内訳 ■他県の試験場職員・行政官：60% ■大学生・中高生等：30% ■その他：10%
	2002年	6,459	45	
	2003年	49,373	150	
	2004年	…	…	
	2005年	33,248	…	

資料：チャントプブリ園芸研究センターに対するヒアリング調査をもとに筆者が作成。

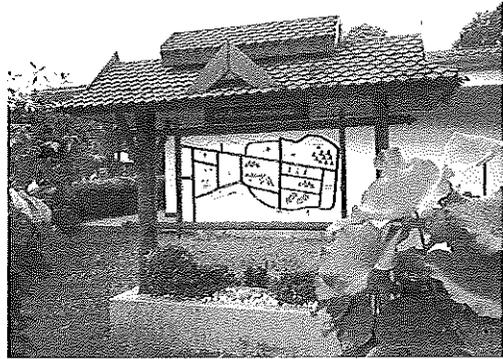
注：利用者数の「…」は不明を示す。

アグロツーリズム関連施設については、①アグロツーリズム空間（7.2ha）、②アグロツーリズム用園内道（総延長1 km）および展望設備、③アグロツーリズム研修棟、④宿泊用コテージ（6棟）である。このうち、前三者は2000年に受けた前述の700万バーツの予算で整備された。そして、宿泊用コテージについては政府職員用に既に建設されていたものを流用している。図2は、当センターにおけるアグロツーリズム施設のイメージを示している。

当施設の利用料金であるが、園内散策および研修目的での使用の場合、基本的に無料となっている。これは、当施設が公的機関によるものであることと、コンセプトが教育や果樹作物の研究促進といったように公共性が高いものであることに起因している。また、コテージの利用料金は、1棟当たり1泊600バーツ（食事なし）であり、1棟当たり最大4人まで宿泊が可能となっている。そして、アグロツーリズム研修棟の会議室を研修以外の目的で使用する場合は、別途、料金が発生する。アグロツーリズム関連の年間売上額は、コテージの宿泊料と会議室使



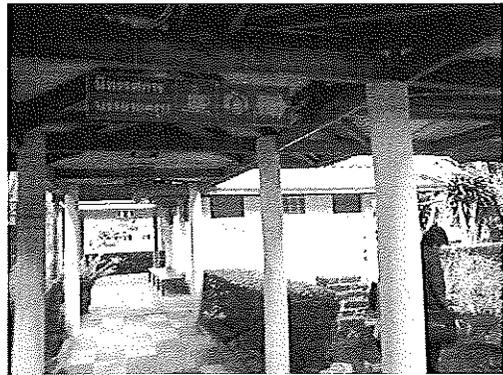
整備された園内道（1km）



アグロツーリズム・マップ



宿泊用のコテージ



アグロツーリズム棟



ツーリズム用に整備された景観



お土産売り場

図2 チャンタブリ園芸研究センターのアグロツーリズム

用料および売店の売上をあわせて、2万～3万バーツほどである。これらのうち、コテージの宿泊費と会議室使用料は経常費にあてられるが、売店での売上については、その全てが後述する地域組織へ精算される。

前傾表4から、2002年のアグロツーリズム業務開始以降における、利用者数の推移についてみてみよう。2002年はタイ人が6,459人、外国人が45人となっている。しかし、2003年のタイ人

利用者数は49,373人と前年度の7.6倍にまで増加している。その理由としては、アグロツーリズム導入当初は、国主導による導入であったため認知度が低く、利用者はほとんどいなかったが、2003年にタイ政府農業・協同組合省とチャントプブリ県政府の共催によるアグロツーリズムの展覧会が当地で開催され、大会関係者や見学者等が多く当施設を利用したために利用者数が増加したようである。2004年は当センターとして利用者数を把握していないが、2005年のタイ人利用者数が33,248人であり、センター職員によると、この数値とほぼ同等の利用が2004年にもあったようである。現在でも、1か月あたり1,500人～2,000人ほどの利用者がいるという。2003年の展覧会開催で全国的に当センターのアグロツーリズム施設が認知されたため、最近ではこのようにコンスタントに利用者が存在するようである。利用者の内訳は、その60%が他県の試験研究機関の職員や行政官であり、ついで30%が大学生・中高生等の教育目的による利用となっている。熱帯果樹農業の先進地であるチャントプブリ県において、当センターが果樹作物の試験研究機関としての役割を担っていることから、他県の農業・農政関係者が先進地視察目的で利用するケースが多くなっている。

表5は、当センターにおけるアグロツーリズムの組織体制について示している。当センターにおけるアグロツーリズム業務は、①研修の際の講義、②園内散策の際のガイド、③宿泊の予約受付および会計等フロント業務、④会議室使用の管理・利用料金の徴収、⑤ミーティングやパーティの際の食事提供、である。当センターでは、これまで農業に関する試験研究を行っていた職員がこのようなアグロツーリズム業務に兼任であたっている。アグロツーリズム兼任職員は、アグロツーリズム業務長（研究と兼任）が1人、そして各業務について10人が分担して兼任しており、あわせて11人である。このなかには、本来、職員用の食事を作っており、兼任でアグロツーリズム用の食事を作っている料理人（正職員）1人も含まれている。

当該業務の外部委託・雇用労働状況であるが、アグロツーリズム研修棟にある売店で販売するお土産品の調達については、センターが位置するクルン郡内の地域組織（2グループ）に製造も含めて依頼している。販売品目は、当地の名産品にもなっている熱帯果実のチップスや乾燥果実、そのほかに民芸品等も販売している。これらの売上は、前述のように手数料を徴収せずに100%が地域組織に精算されている。これは、アグロツーリズムの政策目的が「農村における農業以外での収入源を確保する」ことにあるためであり、売店の人件費を当センターが負担していることや、アグロツーリズム研修棟での地場産品販売による宣伝効果などは、農村振興・農外収入確保に向けての公的機関による間接的支援であると考えられている。

また、コテージのハウスキーピングは、地元の農村地帯のなかから2人を採用している。月給2,000バーツであり、宿泊者がいない場合でも給料は支払われる。この業務は、ハウスキーピング作業の合間や宿泊者がいない日などに自宅で家事を行ってもよいという労働契約になっており、採用者は自宅での家事や農業労働と兼業できるというメリットがある。アグロツーリズム担当者はこのような労働契約について、年間2人のわずかな採用であるが、このことで農村

表5 チャンタブリ園芸研究センターにおけるアグロツーリズムの組織体制

項目	内容
当センターの アグロツーリ ズム業務	①研修の際の講義 ②園内散策の際のガイド ③宿泊の予約受付・会計 ④会議室使用の管理・利用料の徴収 ⑤ミーティングやパーティの際の食事提供 ＊当センターの専属スタッフのうち、アグロツーリズム業務を兼任する職員11人が分担して上述の業務にあっている。
外部委託・雇 用労働	①お土産品（農産加工品、民芸品等）の調達 <ul style="list-style-type: none"> ■ 近隣の地域組織（2グループ）に商品調達（製造も含めて）を委託。 ■ 手数料は無料（売上の全ては地域組織へ精算される） ②コテージのハウスキーピング <ul style="list-style-type: none"> ■ ハウスキーパー2人（1年契約） ■ 月給2,000バーツ。宿泊者がいない場合でも給料は支払われる。

資料：表4に同じ。

における労働需要の供給に少しでも貢献できればと述べている。

なお、当センターが国から支援を受けたのは2001年に700万バーツが交付された1回だけである。その後のアグロツーリズム活動に伴う費用（施設・設備の拡充、人件費など）については、当センターの経常費から捻出しているようである。このため、アグロツーリズムに関する大規模な施設・設備の更新は、国に新たな支援をスポット的に要請するか、長期にわたる計画に基づいて資金を積み立て、しかるべき時期に更新を行うなどの方法を探らざるを得ない。このため、当センターのアグロツーリズムに関する取組が持続的に発展するかどうかは、多少の疑問が残る。

(3) 民間の農的要素を取り入れたツーリズム —Nongnooch Tropical Botanical Garden—

表6は、Nongnoochグループにおける設立経緯や施設概要について示している。当グループのビジネスは、創設者であるタイ人映画監督Pisit Tansacha氏が1954年にチョンブリ県パタヤの郊外に存在した果樹園（240ha）を投資目的で購入したことに始まる。当初は、農業労働を雇用して果実生産を行っていたが、気候条件等から生産性・収益性に問題があり、ほとんど利益が上がらないまま20年以上所有し続けていた。しかし、タイにおける経済状況の変化に伴い、資産維持におけるメンテナンス等に対する固定費用が発生するだけでなく、資産所有リスクの拡大が懸念されるようになってきた。そこで資産の有効利用によるリスク回避の必要性を強く感じていたPisit氏の妻Nongnooch Tansacha氏は、当地においてリゾートとガーデンを融合させたビジネスを起こすことを発案した。そして、1980年に発案者である創設者の妻の名前を冠した会社「Nongnooch Tropical Botanical Garden」が資本金50万バーツにより設立された。

表6 Nongnoochグループの概要

項目	内容
設立経緯	1954年：果樹園（240ha）を購入、果実生産を開始 1980年：リゾートとガーデンを融合させたビジネスを開始 （創設者はタイの映画監督Pisit Tansacha氏）
施設・サービスの概要	<p>■観光施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トロピカルガーデン（20種類） ・ミニ動物園 ・レストラン（タイ料理バイキング） ・ホテル（Nongnooch Tropical Garden & Resort） ・シアターと象広場 ・お土産コーナー <p>■エンターテインメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シアターでのショー（タイの伝統文化） ・象のパフォーマンス（ショー、象に乗って園内散策） <p>・入場料：大人400バーツ</p>
グループ法人	<p>■Nongnooch Tropical Botanical Garden 1980年設立：観光事業（ガーデン、ショー、レストラン、宿泊）</p> <p>■Nongnooch Landscape Garden Design 1998年設立：観葉植物の生産・販売</p>

資料：Nongnooch Tropical Botanical Gardenに対するヒアリング調査をもとに筆者が作成。

当ガーデンにおける施設およびサービスの概要であるが、主な観光施設としては、①20種類のトロピカル・ガーデン、②ミニ動物園、③レストラン（タイ料理のバイキングほか）、④ホテル（Nongnooch Tropical Garden & Resort：リゾート・ホテル、コテージ）、⑤シアターと象広場、⑥お土産コーナー、が設置されている。また、エンターテインメントの中心は、①シアターで行われるタイの伝統文化を表現したショー（タイ民族舞踊、ムエタイ、タイ民芸太鼓、タイ古式武術など）、②象によるパフォーマンス、③象に乗って園内散策、などである。これらのコンテンツは、創設者で映画監督であるPisit Tansacha氏が企画した⁹⁾。

1日当たりの来客数は公式発表で約2,000人であり、平均すると7割が外国人で3割がタイ人である。外国人観光客の渡航元国について来客数多い順にみると、中国、韓国、ロシア、インド、ベトナム、マレーシア、シンガポールとなっている。当ガーデンのプロモーション方法は、主にバンコク都内の旅行会社約1,000社と契約を行い、主にツアーに組み込んでもらうという方法で顧客獲得を実現している。このため、当ガーデンは団体客が多い。

また、当ガーデンへの観光客の増加とともに、ガーデンに植栽されている観葉植物や花きなどに対する品質の高さも評判となり、当ガーデンの観光用に生産していた植物を販売用として出荷するようになった。そこで、1998年に観葉植物・花き等の生産・販売部門を独立させ、「Nongnooch Landscape Garden Design」という会社を設立した。現在では、タイ全土のホテルやゴルフ場などへ観賞用植物を販売している。



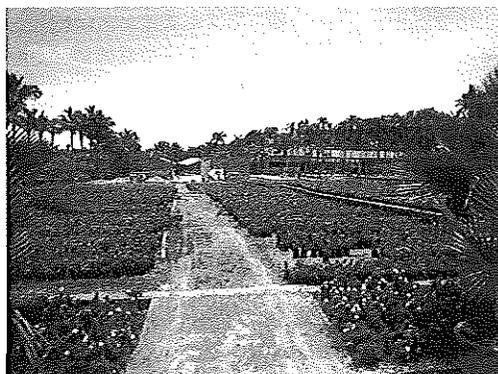
ガーデンの正面



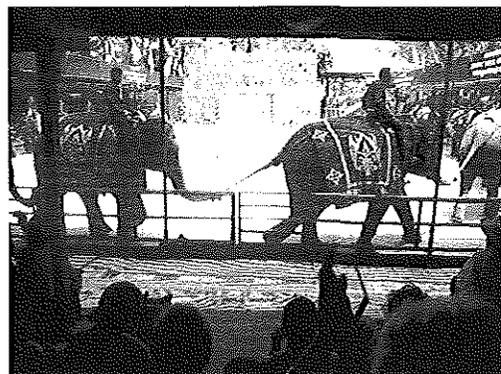
ガーデンの内部



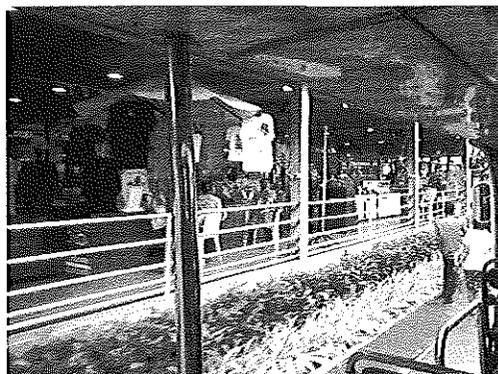
園内マップ



観葉植物の生産



象のショウ



売店

図3 Nongnooch Tropical Botanical Gardenのイメージ

なお、20種類のトロピカル・ガーデンについては、Nongnooch Landscape Garden Designに雇用された農業施術者5人がそれぞれ複数のガーデンについてデザインを担当している。これらの技術者は、外国人3人（スウェーデン、オーストラリア、アメリカ）とタイ人2人（カセトサート大学卒、メーチャョー大学卒）となっており、それぞれ高い技術を持つエリートであるという。

表7は、Nongnooch Tropical Botanical Gardenの組織体制と雇用状況について示している。当ガーデンの執行体制は社長（Kampon Tansacha氏、創設者子息）以下、10人の総合管理者と20人の部門管理者によって構成されている。部門別組織体制であるが、当ガーデンはフード&ビバレッジ、セル&マーケティングをはじめ13の部門が設置され、総従業員数は約1,300人となっている。例えば、前述の1,000社にもものぼる旅行会社との契約やそれに伴う交渉などは、セル&マーケティング部門が担当している。当該部門は、仕事内容について従業員から「最もやりがいがある」と評されており、とりわけ優秀な人材が配置されているという。

表7 Nongnooch Tropical Botanical Gardenの組織体制

項目	内 容			
		人数(人)	備 考	
組 織 体 制	執行部	社長	1	オーナー子息
		総合管理者	10	
		部門管理者	20	
	部門別組織体制	①フード&ビバレッジ	300	レストラン、カフェ
		②セル&マーケティング	80	企画、渉外、広報
		③財務	50	
		④経理	80	
		⑤人事	50	
		⑥エンターテインメント	160	ショーの出演者、演出、舞台設営等
		⑦ガーデン管理	300	植樹、施肥、灌水、剪定、防除等
		⑧購買・販売	30	
		⑨ホテル&リゾート	50	宿泊施設の管理、予約受付、フロント業務
		⑩施設メンテナンス	30	上下水道設備
⑪エンジニア	80	機械・建物の建築		
⑫ビジネス・ディベロップ	80	グッズ開発		
⑬ワゴン販売	50	屋台にて飲食物販売		
	総従業員数約1,300人			
雇用条件	■最低5,500バーツ/月（全員1年契約の月給制） ■社員寮、食事（1日3食）は無料 ■従業員子息の保育施設を設置（保育費1日200バーツ） ■従業員向けの無料送迎バスあり（バンコク・スクンビットから出発）			

資料：表6に同じ。

雇用状況であるが、当ガーデンはエンターテインメントを担う人材を含め、全従業員が全て正職員（1年契約の月給制）である。雇用条件は、まず給与水準が最低で月額5,500バーツからスタートする。そして、1か月から4か月の研修を受けた後、正職員として正式配属がなされ、その後は能力に応じて毎年給料が更改される。異動についても基本的に従業員本人の希望が優先され、当人の能力との兼ね合いをみながら執行部が判断し、契約更改時に配属先も決定される。また、社員寮の家賃と食費（1日3食）は無料であり、従業員子女用に保育施設も設置され、1日200バーツで利用できる。さらに、従業員向けの無料送迎バスがあり、バンコクのスク

ンビット通りから出発している。従業員募集のための媒体は、主にラジオCMや雑誌の広告を利用しており、テレビCMは利用していない。

当ガーデンにおけるその他の取組であるが、近年は環境に配慮した取組を充実させつつある。例えば、社員食堂用の野菜・果物は、全てガーデン内で生産・供給している。また、レストランから出る調理済食用油について、園内に廃油の精製施設を建設し、園内自動車15台の燃料として使用している。さらに、下水の浄化施設も園内に建設し、浄化水を灌水用として利用している。そして、象のフンの有効利用を目的として、バクテリアを活用した発電施設も建設しており、園内で使用する電気の一部を供給している。

IV. タイにおけるアグロツーリズムの成果と課題

これまで、タイにおけるアグロツーリズム政策を概観し、公的機関が取り組むアグロツーリズムの事例と、民間の農的要素を取り入れたツーリズムの事例について、それぞれの取組状況を検討してきた。

タイにおけるアグロツーリズム政策は、政府によるアグロツーリズム地域の選定と、それらに対するスポット的な資金援助が柱となっている。その目的は、農外収入源の確保による農村経済の活性化であり、農業と観光産業を融合させ、都市住民や外国人観光客を農村地域に引き込むことによる経済効果を期待しているといえる。

アグロツーリズムの運営主体としては、タイ政府の定義に照らすと、①地域組織、②民間、③公的機関、の3形態が成立することになるが、実際に支援策の対象としては、地域組織と公的機関に限定されていることが確認された。このうち、中村貴子やピンスントンなどが検討した地域組織によるアグロツーリズムは、スポット的な国からの資金援助とはいえ、このことが起爆剤となって地域組織が血縁から地縁へとその形成原理を拡大させ、農村地域における内発的発展が期待できる体制に変化していることが報告されており⁹⁾、現状のアグロツーリズム施策でも農村振興における一定の成果を残しているといえる。

また、本論文において取り上げた公的機関によるアグロツーリズムにおいても、一部ではあるが農村振興に寄与している。例えば、チャンタブリ園芸研究センターの場合、年間3万人の利用者がアグロツーリズム研修棟の売店において周辺地域で製造された農産加工品や民芸品などを購入することで、農村地域に一定の経済効果をもたらしている。また、アグロツーリズムという新規業務を開始することで、ほんの一部ではあるが農村地域において労働需要の供給源の一端を担っているとも考えられる。

しかしながら、当センターにおいてアグロツーリズムを導入したことによる最大の効果は、他県の試験研究機関の職員や行政官が当地で農業研修を受けることによって、高度な農業技術情報の普及機会を拡大させたことと、周辺地域の大学生・中高生が体験型教育を受けることによる教育効果の拡大にあるといえる。そういう点で、当センターがアグロツーリズムを導入し

たことの意義は大きいですが、タイ政府が想定したアグロツーリズム導入による「農業以外での収入源の確保」が実現できているかといえば、そのような評価は困難である。

一方、本論文ではタイ政府がアグロツーリズム政策の対象としていない民間による農的要素を取り入れたツーリズムの事例として、Nongnooch Tropical Botanical Gardenの取組を検討した。当ガーデンにおける取組の特徴は次のとおりである。すなわち、①明確なコンセプトの設定、②そのコンセプトに則りながら、観光客に魅力を感じさせる多彩なコンテンツの整備、③徹底したプロモーションの実施、④従業員満足度を考慮した労働環境の整備、⑤環境に配慮した取組の推進、である。

当ガーデンが業務を開始した際のコンセプトは、創設者の妻が提案した「ガーデンとリゾートの融合」であった。そして、それに基づくコンテンツは映画監督である創設者が企画したが、映画の演出で培った発想と方法論を活用し、観光客に「観せる」という要素を十分考慮したコンテンツの企画・設計を実現している。また、バンコク都内の1,000社にのぼる旅行会社との契約を締結し、特に海外からの旅行者が多い当地において来客数を維持するために、セル&マーケティング部門に80人の優秀な人材を配置し、旅行会社の多彩な要求にも対応できる体制を構築している。そして、従業員満足度の点では、不安定雇用を全く採用せず、給与水準を近隣より高めに設定するだけでなく、福利厚生にも十分な配慮を行っている。このことは、従業員の満足度を高めるだけでなく、自己が所属する組織に誇りを持って仕事にあたるという効果も生まれ、企業方針を全従業員が高い水準で共有することが可能になる。また、全従業員の士気が高まることでサービスの質向上をも実現している。そして、環境に配慮した取組は、企業のイメージアップにつながり、リピーターの拡大を期待できる。

Nongnooch Tropical Botanical Gardenは、公式発表で1日2,000人の来客があるという。これは1年間に換算すると70万人を超える。また、当ガーデンはこのような取組が評価され、タイ政府観光庁が主催するツーリズム・アワードにおいて2年連続で最優秀賞を受賞した。しかし、現在のタイにおけるアグロツーリズム政策においては、当ガーデンはその範疇からは外れているため、このような優良事例が行っているツーリズム運営に関する情報を他のアグロツーリズム組織が共有する機会は少ないと言わざるを得ない。

以上の総括をもとに、タイにおいてアグロツーリズム政策を進めるための今後の課題を検討したい。

タイのアグロツーリズムは、前述のような農村地域における内発的発展を生み出すきっかけを作っていることは事実である。しかしながら、スポット的な資金援助のみがクローズアップされた施策内容や、農業・協同組合省において当該施策の重要度があまり高くないという状況など、政策的な脆弱性が存在することは否めない。今後は、スポット的な資金援助だけではなく、とりわけ政策面でのソフトの部分の充実が期待される。すなわち、アグロツーリズム推進による食や農に関する啓発効果をねらったプロモーション活動、都市と農村との交流拠点の構

築に向けた方法論の確立と情報共有など、ソフト面での取組を充実させることにより、結果的に農村に人が集まって活性化につながるような仕組みを構築する必要がある。

また、チャンタブリ園芸研究センターの導入事例をみると、公的機関によるアグロツーリズムはプロトタイプ的な導入であり、普及の途上であると言える。そのため、当政策がめざすコンセプトの大きさに対して予算のつき方がスポット的なため、導入されたアグロツーリズムの持続的な発展を困難にしている。また、アグロツーリズム業務を行っている正職員は全て本来業務と兼任であるなど、公的機関における推進体制の脆弱性がみられる。このことは、専門的な計画立案を困難にし、アグロツーリズム・コンテンツの開発や更新、プロモーション活動が不十分となり、顧客層が行政関係など固定的であるなど、タイ政府がめざすアグロツーリズム本来の政策目的である農村における「農業以外の収入源確保」の実現には至っていない。

このような状況を打開し、アグロツーリズムの取組を効果的・効率的に推進するためには、Nongnooch Tropical Botanical Gardenのような民間の農的要素を取り入れたツーリズムの優良事例をアグロツーリズム政策と結びつける必要がある。そして、このような民間の優良事例と連携し、運営手法やプロモーション等に関する情報の共有によってアグロツーリズムの運営手法を確立することで、地域組織や公的機関が進めているアグロツーリズムの運営面での質向上をめざすことが肝要である。

【付記】

本論文は、北九州市の平成20年度学術・研究振興事業調査研究助成金「アジアにおけるグリーンツーリズム政策と農を活かした観光施設の現状と課題 —中国・タイを中心として—」（研究代表者：細野賢治）を活用して行った研究調査に基づいて作成した。本論文を作成するに当たっては、日本貿易振興機構バンコクセンター田雑征治氏、タイ政府チャンタブリ県元副知事ヴォン・ラッパイサン氏を始め、われわれの調査に対して快く応じて下さったチャンタブリ園芸研究センター、およびNongnooch Tropical Botanical Gardenなど、多数の方々から多大なるご支援・ご協力を賜った。そして、調査に同行していただいた福岡市住宅都市局公園管理課長大森哲朗氏からは、地方自治体における公共施設管理行政の立場から大変貴重なアドバイスを頂いた。ここに記して多大なる謝意を表したい。

【注】

- 1) 食料・農業・農村基本法（平成11年7月16日法律第106号）には、「国は、国民の農業及び農村に対する理解と関心を深めるとともに、健康的でゆとりのある生活に資するため、都市と農村との間の交流の促進、市民農園の整備の推進その他必要な施策を講ずるものとする（第36条第1項）」と定められている。
- 2) 参考文献[1]、p.171。
- 3) 中村貴子ほかは、地域組織により運営されているアグロツーリズムについて、ナコンパトム県プッタモントン郡の事例とアントン県ポートン郡の事例を検証し、これらの組織がその形成原理を血縁から地縁に

拡大させ、農村経済の第二次産業化による内発的発展に成功した農村起業グループであるとしている。そして、これらはアグロツーリズムという範疇で組織化されたものであることから、第三次産業化による内発的発展という潜在能力を持っており、このことが、地縁原理による新しい農村サービス業を組織化する役割を担っていると指摘している。参考文献[1]、p.188。

- 4) 参考文献[2]、p.155。
- 5) 参考文献[2]、p.157。
- 6) 本論文で取り上げているNongnooch Tropical Gardenは私企業であるため、選定条件①の「グループ、コミュニティが協力した」経営には当てはまらないが、それ以外の全てにおいて条件を満たしていると考えられる。
- 7) 参考文献[4]、p.27。
- 8) 創設者Pisit Tansacha氏は他界し、現在は創設者の子息であるKampon Tansacha氏が社長としてコンテナツの企画を引き継いでいる。
- 9) 注3)に同じ。

[参考文献]

- [1] 中村貴子、ムティター・ピンスントン、中西宏彰「タイのアグロツーリズムと地域経営」宮崎猛編著『日本とアジアの農業・農村とグリーン・ツーリズム』、昭和堂、2006年。
- [2] ムティター・ピンスントン、中西宏彰、中村貴子「タイのアグロツーリズムに関する支援制度」『農業と経済』71巻8号、2005年。
- [3] ムティター・ピンスントン、宮崎猛、中西宏彰「アグロツーリズム組織の形成原理—屋敷地共住集団を母体とするタイ農村の開発組織—」、地域農林経済学会『農林業問題研究』42巻1号、2006年。
- [4] 日本貿易推進機構 輸出促進・農水産部「タイの農業政策、農業の現状と周辺国を巡る動き」『平成19年度 食品規制実態調査』、2008年。
- [5] 細野賢治「タイにおける熱帯果実を取り巻く環境変化と産地の動向 —チャントブリ県の熱帯果樹産地を中心に—」、九州共立大学経済学部『九州共立大学経済学部紀要』107号、2007年。

漢字の便利さと落とし穴

——中国語学習における漢字の誤り——

黄 冬 柏

1. はじめに

毎年の11月になると、財団法人日本漢字能力検定協会により、その年の世相を表す漢字一字の公募が行われ、その中で最も応募数の多かった漢字が「今年の漢字」として、12月12日の「漢字の日」に京都府京都市東山区の清水寺で発表される。ちなみに、2007年「今年の漢字」は「偽」であったが、今年はどうな漢字が選ばれるかが気になる。

漢字は言うまでもなく古代中国に発生し、中国語を表記するための伝統的な文字であり、世界屈指の歴史を持つ文字である。¹⁾また、古代中国から日本や朝鮮・ベトナムなど、いわゆる漢字文化圏へ伝えられ、現在も、中国・日本・韓国・シンガポールなどで、文字表記の手段として用いられており、世界で使用人口が一番多い文字でもある。²⁾しかし、各国政府の政策で、漢字を簡略化したり使用の制限などを行ったりしたため、現在では、これらの国で完全に文字体系を共有しているわけではない。

中国語を学習しようとする日本人学生の中には、日本語と同じ漢字を使用しているので、簡単に中国語がマスターできると甘く考えている者も少なくない。確かに、日本語を表記する文字として漢字の知識を持っている日本人にとって、数ある外国語の中で中国語ほど入門しやすく親しみの持てる言葉はない。「同じく漢字を使う」という点については、中国語は日本人に「優しい外国語」であると言えるが、それを「同じ漢字を使う」と認識してしまえば、中国語に対して間違った先入観を持つことになる。同じ漢字を使っている、日中の漢字は形や意味・用法が違うことが意外と多い。それが思わぬ誤解を招いたり、落とし穴になったりしている。

本稿では、中国語の漢字とその構造、および日中漢字の異同などを確認しながら、中国語学習における漢字の誤りについて、筆者のこれまで大学の教壇で中国語の授業を担当してきた経験に基づいて具体的に考察してみたい。

2. 中国語の漢字とその構造

2.1. 漢字の数

漢字の総数を考えるための目安になるのは、大きな字典に収められている文字数だが、世界最多の収録字数を誇る『漢語大字典』(全8巻、漢語大字典編輯委員会、湖北辞書出版社、1986年)には、約5万6000字の漢字が収められている(『漢語大字典』「前言」による)。だが、この字典に収録する字の大半は日常的に使うことはない。日本で出版されている中型の中国語辞典には平均1万字前後の漢字が収められている。例えば、筆者の手元にある『中日辞典』(小学館、2001年)には約1万3000字を収めており、『クラウン中日辞典』(三省堂、2001年)には約1万1500字を収録している。それでも初級や中級レベルの学習者には十分すぎる数である。

1988年に公布された『現代漢語常用字表⁹⁾』には、「常用字」(2500字)と、「次常用字」(1000字)に分かれて選定されている。中国の小学校では「常用字」2500字、中学校では「次常用字」1000字を学習することになっている。『現代漢語常用字表』の「序文」によれば、現在発行されている新聞や雑誌から抽出された200万字の資料を調査したところ、「常用字」2500字で97.97%、「次常用字」1000字で1.51%、あわせて99.48%をカバーできることがわかった。

一方、日本の「常用漢字表」(昭和56年10月1日内閣告示第1号)は、「法令・公用文書・新聞・雑誌・放送等、一般の社会生活で用いる場合の、効率的で共通性の高い漢字を収め、分かりやすく通じやすい文章を書き表すための漢字使用の目安」(「前文」による)として定められたものだが、そこには1945字が収められている。中国語の「常用字」の字数は、日本語の「常用漢字」の約1.3倍であるが、この「常用字」2500字のうちの約60%は、日本で用いる漢字と同じ字体である。ということは、日本人の中国語学習者が中国語の「常用字」として新たに覚えなければならない字は、残りの40%、つまりおよそ1000文字ということになる。

2.2. 簡体字

その「新たに覚えなければならない」1000個の常用字の大半は「簡体字」である。現在、中国大陆をはじめ、香港や澳門などで使われているのは、「簡体字」(中国語では、「简化字」と呼ばれる中国特有の簡略化された漢字である。例えば、「漢語」の簡体字は「汉语」である。この「簡体字」は、1956年に公布されたもので、すでに52年の歳月が経っている。古典の印刷や特別な用途を除いては、新聞や雑誌、学校の教科書や一般の書物など、社会生活の中ではこの「簡体字」を使うことが義務づけられている。台湾では、まだ「繁体字」(中国語では、「繁体字」、すなわち旧字のこと)が使われているが、中国大陆では「繁体字」を読んだり書いたりするのでできる若者は少なくなりつつである。

現在、正規の簡体字として認定されているのは『簡化字総表¹⁰⁾』に収められている2238字である。この2238の簡体字は、何をどう「簡略化」したのか、その字形や構造について簡単に紹介

しておこう。

2.3. 簡略化の仕組み

旧字体から簡体字を生み出すために採られた簡略化の方法は、大まかに分けて次の八つがある。

- (1) 偏旁を簡単な形に取り替える。偏や旁を簡単にして画数を減らす。これは比較的容易に繁体字を類推できる。例えば、

繁体字： 記 統 銅 場 檢 劉 漢 趙

簡体字： 记 统 铜 场 检 刘 汉 赵

- (2) 旧字体の一部だけを使う。複雑な構造のうち特徴的な部分だけを残す。例えば、

繁体字： 飛 開 麗 離 競 類 務 鄉

簡体字： 飞 开 丽 离 竞 类 务 乡

- (3) 旧字体の草書体や行書体を楷書化して利用する。もともと簡略体として生まれた草書や行書の字形での曲線を直線化する。例えば、

繁体字： 書 發 門 師 樂 圖 爲 車

簡体字： 书 发 门 师 乐 图 为 车

- (4) 同音字で代替する。字形を簡略化するかわりに、同じ発音で構造の簡単な漢字をそのまま置き換える。例えば、

繁体字： 麵 鬱 裏 機 穀 後 雲

簡体字： 面 郁 里 机 谷 后 云

- (5) 古くからある異体字を利用する。以前から使われていた簡単な異体字に置き換える。例えば、

繁体字： 個 禮 從 無 雙 辭 聖 爾

簡体字： 个 礼 从 无 双 辞 圣 尔

- (6) 旧字体の特徴や輪郭を残しながら新字を造る。全体の輪郭は残し、複雑な部分だけを「又」や「夕」などの単純な記号に置き換える。例えば、

繁体字： 難 對 羅 時 鳥 盧 雜 應

簡体字： 难 对 罗 时 鸟 卢 杂 应

- (7) 形声文字の原理により複雑な部分を同音の簡単な文字に置き換える。構造が簡単な別字を使って、発音によって旧字を表す。例えば、

繁体字： 華 鐘 遷 勝 響 藝 憲 進

簡体字： 华 钟 迁 胜 响 艺 宪 进

- (8) 会意文字の原理により新字を造る。簡単な構造の漢字を二つ以上組み合わせ、それぞれの意味を総合化することで旧字の意味を表す。例えば、

繁体字： 塵 筆 孫 陰 陽

簡体字： 尘(小+土) 笔(竹+毛) 孙(子+小) 阴(陰左側+月) 阳(陽左側+日)

簡体字は見慣れないとは言え、部分部分はどれもみな私たちのよく見知った漢字の一部分であるから、全く歯が立たないというものではない。もとより画数の少ないものばかりだから、日本語漢字の字体との差が顕著なものほど、かえって印象深く、覚えやすいということもある。むしろ、本当に厄介なのは、日本の漢字と似ていて違うものである。例えば、

日本語： 歩 変 宮 辺 器 画

中国語： 步 变 官 边 器 画

というように、全体的には日本語漢字とよく似ていて、ほんの一部分だけが異なっているという類の字が意外に多いことである。微細な差異を見落とさないよう注意してほしいものである。

3. 日中漢字語の異同

さて、常用漢字と簡体字の字形の差違を乗り越えれば安心かということ、そうではない。同じ漢字を使っているからと言って、その文字が日本語でも中国語でも同じ意味を表すとは限らないからだ。以下に同字同義語と同字異義語の例をそれぞれ挙げる。なお、中国語の方は簡体字で表記したが、対応する日本語の漢字と同じ文字である。

3. 1. 同字同義語：同じ漢字を使い意味もほとんど同じもの。例えば、

中国語	→	日本語
文化		文化
政治		政治
宗教		宗教
学校		学校

そのほか、数を表す「一、二、三…」や、動物や植物の名前、そして科学技術や学術用語など、その例は無数にある。これらは昔に中国から日本に伝わって、その後日中両国で意味が変わらなかったものである。日本語で使われる漢字語彙のうち、こういった単語は多数あって、日本人にとってつきあいやすいから、「中国語は読めないけれども意味はわかる」という認識が広まってしまうことになる。

なお、同字同義語の中には日本で創られた漢字熟語が中国に輸出されたものもある。例えば、

日本語	→	中国語
社会		社会
哲学		哲学
自由		自由
革命		革命

これらの語彙は、いわば中国語になった日本語である。日本では明治維新以後、欧米の科学

技術や政治・経済および社会制度などに関する書籍が大量に翻訳された。その際、漢字を使い新しい語を創造した。折しも中国は清朝末期にあたり、多くの留学生を日本に派遣し、日本を通じて西洋の進んだ科学技術などを学ぶことに熱心であった。留学生は日本語を学び、これらの新漢語を中国へもたらした。従って、これらの新漢語は、近代の学問分野や社会制度、経済などに関するものが多いわけである。

3.2. 同字異義語：同じ漢字を使いながら意味がかなり異なるもの⁹⁵。例えば、

中国語	日本語	中国語の意味
爱人	愛人	配偶者
大丈夫	大丈夫	立派な男子
汤(湯)	湯	スープ
走	走	歩く、行く
妻子	妻子	妻
料理	料理	処理する・切り盛りする
高校	高校	大学レベルの学校の総称
汽车	汽車	自動車
经理	經理	支配人・マネージャ
老婆	老婆	女房、妻
丈夫	丈夫	亭主
娘	娘	お母さん
手紙	手紙	トイレット・ペーパー
顔色	顔色	色
勉強	勉強	無理する
麻雀	麻雀	スズメ
大家	大家	みんな・みなさん
便宜	便宜	(値段が) 安い
新闻	新聞	ニュース

中でも、“爱人”は日本人がぎょっとする中国語の最たるものであるが、この語の由来は新しく、新中国成立の折りに、旧社会の男尊女卑の色濃い言葉を捨てて、新社会にふさわしい新語を創作したものである。「立派な男子」を意味する“大丈夫”が、「つつがない」意味に変わったのは日本語における語義変化だが、一方で日本語が古代中国語の意味を残し、中国語が語義変化してしまったものもある。例えば、“汤”（湯）は現代中国語では「スープ」のことだが、古代の中国では確かに「お湯」や「温泉」の意味として使われていた。“走”は今では「歩く、その場を離れどこかへ行く」という意味だが、古代漢語ではやはり「はしる」という意味であった。

日本語の「妻子」は妻と子どもの両方を指すが、中国語の“妻子”は妻だけであり、“子”は単なる接尾語でしかない。中国語の“料理”は、“料理家务”“料理后事”のように使われ、前者は「家事を切り盛りする」、後者は「葬式を執り行う」、すなわち「物事を処理する」という意味である。日本語においても、最初は「国政を料理する」「敵を料理する」のように「物事をうまく処理する」という意味で使われていたが、今は「食べ物」という意味が主になった。ちなみに、最近の上海では、「日本料理」という看板を掛かっている店が増えてきた。それは日本語と同じく「料理」の意味で使われている。

この同字異義語は日本人学習者の間違いを引き起こしやすい。たとえば中国語で“高校”と書いてあった場合、日本人はそれが大学を指すことになかなか気付きにくい。また反対に、「汽車」と言おうとして“火车”と言うべきところを間違って“汽车”としてしまい、意思の不疎通を招くという事態もよく見られる。

日中両国の文化交流において、漢字が果たしてきた架け橋としての役割は大きい、長い歴史の中での変遷や地理的隔絶による相違も大きい。従って、中国の漢字はあくまで中国語という言語を表記するためのものであり、日本語を表記するための日本の漢字とは別物であるとの認識を持たなければならない。

4. 書き間違いやすい漢字

先に、「本当に厄介なのは、日本の漢字と似ていて違うものである。」と述べた。次に、実際にその例を見てみよう。説明の便宜上五つに分類して述べる。

4. 1. 中国語の漢字が日本語の漢字より一画少ないもの。

(中)：況 步 对 单 冲 决 凉 减 吕 宫 厅 浅 残 带

(日)：況 步 对 单 冲 决 凉 减 吕 宫 厅 浅 残 带

中国の簡体字も、日本の当用漢字（今の常用漢字の祖型で、最初に制定された省略字形。）も、ともに一画でも画数を減らすことに重きを置いたため、省略のための省略もまま見受けられる。中国語の“况”などはその例である。一方、日本語の「步」は、逆に一画付加された例である。恐らく書く時のバランスに配慮した結果ではないか。

4. 2. 中国語の漢字が日本語の漢字より一画多いもの。

(中)：突 德 压 拔 臭 器 收 隆 微 喝 黑 强 每 海

(日)：突 德 压 拔 臭 器 収 隆 微 喝 黒 強 毎 海

こちらは日本語で一画減らした例が多く、「突」や「徳」など、やはり省略のための省略が多い。一方、“压”と「压」の違いは、ともに簡略字であり、省略法が互いに少し異なったものである。

4. 3. 日中の漢字は二画以上が違うもの。

(中): 魚 漁 魯 惠 穂 桌 钱

(日): 魚 漁 魯 惠 穂 卓 銭

先の(4.1)(4.2)と基本は同じだが、更に省略した画数が多いものである。「魚」と「惠」が省略しない本来の形である。省略した画数が多い分、省略のための省略という印象は受けない。

4. 4. 同じ形に見えるが、中国語の漢字が日本語の漢字の二画を一画で書くことで画数を減らしているもの。(〈 〉中の数字は画数)

(中): 以〈4〉 瓦〈4〉 叫〈5〉 卑〈8〉 修〈9〉 鬼〈9〉 差〈9〉 象〈11〉

(日): 以〈5〉 瓦〈5〉 叫〈6〉 卑〈9〉 修〈10〉 鬼〈10〉 差〈10〉 象〈12〉

中国語の漢字“以”の第一画は「折れ」であり、「瓦」の第二画も「折れ」であり、「叫」の第四画も「折れ」である。“卑”の第六画は「左はらい」であり、「白」を貫き第七画の「横棒」に達する。“修”の第五画は「折れ」である。“鬼”の第六画は「縦棒」ではなく「左はらい」であり、「白」を貫く。“差”も同じように、真ん中の縦棒とその左下の斜め線が融合して一画になっている。これもまた一画を減らすことが目的であり、一見同じように見えるため、とりわけ日本人学生が間違いやすい罪作りの改変である。しかも画数を数え間違えることで、辞書すら引けないということにもなりかねない。学習者には同情するが、正確に覚えてほしい。

4. 5. 画数が同じで全体の字形も近いが、わずかな違いがあるもの。

(1) 日本語の漢字「今」・「戸」・「低」などの「横棒」は、中国語の漢字では“今”、“戸”、“低”などのように「点」になっている。

(中): 今 含 念 琴 戸 芦 房 扁 炉 低 抵 邸 底

(日): 今 含 念 琴 戸 芦 房 扁 炉 低 抵 邸 底

(2) 日本語の漢字「称」の第七画は「横棒」であるが、中国語の漢字“称”は「横かぎ」である。「团」の第五画は「点」であるが、“团”は「左はらい」である。“所”の第一画は「横棒」ではなく「左はらい」である。“巢”の第一、二、三画はすべて「折れ」である。“处”の第五画は「点」で第四画「縦棒」と相接する構造をとる。“判”の第五画は「縦棒」ではなく「左はらい」である。“置”の最後一画は「横棒」である。

(中): 称 团 所 巢 处 判 置

(日): 称 团 所 巢 处 判 置

(3) 日本語の漢字では交差するが、中国語の漢字では交差しないもの。

(中): 与 写 丑 羞 径 经 忍 画 鼻

(日): 与 写 丑 羞 径 経 忍 画 鼻

(4) 日本語の漢字では交差しないが、中国語の漢字では交差するもの。

(中)：辺 化 花 灰 別 角 解 触 蟹 害 割 唐 勤

(日)：辺 化 花 灰 別 角 解 触 蟹 害 割 唐 勤

(5) 日中の漢字はともに交差していながらも方向の異なるもの。また、筆画の接触到に違いのあるもの。

(中)：舍 具 俱 真 慎 包 抱 胞 港

(日)：舍 具 俱 真 慎 包 抱 胞 港

これらの違いのほとんどは、言わば「書き癖」のレベルの違いであり、意図的に生じた違いではないが、やはり日本人にとって間違いやすいので、最初にその字に触れた時に、細部までよく見る必要がある。

以上見てきたように、日本と中国の漢字の字形は、違いがあるものが多い。しかし、同じ漢字文化圏で共通の漢字もある、ということに甘えてか、中国語の漢字の習得はたやすいと思いつている者は多い。日本人学習者・中国語教師のいずれにおいてもそうである。そのためか、従来中国語教育においては発音能力の育成にばかり力が注がれていたように思う。確かに中国語の発音は難しく、初級において繰り返し練習する必要があることは否定しないが、それと同じくらい漢字の字形に対する繰り返し練習も大切であると筆者は主張するのである。

5. おわりに

よく言われるように、漢字は形・音・義の三者を備えた「表意文字」である。漢字を正確に理解するためには、字形・発音・意味の三要素のうち、一つも欠けではいけない。そこで、中国語学習における漢字の書き間違いを防ぐために、以下の教学方法を講じるべきではないかと考える。

まずは、間違いやすい漢字の部首や筆画を整理してまとめ、典型的な誤りを分析することを通して、学生に正確な書き方を教える。

また、日中の漢字の中に似ていて違うものを徹底的に比較対照して、特に学生の見落とししやすい微細な差を示して、画数や筆画の違いまで丁寧に教える。

さらに、日中の同字異義語、繁体字・簡体字および日本語の常用漢字の区別、古代中国語と現代中国語の違いなどを指摘して、中国語の表記に対する意識を高めると効果的である。

日本人の学生にとって、中国語は言うまでもなく外国語である。同じく漢字を使っているからといって、まったく「同じ漢字」ではないので、発音の難しさを加えて、決して中国語を習得することは、他の外国語よりも格段にやさしいというものではない。しかるに、中国語が簡単にマスターできると甘く考える学生の中には、日中両国の漢字の相違という落とし穴にはまりこんでしまい、中国語の学習にうまく進めないケースが多い。本稿で示した教授法は、そうした学生を救い出すことができる新たな方法となるに違いない。

[注]

- (1) 郭沫若の考察によれば、漢字の歴史は五・六千年前に遡ることができる。詳しくは「古代文字之辯証的發展」(『考古学報』、1972年第1期)参照。また、漢字の起源・構成をはじめ、漢字の諸相については、貝塚茂樹・小川環樹『中国の漢字』(中央公論社、1981年)に詳しい。
- (2) 国連人口基金『世界人口白書2007』によれば、世界人口の1位は中国(13億3千万人)、10位は日本(1億3千万人)である。中国と日本の人口だけで、すでにラテンアルファベットを使う人口を超えている。
- (3) 中華人民共和国国家語言文字工作委员会漢字処『現代漢語常用字表』、語文出版社(北京)、1988年
- (4) 中華人民共和国国家語言文字工作委员会漢字処『簡化字総表』、語文出版社、1986年
- (5) 張麟声氏は「同形異義語」を約130選び出して解説した。(『日中ことばの漢ちがい』、くろしお出版、2004年)

[主要参考文献と検索サイト]

- 奥水優『中国語の教え方・学び方』(日本大学文理学部、2005年)
- 阿辻哲次『近くて遠い中国語』(中央公論新社、2007年)
- 木村英樹『中国語 はじめての一步』(筑摩書房、1996年)
- http://www.kanken.or.jp/ (財団法人日本漢字能力検定協会)
- http://ci.nii.ac.jp/ (国立情報学研究所)

付録：「字形に注意の必要な単語一覧」

この「字形に注意の必要な単語一覧」は、筆者が使用している中国語の教科書に収録する語彙のうち、間違いやすい中国語の漢字と、対応する日本語の漢字とを並べてまとめたものである。なお、(中)は中国語の漢字、(日)は日本語の漢字を指す。

一、『やさしい中国語10課』(芦益平監修・黄冬柏著、中国書店、2008年3月)

- 発音編：(中) 马 骂 饺 谢 课 喝 纸 词 海 杂志 爱 丽 门 爷 乐 烟 贵
(日) 馬 罵 餃 謝 課 喝 紙 詞 海 雜誌 愛 麗 門 爺 樂 煙 貴
(中) 丰 樱 阳 天 页 运动 买 对 系 见
(日) 豐 桜 陽 天 頁 運動 買 对 係 見
- 第1課：(中) 贵 请 问 叫 欢 谢 认识 兴 见 关 习 汉语 坐
(日) 貴 請 問 叫 歡 謝 認識 興 見 関 習 漢語 座
- 第2課：(中) 老师 韩国 美国 对 铃木 张 海 德
(日) 先生 韓國 米國 对 鈴木 張 海 德
- 第3課：(中) 每天 几 今天 星期 觉 电话 号码 所 饭 读书 报 买 东 视
(日) 每日 幾 今日 曜日 覺 電話 番号 所 飯 読 書 報 買 東 視
- 第4課：(中) 福冈 公司 主妇 岁 图书馆 年纪 职员 护 务
(日) 福岡 会社 主婦 歳 図書館 年齢 職員 護 務

- 第5課：(中) 气候 样 摄氏 预报 说 冲绳 热 后 冷 广 书 钱 阴 风 阵
 (日) 気候 様 摂氏 予報 説 沖繩 熱 後 冷 広 書 銭 陰 風 陣
- 第6課：(中) 买 乌龙茶 种 别 绍兴酒 贵 较 喝 杂志 咖啡 银行 饮料 红
 (日) 買 烏竜茶 種 別 紹興酒 貴 較 喝 雜誌 珈琲 銀行 飲料 紅
- 第7課：(中) 单 次 丝 饺 岛 真 请 铅笔 张 邮票 苏 锅 贴 鸭
 (日) 単 歟 絲 餃 島 真 請 鉛筆 枚 切手 蘇 鍋 貼 鴨
- 第8課：(中) 名胜古迹 过 宫 颐和园 长城 时间 坐 飞机 约 旅 天安门广场
 (日) 名勝旧跡 過 宮 頤和園 長城 時間 乘 飛機 約 旅 天安門廣場
 (中) 天坛 兵马俑
 (日) 天壇 兵馬俑
- 第9課：(中) 难 说 报纸 写信 觉 发 语 结 账 谈 听 录 课 练习
 (日) 難 説 新聞 写信 覚 発 語 結 帳 談 聴 録 課 練習
- 第10課：(中) 棒球 爱 强 职业 选手 赛 对 兴 绘画 乐 书 运 火车 相扑
 (日) 野球 愛 強 職業 選手 賽 対 興 絵画 楽 書 運 汽車 相撲

二、『漢語生活会話』(芦益平・黄冬柏著、白帝社、2004年3月)

- 第1課：(中) 马 骂 爷 饺子 谢 对 关系 见
 (日) 馬 罵 爺 餃子 謝 対 關係 見
- 第2課：(中) 上海 长崎 知识 车 站 认识 杂志 宿舍 贵 欢迎 兴
 (日) 上海 長崎 知識 車 駅 認識 雜誌 宿舍 貴 歡迎 興
- 第3課：(中) 今天 风 请 问 云 进 打搅
 (日) 今日 風 請 問 雲 進 邪魔
- 第4課：(中) 课 了解 广场 喝 买 吃 饭
 (日) 課 了解 広場 喝 買 食 飯
- 第5課：(中) 几 明天 星期 现 每天 觉 电话号码 明年 公园
 (日) 幾 明日 曜日 現 毎日 覚 電話番号 来年 公園
- 第6課：(中) 天气 样 摄氏 预报 说 阴 时 东京 上海 冷 汉语 老师 风 广州
 (日) 天氣 様 摂氏 予報 説 陰 時 東京 上海 寒 漢語 先生 風 広州
 (中) 岁 后 韩国
 (日) 歳 後 韓国
- 第7課：(中) 福冈 银行 图书馆 学习 桌 报纸 孩子 车
 (日) 福岡 銀行 図書館 学習 卓 新聞 子供 車
- 第8課：(中) 请问 乌龙茶 钱 龙 买 结 账 现金 单 确认 笔 张 邮票 杂志
 (日) 請問 烏竜茶 銭 竜 買 結 帳 現金 単 確認 筆 枚 切手 雜誌

(中) 书 谈 机票

(日) 書 談 航空券

第9課：(中) 换 价 给 旅 手续费 写 国际 收

(日) 換 価 給 旅 手数料 写 国際 収

第10課：(中) 房间 间 登记 随时 信 坐 下班 回家 烟

(日) 部屋 間 登記 隨時 信 座 退勤 帰宅 煙

第11課：(中) 光临 饮料 岛 丝 齐 喝 饭 绍兴酒 小孩

(日) 光臨 飲料 島 絲 齊 喝 飯 紹興酒 子供

第12課：(中) 坐 车 站 电车 直达 地铁 离 远 飞机 轮船 新干线

(日) 乘 車 駅 電車 直通 地下鉄 離 遠 飛行機 汽船 新幹線

第13課：(中) 邮 费 包 窗 直 签证 申请 邮政 编码 棒球 据 成绩 证明

(日) 郵 費 包 窓 直 査証 申請 郵政 番号 野球 拠 成績 証明

第14課：(中) 感冒 头 让 烧 打针 药 专 门诊 护 车 须 手术 开

(日) 風邪 頭 讓 焼 注射 薬 專 門診 護 車 須 手術 開

第15課：(中) 火车 预订 团 优惠 旅费 飞机票 电影 苏 参观 宫 过 动物园

(日) 汽車 予約 団 優 惠 旅費 航空券 映画 蘇 參觀 宮 過 動物園

(中) 游览 长城

(日) 遊覽 長城

第16課：(中) 电脑 时 发 页 诉 纸 许 轻 种 经 给 听 音乐

(日) 電腦 時 発 頁 訴 紙 許 輕 種 経 給 聴 音楽

三、『实用ビジネス中国語会話』(盧益中・黄冬柏著、白帝社、2000年3月)

発音編：(中) 马 骂 丽 爷 饺 鱼 饿 谢 对 关系 天 见 资 几 直 贵

(日) 馬 罵 麗 爺 餃 魚 餓 謝 対 關係 天 見 資 幾 直 貴

(中) 张 海 兴 欢 云 风 钱 强 进 坐 搅 解 广 场 门 喝 买

(日) 張 海 興 歡 雲 風 錢 強 進 座 攪 解 広 場 門 喝 買

(中) 师 现 开 课 请 讲 页 读

(日) 師 現 開 課 請 講 頁 読

第1課：(中) 课 决定 今天 几 星期 现在 每天 时 这 公园

(日) 課 決定 今日 幾 曜日 現在 毎日 時 這 公園

第2課：(中) 申请 员 签证 填 写 贴 照片 护 给 烟 美国 喝 电影 预 订

(日) 申請 員 査証 填 写 貼 写真 護 給 煙 米 国 喝 映画 予 訂

(中) 学习 开 旅 乌龙茶 东京

(日) 学習 開 旅 烏竜茶 東京

- 第3課：(中) 飞机票 公司 张 上海 单 请 诉 时间 问 叫 让 经 订 汉语 坐
 (日) 航空券 会社 枚 上海 单 請 訴 時間 問 叫 讓 經 訂 漢語 乘
 (中) 车 地铁 韩国 师 报纸 杂志 词
 (日) 車 地下鉄 韓国 師 新聞 雜誌 詞
- 第4課：(中) 乘客 飞 带 种 饮料 咖啡 红茶 铅笔 邮票 书 买 火车 开
 (日) 乘客 飛 帶 種 飲料 珈琲 紅茶 鉛筆 切手 書 買 汽車 開
- 第5課：(中) 海关人员 携带 贸易 楼下 行李 证 门 入场 工作单位 选 申请书
 (日) 税関職員 携帶 貿易 階下 荷物 証 門 入場 勤務先 選 申請書
 (中) 电话
 (日) 電話
- 第6課：(中) 东 派 气 为 给 烦 离 远 汽车 钟 电视 过 关系 介绍 约
 (日) 東 派 氣 為 給 煩 離 遠 車 鐘 電視 過 關係 紹介 約
 (中) 轮 船 飞 机 机 场 站 饭店
 (日) 輪 船 飛 機 空 港 駅 飯店
- 第7課：(中) 房间 钥匙 登记 随时 顺 结账 换 下班 回家 钱 传 真 谈 银行
 (日) 部屋 鍵 登記 隨時 順 決算 換 退勤 帰宅 錢 伝 真 談 銀行
- 第8課：(中) 价 支票 现金 签字 边 窗 说 译 长 经理
 (日) 価 小切手 現金 署名 辺 窓 説 訳 長 社長
- 第9課：(中) 访问 欢迎 后 转 达 额 增长 项 合同 关于 意见 满意 光临
 (日) 訪問 歓迎 後 転 伝 額 増長 項 契約 関 於 意見 満足 光臨
 (中) 图书馆 信 电气 产品 会谈 发展 关心
 (日) 図書館 手紙 電気 生產品 会談 発展 関心
- 第10課：(中) 开发 样品 单价 错 订 货 适当 价格 高级 工作 跑
 (日) 開発 見本 単価 錯 訂 貨 適當 価格 高級 仕事 走
- 第11課：(中) 准备 名义 执行 规定 纳税 讨论
 (日) 準備 名義 執行 規定 納税 討論
- 第12課：(中) 钱别 真 圆满 干杯 丰盛 快乐
 (日) 錢別 真 円満 乾杯 豊富 快樂

補記：投稿後の12月12日に、日本漢字能力検定協会が2008年「今年の漢字」に「変」が選ばれたと発表した。世界的な金融情勢の変動や、米国で「change (変革)」を掲げて誕生したオバマ次期大統領、物価上昇で生活が変わったことなどが理由という。

重加算税の一考察 I

弓 削 忠 史

1. はじめに

わが国の重加算税について、学説上、「重加算の賦課は非常に重く処罰的色彩が強い」⁽¹⁾とか、「重加算税の税率は高額であり、納税者にとって打撃は大きい」⁽²⁾等と評されている。

しかしながら、僭越であるが、最高裁判決及び基調的な諸学説等を検討するに、国税通則法等に基づく重加算税等の問題のあり方を、憲法の「本質的」な観点から再考する法理は提起されていない。

それ故に、加算税制度の問題は、加算税制度の意義である「申告納税制度」等のあり方を前提に、国税通則法等の課税要件、特に、国税通則法68条1項の重要な課税要件である「隠ぺい」及び「仮装」概念等のあり方の問題に帰結することになる。

そこで、私見は、憲法の「本質」に基づく「法の支配」の観点から、それらの基本的な問題を検討することによって、「法の支配」に基づく重加算税のあり方の一端を提起したい。

したがって、僭越であるが、私見の憲法の「本質」に基づく税法観を「要約的」に提起し、それを背景にして、国税通則法に基づく重加算税等の基本的な問題点を検討することにした。

さて、人権史的に捉えると、基本的人権は、「自由権」のみならず「社会権」等を内包化することによって、基本的人権の「あり方」が確立されることになった。

そのことは、現代社会においては、伊藤正己名誉教授が提起されているように、基本的人権は、「形式的に法的保障があるからではなく、その実質において、それらが国家から恩恵として与えられたものではなく、人間という事実のみに基づいて、人が生まれながらに持っている権利であり、すなわち生来の不可侵で不可譲の権利である」⁽³⁾と称されているように、基本的人権は、「人間という事実」に基づいて保障される「個人の尊厳の保障」であり、その確認を宣言するために、日本国憲法は、「すべて国民は、個人として尊重される」(憲法13条前段)等と規定している。

それ故に、最高法規である憲法の「本質」は「個人の尊厳の保障」であり、諸法規は、正に「個

人の尊厳の保障」を「内質」すべきことになる。そのことは、当然に、憲法の「本質」である「個人の尊厳の保障」は、税法等の諸現象に「内質」すべきことになる。

したがって、そのことは、当然に、憲法の「本質」である「個人の尊厳の保障」は、税法等の諸現象に「内質」すべきことになる。

そこで、純粋法学者として高名なケルゼン (Hans Kelsen) は、「国家作用」は法創設作用＝段階的に進行する規範定立過程である。……この段階構造は、自己運動における法秩序の統一を基礎づける根本規範に終止している。根本規範は、まず第一に、法を創設する機関を設定することによって、法論理的意味における憲法を成す。そして、そのようにして創定された立法者が、立法自体を規制する規定を定立することによって一次の段階として一実定法的意味における憲法が成立する⁴⁾と称される「根本規範論」等の影響故えなのか、わが国では、根本規範等の法理に基づいて、「個人の尊厳の保障」のあり方が提起されている。

基調的な所説によると、根本規範は、憲法が下位の法令の根拠となり、その内容を規律するのと同じように、憲法の根拠となり、また、その内容を規律するものである。……われわれは、憲法の内部において、根本規範と他の憲法規範という段階構造の存在を認めることができる。そして、後者は前者によって、根拠づけられ、規律されているのである。ところで、具体的に、日本国憲法における根本規範の内容として、どのようなものが考えられるか。国民主権主義、基本的人権尊重主義および永久平和主義の三つの原理がそれに該当するものであろう。そして、さらにこれらの原理の根底にある原理として、「個人の尊厳」という原理が考えられる⁵⁾とか、自然権を実定化した人権規定は、憲法の中核を構成する「根本規範」であり、この根本規範を支える核心的価値が人格不可侵の原則（個人の尊厳の原理）である⁶⁾と称されている。

しかし、「個人の尊厳の保障」について、国民主権主義、基本的人権尊重主義、および永久平和主義の三つの原理⁷⁾の根底にある原理として、「個人の尊厳」という原理⁸⁾とか、根本規範を支える核心的価値が人格不可侵の原則（個人の尊厳の原理）⁹⁾となる「個人の尊厳の原理」は、いかなる意味を有するのであろうか。

私見は、前記所説の「根底にある原理として、『個人の尊厳』という原理」¹⁰⁾とか、「根本規範を支える核心的価値が人格不可侵の原理（個人の尊厳の原理）」¹¹⁾等のあり方の形而上化等の克服と、新たな「法体系」を確立するために、日本国憲法の「本質」は、「人間という事実のみに基づいて、人が生まれながらに持っている権利」¹²⁾である「個人の尊厳の保障」¹³⁾として捉えることによって、その「下位規範」の諸法規等に「個人の尊厳の保障」を「内質」する法理を基に「税法原理」を確立すべきものとする。したがって、その前提として、その「個人の尊厳の保障」の「本質」を確認し宣言するために、憲法は「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない」（憲法第11条）、「すべての国民は個人として尊重される」（憲法第13条）¹⁴⁾等と規定した上で、その基本的人権は、「侵すことのできない永久の権利」（憲法第11条・同97条）と規定している。

それ故に、憲法の「本質」である「個人の尊厳の保障」を「法の支配」¹⁴⁾の観点から、「税法」の「法形態」の「あるべき」当為 (Sollen) 性に「内質」すべきことになる。

注

- (1) 山田二郎『税法講義』(第2版)』信山社, 2001年, 300頁。
- (2) 森山文昭『租税法』法学書院, 2007年, 193頁。
- (3) 伊藤正己『憲法』弘文堂, 1982年, 177頁。
- (4) ハンス・ケルゼン著・清宮四郎訳『一般国家学』岩波書店, 1975年, 415-416頁。
- (5) 清宮四郎『憲法I (第3版)』有斐閣, 1981年, 33頁。
- (6) 芦部信喜・高橋和之(補訂)『憲法 (第3版)』岩波書店, 2002年, 10頁。
- (7) 清宮四郎, 前掲注(5), 33頁。
- (8) 同上書, 33頁。
- (9) 芦部信喜・高橋和之(補訂), 前掲注(6), 10頁。
- (10) 清宮四郎, 前掲注(5), 33頁。
- (11) 芦部信喜・高橋和之(補訂), 前掲注(6), 10頁。
- (12) 伊藤正己, 前掲注(3), 177頁。
- (13) 佐藤幸治名誉教授は、憲法第13条に関して、「私は、13条前段『個人の尊重とは、人格によって通底された個々の具体的人間の自律的生を尊重しようとする』ことであり、後段の『幸福追求に対する権利』とは、それを受けて人間の自律的生を可能ならしめるべく包括的・一般的に権利として捉えたものである』(佐藤幸治『日本国憲法と法の支配』有斐閣, 2002年, 26頁)と称されているが、しかし、「個人の尊重」を「人格によって通底された」(同上論文, 26頁)ところの「具体的人間の自律的生を尊重」(同上論文, 26頁)と称されることは、その「人間の自律的生」(同上論文)のあり方によっては、極めて「人間」を価値的にとらえることになるのでないのだろうか。私見は、「個人の尊厳の保障」は、「具体的な人間の保障」の問題として捉えるべきものと考ええる。
また、木村弘之教授は、「日本国憲法の価値秩序のなかで、憲法13条1文によって保護されている個人の尊厳が最上位の価値である。法治国家における租税法の秩序もまた、このことを尊重しなければならない」(木村弘之『租税法』税務経理協会, 1999年, 93頁)と称されているが、しかし、「個人の尊厳の保障」は、「憲法13条1文によって保護」(同上書, 93頁)されているのではなく、「確認規定」として捉えるべきものと考ええる。そうすると、当然に、憲法の「本質」たる「個人の尊厳の保障」は、「法治国家における租税法の秩序」に「内質」すべきものと考ええる。
- (14) 杉村敏正博士は、「法治主義」について、「ドイツにおいて戦前に一般に説かれた『法律の支配』(Herrschaft des Gesetzes)や、わが国において戦前に一般に説かれた『法律の支配』や『法治主義』は、支配する『法律』や『法』の内容を問題としないから、悪法の支配も『法律の支配』や『法治主義』でありえた」(杉村敏正『法の支配と行政法』有斐閣, 1970年, 32頁)と称されているが、伊藤正己名誉教授は、「法の支配」について、『法による国家権力のコントロールのみならず法そのものの内容や手続の正当性を要求し、法治国家の理念を形式的のみでなく、実質的にも実現しようとする』(伊藤正己『憲法』弘文堂, 1982年, 14頁)と称されことは、憲法の「本質」たる「個人の尊厳の保障」を「内質」する「法の支配」の定義論と評することができる。
そこで、渡辺洋三名誉教授が、「法の支配」について、「権力者を拘束する客観的基準はだれがきめるのか?それをきめるものは、権力者自身であってはならない。それをきめるものは、民主主義国家にお

いては、主権者たる国民でなければならない、ということが原理的に要請される。法が権力者の意思を拘束するとはとりもなおさず、国民の意思が権力者の意思を拘束するということである。法が最高であるという思想は、すなわち国民の意思が最高であるという思想を根本にもっている。こうして、法の支配は、主権在民の民主主義政治体制と、きってもきれない関係にある。近代法治主義とはつまるところ、国民の意思が法の名において権力者を拘束し、権力者の行為を国民の意思に服せしめる、という原則以外のなにものでもない（渡辺洋三『法というものの考え方』日本評論社、1992年、78-79頁）と、「法の支配」を「国民の意思が権力者の意思を拘束する」（同上書、78頁）と称されていることは傾聴すべきことであるが、しかし、憲法の「本質」となる「個人の尊厳の保障」を「法の支配」に「内質」しないで、「個人の尊厳の保障」の「手段」である「民主主義」の観点から「法の支配」を問題にすることは、結局、多数決論で「法の支配」を確立することになり、それは、従来型の「法治主義論」に帰結することになる。伊藤正己名誉教授は、「法の支配」について、「法による国家権力のコントロールのみならず法そのものの内容や手続の正当性をも要求し、法治国家の理念を形式のみではなく、実質的にも実現しようとする」（伊藤正己『憲法』弘文堂、1982年、14頁）と称されることは、憲法の「本質」である「個人の尊厳の保障」を「内質」する「法の支配」の定義論と評することができる。

※本稿の引用原文の「右」の文言は、「前記」に引用者・修正。

2. 諸学説等に基づく加算税等の基本的な問題点のあり方について

(1) 重加算税等に関する基本的な諸学説等について

①田中二郎博士は、「加算税」について、「租税処罰法」⁽¹⁾の観点から、「行政法規においては、その定める義務の不履行ないし義務違反に対して、一定の制裁を科することができるものとすることによって、当該法規の実効性を保障するとともに、義務者の心理上の圧迫を加え、間接的に、義務の履行を確保しようとするのが通例である。

租税法上、かような目的のために科される制裁には、ここでいう制裁税と租税罰の両者がある。（中略・引用者）。

ここで制裁税というのは、租税法上の義務の不履行に対する一種の行政上の制裁として、税の形式で課されるものを総称する。延滞税、各種加算税、過怠税がこれである。⁽²⁾と称された上で、「重加算税と租税刑罰の併科」に関して、「重加算税については、課税要件事実の隠蔽又は仮装して納税の義務を適正に履行しないというその課税要件が、偽りその他不正の行為により租税を免れるという脱税犯の構成要件と酷似し、かつ、その負担が不足額の35%となり重いために、二重処罰（憲法39条）にあたるのではないかという意見がある。しかし、重加算税は、その制裁的意義は否定できないにしても、脱税者の不正行為の反社会性ないし反道徳性に着目し、これに対する制裁として科する刑事罰と異なり、課税要件事実を隠蔽又は仮装して申告（納付）義務を正しく履行しなかったという事実があれば、正当な理由がない限り、課されるものであり、それによって過少申告、不申告等による納税義務違反の発生を防止し、もって租税収入の確保を図ろうとする行政上の措置である。従って、重加算税を課することは、納税義務者の行為を犯罪とし、これに対する刑罰として科する趣旨でないから、重加算税と租税刑罰

を併科しても憲法（39条）に違反しないと解すべきである。」⁽⁴³⁾と、重加算税と「制裁として科する刑事罰」⁽⁴⁴⁾との違いを、「脱税者の不正行為の反社会性ないし反道徳性」⁽⁴⁵⁾の観点から提起されているが、しかし、その「反社会性ないし反道徳性」⁽⁴⁶⁾は、極めて「抽象的」で「多義的」な概念であるので、それを具体的に明確にしないと、果して、「重加算税と租税刑罰を併科しても憲法（39条）に違反しないと解す」⁽⁴⁷⁾ことができるのであろうか。

②金子宏名誉教授は、まず、申告納税制度と加算税等のあり方を明確にするために「加算税は、申告納税制度および徴収納付制度（中略・引用者）の定着と発展を図るため、申告義務および徴収納付義務が適正に履行されない場合に課される附帯税である（税通条以下。）申告納税制度がわが国で一般的に採用されたのは、戦後のことであるが、それは民主的租税制度の一環として重要な意味をもっている。また、徴収納付制度は、租税の徴収を確保するために必要な制度である。そこで、申告義務および徴収納付義務の違反に対して特別の経済的負担を課することによって、それらの義務の履行の確保を図り、ひいてはこれらの制度の定着を促進しようとしたのが、加算税の制度である。」⁽⁴⁸⁾と称された上で、「重加税」について、「納付すべき税額の計算の基礎となる事実の全部または一部について隠ぺいまたは仮装があり、過少申告・無申告または不納付がその隠ぺいまたは仮装に基づいている場合は、過少申告加算税・無申告加算税または不納付加算税の代わりに、重加算税と呼ばれる特別に重い負担が課されまたは徴収される（中略・引用者）。

重加算税は、納税者が隠ぺい・仮装という不正手段を用いた場合に、これに特別に重い負担を課することによって、申告納税制度および源泉徴収基盤が失われるのを防止することを目的とするものである。」⁽⁴⁹⁾と、金子宏名誉教授は、「民主的租税制度の一環」⁽⁵⁰⁾として、「申告納税制度と源泉徴収制度」の「定着と発展」⁽⁵¹⁾と、その「基盤が失われるのを防止することを目的とする」⁽⁵²⁾ことを「加算税制度」の趣旨とされている。

ところが、学説上、「形式的・多数決主義的な民主主義観においては、既存の制度枠組みの中で、多数による決定が行われるかどうかだけに関心があり、その決定に至るまでの過程はまったく問われない。そこには、民意の国政への反映をいかにして実質化するかといった視点は存在せず、ある特定の政治制度と政治的文脈の中で与えられた〈数〉を絶対視し、決定時点での民意がどこにあるかを考慮せずして、多数決が強行される。そして、いったん多数決強行される。そして、いったん多数決による『決定』さえなされてしまえば、あとはその『民主的決定』を楯に、有無を言わさぬ『決定』への服従が求められることになる。」⁽⁵³⁾と称されるように、民主主義論は、時に形式的・多数決主義に陥り、既存の制度を過度に保全することになる。

例えば、森山文昭弁護士（教授）が、「重加算税の税率は高額であり、納税者にとって打撃は大きい。租税法律主義の立場からは、条文の文言を離れ、安易に適用範囲を拡げるような解釈をすべきでない。」⁽⁵⁴⁾と評されても、民主主義制度の一環としての申告納税制度の保全のために、結局は、既存の重加算制度を許容することになる。

そこで、その問題を是正するためには、憲法の「本質」である「個人の尊厳の保障」の文脈の「財産権等の保障」を「内質」する「法の支配」の観点から、申告納税制度の保全のための重加算制度のあり方が問われることになる。

したがって、民主納税制度の一環としての申告納税制度は、憲法の「本質」である「個人の尊厳の保障」の手段であるので、当然に重加算税のあり方が問われることになる。

そして、重加算税と租税刑罰の関係について、金子宏名誉教授は、「国税通則法によって加算税の対象とされる行為が、同時に個別租税法によって刑罰の対象とされている場合が少なくない。たとえば、所得税法は、正当な理由なしに確定申告書を確定申告期限内に提出しない行為（241条）、源泉徴収して納付すべき税額を納付しない行為（240条）を刑罰の対象としている。したがって、前者の行為に対しては、無申告加算税に加えて刑罰が科されることになる。さらに、無申告または不納付が、事実の隠ぺいまたは仮装（中略・引用者）に基づいている場合には、無申告加算税および不納付加算税の代わりに、それぞれ重加算税が課されるが、他方、所得税法は、偽りその他不正の行為により所得税を免れる行為（238条）の刑罰の対象としている。事実の隠ぺいまたは仮装に基づく無申告および不納付は、偽りその他不正の行為に該当する場合が多い。したがって、その場合にも、重加算税に加えて刑罰が科されることになる。無申告や脱税に対して刑罰を科する規定は、法人税法（159条・160条）その他の個別租税法の中にも見られる（たとえば、相続68条・69条）。このように、一個の行為に対し、一方で加算税を課し、他方で刑罰を科することが、憲法39条の二重処罰の禁止に反しないかが問題となるが、加算税は、刑事制裁と異なり、申告義務および徴収納付義務の適正な履行を確保し、ひいては申告納税制度および徴収納付制度の定着を図るための特別の経済的負担であって、処罰ないし制裁の要素は少ないから、それは二重処罰にあたらぬと解すべきであろう」⁽⁴⁴⁾と称されている。

しかし、牛島勉弁護士は、「昭和62年の改正により、過少申告加算税、無申告加算税および重加算税の割合がそれぞれ5%引き上げられ、納付すべき税額に対して、原則として、過少申告加算税が10%（一定の部分は15%）に、重加算税が35%または40%になったことなどを考えれば、制裁としての要素も少なからずあると言わざるを得ないように思われる。」⁽⁴⁵⁾と称されている。

したがって、森山文昭弁護士（教授）は、「重加算税の税率は高額であり、納税者にとって打撃は大きい。」⁽⁴⁶⁾と評されていることから、重加算税を課した上に、刑罰を科することは、二重処罰の問題のあり方に帰結することになる。

それ故にか、以前、碓井光明教授は、「重加算税賦課の構造」⁽⁴⁷⁾の観点から、「重加算税に関する議論が、罰金と追徴税の併科の合憲性に関する最高裁判決を基礎とすることによって、誤った方向に進んだように思われてならない。現行の重加算税に関する規定を直視して議論を進めるべきではないかと思う。そして重加算税が、建物としては、租税の一種として、法定の課税要件事実の充足によって成立するとされているにもかかわらず、実態においては、納税義務者

に対する税務行政庁の威かく手段として利用されている面もあるのではないかと推測される。そのような実態の分析をもふまえて、あるべき重加算税制度を検討すべきものと思う。」⁽⁴⁵⁾と称されている。

③山田二郎弁護士（租税訴訟学会会長）は、「重加算税の『隠ぺい又は仮装』という要件と通脱犯『偽りその他不正の行為』という要件とは、同じ内容であるといえるので、重加算税の賦課と通脱犯に対する処罰が憲法39条が禁止している『二重処罰の禁止』に触れないかが争われた。最判昭和33年4月30（民集12・6・938）は、加算税は申告義務又は租税納付義務違反に対する制裁として課されるものであるが、申告義務違反又は租税納付義務違反を刑罰として処罰するものではないので、憲法39条に違反しないと判示している。不正行為があっても多くの場合、重加算税の賦課で終っており、通脱犯として処罰されるのは悪質な場合であるといえるが、重加算税の賦課と通脱犯の処罰は、形式論として最判のような説明ができるとしても、わが国の重加算税の賦課は非常に重く処罰的色彩が強いので、実質的に見ると、『二重処罰の禁止』に触れないか、比較法的・実証的な検討をすべき課題である。」⁽⁴⁶⁾と、「重加算税の賦課と通脱犯の処罰」⁽⁴⁷⁾の関係を、「重加算税の賦課は非常に重く処罰的色彩が強い」⁽⁴⁸⁾ことで、「実質的に見ると、『二重処罰の禁止』に触れないか」⁽⁴⁹⁾を問われることは、極めて傾聴すべき所説と評することができる。

④ところが、重加算税の目的性等の観点から、住田裕子弁護士（元法務省訟務局付検事）は、「重加算税を含む加算税は、納税義務違に対して行政制裁として経済的負担を課することにより、申告納税秩序を維持すること、すなわち、申告納税義務違反の発生を未然に防止し、徴税の実をあげることを主目的とする。また、自発的に正直な申告をした納税者との不公平感を除去した上、税務調査を困難とし、そのための多大の労力と経費とを国家に費やさせたことの補填（国庫利益の回復）などの性格をも有する。

制裁であることを強調すれば、二重処罰との関係が問題となるとする論者があるが、前記最判のとおり（「重加算税は、……課税要件事実を隠ぺいし、また仮装する方法によって行われた場合に、行政機関の手続により違反者に課せられるもので、これによってかかる方法による納税義務違反の発生を防止し、徴税の実を挙げようとする行政上の措置であり、刑罰と異なるから、重加算税のほかに刑罰を科しても、憲法39条に違反しない。」（最判昭45・9・11刑集24巻10号1333頁・同論文「引用文献」挿入・引用者）、加算税制度は、あくまでも行政上の措置としての制裁であり、行政目的を達成するための一手段である。犯罪という反社会的行為に対する非難や社会的制裁としてのもっぱら司法手続による刑事罰ではない。一般に、行政制裁の方法としては、免許取消・業務等の停止・一定の資格剥奪・課徴金等の経済的制裁などさまざまな手段が用いられているが、納税という金員の国庫への拠出に対する違反に対しては、経済的制裁がもっとも効果的であり、かつ、なじむものである。その結果、金員の国庫への拠出という面で刑罰の中の罰金と共通する部分が異なるものであるから、加算税制度が二重処罰であると

の批判は当たらないであろう（もっとも、重加算税を課されてこれを納めた場合に罰金の額等量刑上斟酌される事由となることはあり得よう。）⁽²³⁾と傾聴すべき所説を展開されているが、しかし、「金員の国庫への拠出という面で刑罰の中の罰金と共通する部分があるとしても、目的が異なり、取り扱う機関も異なるものであるから、加算税制度が二重処罰であるとの批判は当たらないであろう」⁽²⁴⁾と称される、「目的性」等に基づく重加算税の経済制裁と通脱犯の刑罰のあり方に関する区別論は、その「目的性」を具体的に明確にしないと、その「目的性」のあり方は形而上化し、結局は、重加算税と通脱犯の区別論のあり方が問われることになる。

また、特に、同弁護士が、「国税通則法の制定に関する答申の説明」を引用され、「重加算税は、制裁的意義を有することは否定できないが、そもそも納税義務違反者の行為を犯罪とし、その不正行為の反社会性ないしは反道徳性に着目して、これに対する制裁として科される刑事罰とは、明白に区別すべきであると考えられる。このように考えれば、重加算税を課すとともに刑事罰に処しても、二重処罰と観念すべきではないと考える。」⁽²⁵⁾と提起されていることについて、確かに、「重加算税の税率は高額」⁽²⁶⁾であることから、「重加算税は、制裁的意義を有することは否定できない」⁽²⁷⁾が、だが、具体的な根拠を示さずに、重加算税について、「そもそも納税義務違反者の行為を犯罪とし、その不正行為の反社会性ないしは反道徳性に着目し、これに対する制裁として科される刑事罰とは、明白に区別すべきである。」⁽²⁸⁾と称することができるのであろうか。

だが、刑罰の根拠となる「反社会性」「反道徳性」は、不確定概念あることから、一義的な概念でなく、常に、多義的な意味を内包しているため、その刑罰の根拠となる「反社会性」「反道徳性」の意味を具体的に明確にしない以上は、その根拠は、「形而上化」することになる。そして、刑罰の根拠となる「反社会性」「反道徳性」は、前記のように、一義的な概念でなく、多義的な意味を内包しているため、当然に重加算税の根拠にもなりうる概念でもある。

したがって、前記のように、同弁護士が、「国税通則法の制定に関する答申の説明」を引用され、重加算税は、制裁的意義を有することは否定できないが、そもそも納税義務違反者の行為を犯罪とし、その不正行為の反社会性ないしは反道徳性に着目して、これに対する制裁として科される刑事罰とは、明白に区別すべきであると考えられる。⁽²⁹⁾と称されるのは、過言と評することができる。

⑤そこで、清水敬次名誉教授が、「重加算税が課される場合は同時に租税の通脱犯の構成要件をもみたすものと思われ、したがって、重加算税の賦課と租税通脱犯に対する処罰とが憲法39条の「同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問われない」との二重処罰の禁止にふれないかが問題となる。」⁽³⁰⁾と、重加算税と通脱犯の基本的な問題点、つまり、「重加算税が課される場合は、同時に通脱犯の構成要件をもみたす」⁽³¹⁾ことの観点から、「二重処罰の禁止」を問題にされているのは、一定の法理として許容すべきことになる。

しかし、その前提として、最高裁昭和33年4月30日大法廷判決（「通脱犯に対する刑罰が『詐

偽その他不正の行為により云々』の文字からも窺われるように、脱税者の不正行為の反社会性ないし反道徳性に着目し、これに対する制裁として科せられるものであるに反し、法43条の追徴税は、単に少申告・不申告による納税義務違反の事実があれば、同条所定の己むを得ない事由のない限り、その違反の法人に対し課せられるものであり、これによって、過少申告・不申告による納税義務違反の発生を防止し、以って納税の実を挙げんとする趣旨に出た行政上の措置であると解すべきである。』⁽³²⁾との判示を意図されたのか、同名誉教授は、「加算税は、申告義務又は租税納付義務違反に対する制裁として課されるものであるが、当該申告義務又は租税納付義務違反を犯罪としてこれに対する刑罰とし科されるものではないから、憲法39条に反しない」⁽³³⁾と称されているのも、重加算税と通脱犯の区別のあり方を具体的に明確にしないと、結局、それは憲法39条の「二重処罰の禁止」の問題に帰結することになる。

また、そのことは、加算税、特に重加算税と、通脱犯の法的性格のあり方の問題であり、それは、憲法の「本質」となる「個人の尊厳の保障」に基づく「法の支配」の観点から検討しないと、前記の最高裁昭和33年4月30日大法廷判決の問題で「事」が決されることになる。

⑥そこで、田中二郎博士は、「行政法規においては、その定める義務の不履行ないし義務違反に対して、一定の制裁を科することができるものとすることによって、当該法規の実効性を保障するとともに、義務者に心理上の圧迫を加え、間接的に、義務の履行を確保しようとするのが通例である。

租税法上、かような目的のために科される制裁には、ここでいう制裁税と租税罰の両者がある。ここで制裁税というのは、租税法上の義務の不履行に対し、一種の行政上の制裁（納税義務者に対して課せられる不利益）として、税の形式で課されるものを総称し、これに対し、ここで租税罰というのは、訴税法上の義務違反に対して、一般統治権に基づいて科される制裁を総称する。これら両者は、その性質を異にするが、前述のように共通の目的を有する制裁であるから、これらに関する法を一括して租税処罰法と呼ぶことにする。』⁽³⁴⁾と、体系的な観点から、「租税処罰法」を上位概念として、加算税と相関する「制裁税」と通脱犯と相関する「租税罰」を「共通の目的を有する制裁」⁽³⁵⁾として位置づけながら、今度は、「これら両者は、その性質を異にする」⁽³⁶⁾と、制裁税と租税罰を区別されているのは、その「性質」のあり方を具体的に明確にしないと、憲法39条の「二重処罰の禁止」の問題に帰結することになる。

したがって、それを前提に、同博士が、「重加算税と租税刑罰の併科」について、最高裁昭和33年4月30日大法廷判決を意図された上で、「重加算税は、その制裁的意義は否定できないにしても、脱税者の不正行為の反社会性ないし反道徳性に着目し、これに対する制裁として科する刑事罰と異なり、課税要件事実を隠蔽又は仮装して申告（納付）義務を正しく履行しなかったという事実があれば、正当な理由がない限り、課されるものであり、それによって過少申告、不申告等による納税義務違反の発生を防止し、もって租税収入の確保を図ろうとする行政上の措置である。従って、重加算税を課することは、納税義務者の行為を犯罪とし、これに対する

刑罰として科する趣旨でないから、重加算税と租税刑罰を併科しても憲法（39条）に違反しないと解すべきである。」⁽⁴³⁾と、「脱税者の不正行為の反社会性ないし反道徳性に着目」⁽⁴³⁾されることは、結局、形而上的な観点に基づく重加算税と租税刑罰の併科の許容論となる。

したがって、森山文昭弁護士（教授）は、「重加算税の要件である『仮装・隠ぺい』は、刑罰の要件とされる『偽りその他不正の行為』とほとんど同一であり、重なり合う。そして、重加算税の負担は決して軽いものではない。これらの点からするならば、両者の併科は、やはり違憲の疑いが強いと言わざるを得ないであろう。」⁽⁴³⁾と称される観点は、前記最高裁昭和33年4月30日大法廷判等とその判決を支持する諸学説に対する、極めて傾聴すべき批判論と評することができる。

② 加算税の制度のあり方と適正手続論について

①そこで、北野弘久博士は、「加算税の制度の制度については、（中略・引用者）いくつかの基本的疑問を提起していた。その主要なものを整理すれば、つぎの三点に要約することができよう。

i) 国税通則法に規定する加算税の課税要は、きわめて不明確である。加算税は行政上の制裁措置（一種の行政上の秩序罰とみる見解もある）であるが、制裁規定の構成要件は元来没価値的・客観的・記述的であらねばならない。それは、それを適用する者の主観的判断が介入する余地がないように主観的要素を排除して客観的に構成されねばならない。

ii) 加算税制度は、一般には申告納税制度を育成するための過渡的な措置として理解されるべきであり、議論のあり方としては刑事訴追の徹底を行なうところが本則とされるべきである。国側の刑事訴追の不徹底さを加算税という行政上の便宜手段によってカバーしようという態度はそもそもおかしい。加算税制度に対しては基本的にはその廃止の方向において、シャープ税制後10余年を経過した今日（昭和37年当時）の諸事情をふまえて再検討されるべきであるまいか。

iii) 加算税、とくに重加算税については憲法上の問題（39条違反）が存在する。重加算税と刑罰とを併科することは、かりに現段階における憲法解釈論のレベルにおいては違憲とはいえないとしても、それは憲法の趣旨（精神）に反することは否定しえない。シャープ税制後10余年を経過した今日（昭和37年当時）、重加算税制度は廃止されるのが望ましいが、かりに、直ちに廃止することができないとしてもなんらかのかたちにおいて重加算税と刑罰との併科をしないこととする立法上の措置を構すべきである。」⁽⁴⁴⁾と極めて傾聴すべき所説を提起された上で、北野弘久博士は、最近の基本書で明確に重加算税等について、「立法論的に、加算制度はこれをもとと過渡期的措置としてとらえるならば、その廃止の方向が検討されるべきであろう。すなわち、税法違反についてはすべて刑事制裁制度に一元化する。もし、存続させるならば、刑罰制度との調整がなされるべきである」⁽⁴⁴⁾と称された上で、結論として、「重度の税法違反に対しては刑罰のみを科し、それに至らない軽度の税法違反に対しては加

算税のみを課することとして、税務制裁制度を二元的に構成することとしたほうがよいと考えている。そうすれば、二重処罰の疑いもなくなる⁽⁴²⁾と称されている。

ところが、佐藤英明教授は、北野弘久博士の所説に対して、「通脱罪として刑事訴追される範囲が現在重加算税だけしか課されていない行為にまで広く及び、刑事処罰の範囲が飛躍的に拡がることも、理論的には考えられる。(中略・引用者)しかしこのように実際の刑事処罰の範囲を拡大することには、刑罰の謙抑制という点からみてかなり疑問がある。すなわち、この説は、現在、法律の文言上は通脱罪に該当するにもかかわらず重加算税しか課されない行為のほとんどすべてが刑事処罰に値する実質的な悪質性を有しているかという点について何ら述べることがないが、形式的に通脱罪の構成要件を満たす行為の中にも刑事処罰に値しない程度のものであると考えられるから、この点を考慮することなく、形式的に刑事処罰の範囲の拡大を説くことは処罰権の濫用につながるおそれがあるので、賛成しがたいのである⁽⁴³⁾と痛烈に批判されている。

しかし、北野弘久博士は、「立法上の措置」⁽⁴⁴⁾として、「重加算税を課せられた納税義務者に対し刑事訴追が行なわれた場合には、訴追期間中は重加算税を徴収することを猶予し、訴追の結果をみたすうえで重加算税の徴収処分の続行を決定すべきである。そして、もし、訴追の結果、有罪となって罰金刑等に処せられたときは、重加算税の賦課を取り消すこととし、すでに重加算税を納付していたときは、既納付の重加算相当額を還付することにする」⁽⁴⁵⁾と称されている観点から、果して、北野理論は、「形式的に刑事処罰の範囲の拡大」⁽⁴⁶⁾と評することができるのであろうか。

②また、北野弘久博士は、「現行法は加算税の課税手続について何ら『適正手続』への配慮を行っていない。現実的にも、いわば『隠密的』に、納税者に対して制裁が行われている。刑罰を宣告するにあたっては、刑事法廷において厳格な刑事訴訟法のルールに従って証拠調べが行われる。加算税の課税手続においても、本来、前記に準ずる手続が保障されなければならない。もし加算税制度を引き続き維持しようとするならば、立法論的に前記の『適正手続』のための規定の整備がなされねばならないといえよう。」⁽⁴⁷⁾と称される「加算税」の「適正手続」の基本的な問題点の提起は、正に、山下清兵衛弁護士(教授)が、「租税のうち、租税債権・債務の内容、租税債権・債務の成立・承継・消滅・効果をそれ自体として規律するのが、租税実体法と租税手続法を明確に区別し、その両法について合理性がなければならない。同一の租税法の中には、租税実体法規と、租税手続規定が混在していることが多く、これを区分して、分析することは課税実体法要件を抽出するために必要である。租税法における正当性保障が確保されなければならない。

租税手続法は、租税実体法における債権・債務関係に関する規範を具体化する手続にすぎない。しかし、租税法において、手続の懈怠が納税者の権利に影響することが多く、これと租税実体法要件との関係を明確にする必要性がある。」⁽⁴⁸⁾と、「租税法において、手続の懈怠が納税者

の権利に影響することが多く、これと租税実体法要件との関係を明確にする必要性がある⁽⁴⁹⁾と称されることは、現在の加算税、特に重加算税の重要な要件を是正する問題提起である。

そこで、北野弘久博士は、前記のように、「もし加算税制度を引き続き維持しようとするならば、立法論的に前記の『適正手続』のための規定の整備がなされねばならないといえよう。」⁽⁵⁰⁾と称された上で、「現行法のもとでも、運用上さしあたりつぎのような手続が憲法13条、31条の『適正手続』の要請により必要であると解される。すなわち、明文規定がなくても、第一に処分先立って被処分者である納税者に弁明・聴聞の機会を与えることが必要である。第二に処分の際に処分をするにいたった具体的理由を明示することである。その際、『事実の隠ぺい・仮装』等に関する証拠の摘示を行うべきである。筆者は現行法のもとで、この二つの手続を欠く加算税処分は憲法の要請する『適正手続』に違反し違法になると解している。

さきに税務制裁制度を二元的に構成すべきことを提言したが、立法論的には何が刑罰を科される重度の税法違反なのか、何が加算税を課される軽度の税法違反なのか、何が加算税を課される軽度の税法違反なのか、具体的基準化すべきであろう。さしあたり現行法のもとでは運用面で、真に刑罰を科するに値する税法違反のみ訴追することとし、その程度にいたらない税法違反には加算税のみを課することとする取扱いの定着が期待される。⁽⁵¹⁾と、前記の「二つの手続を欠く加算税課税処分は憲法の要請する『適正手続』に違反し違法になると解している。」⁽⁵²⁾と称されるのは、現在の加算税制度のあり方を手続論的には是正するものと考えるが、私見では、「運用上」⁽⁵³⁾として捉えるのではなく、憲法の「本質」である「個人の尊厳の保障」を「加算課税処分」等に「内質」するところによって、前記の加算税の基本的な問題が法解釈的には是正されることになる。

もちろん、北野弘久博士が提起される「立法論的には何が刑罰を科される重度の税法違反なのか、何が加算税を課される軽度の税法違反なのか、の具体的基準を法定化すべきであろう。」⁽⁵⁴⁾と称されていることは、傾聴すべき立法論であるが、その場合に、憲法の「本質」である「個人の尊厳の保障」の文脈たる「財産権等の保障」を「内質」することによって、「立法論的には何が刑罰を科される重度の税法違反なのか、何が加算税を課される軽度の税法違反なのか」⁽⁵⁵⁾、その「本質的」なあり方が問われることになる。

したがって、僭越であるが、私見の提起する憲法の「本質」である「個人の尊厳の保障」を「内質」することによって、山下清兵衛弁護士（教授）が、「憲法31条は、『何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪われ、又はその他の刑罰を科せられない』とし、この規定は、法の実体的内容と法手続の合理性・正当性を要請するものと解されている。同条は、刑罰に限らず、自由を拘束するその他の場合についても、性質の許す限り、実体保障と手続保障が及ぶものと解されている。」⁽⁵⁶⁾と称される傾聴すべき法理が普遍化することになる。

また、そのことは、憲法の「本質」を「実体」及び「手続」の観点に「内質」することによって、加算税等の基本的な問題点が再考されることになる。その前提として、その文脈にある重

加算税の法的性格のあり方を探究するために、重加算税と罰金を併科する二重処罰等、特に、その法益等のあり方を検討することによって、重加算税の根拠等のあり方の一端を提起したい。

注

- (1) 田中二郎『租税法』(第3版)』有斐閣, 1990年, 387頁。
- (2) 同上書, 387-388頁。
- (3) 同上書, 392-393頁。
- (4) 同上書, 393頁。
- (5) 同上書, 393頁。
- (6) 同上書, 393頁。
- (7) 同上書, 393頁。
- (8) 金子宏『租税法』(第12版)』弘文堂, 2007年, 578頁。
- (9) 同上書, 584頁。
- (10) 同上書, 578頁。
- (11) 同上書, 584頁。
- (12) 木下智史・本秀紀「民主的自己統治の可能性と民主主義理論」民主主義科学者協会法律部会編『改憲・改革と法』(法律時報増刊)日本評論社, 2008年, 308頁。
- (13) 森山文昭「隠ぺい・仮装」中村芳昭・三木義一編『租税法』法学書院, 2007年, 193頁。
- (14) 金子宏, 前掲注(8), 579頁。
- (15) 牛島勉「加算税と二重処罰禁止」山田二郎編集代表『租税法講義』民事法研究会, 2005年, 307頁。
- (16) 森山文昭, 前掲注(13), 193頁。
- (17) 碓井光明「重加算税賦課の構造」『税理』22巻12号, 1979年, 2頁。
- (18) 同上論文, 7頁。
- (19) 山田二郎『税法講義(第2版)』信山社, 2001年, 299-300頁。
- (20) 同上書, 300頁。
- (21) 同上書, 300頁。
- (22) 同上書, 300頁。
- (23) 住田裕子「重加算税の賦課要件としての『隠ぺい・仮装』行為(上)」『商事法務』1419号, 1996年, 4頁。
- (24) 同上論文, 4頁。
- (25) 同上論文, 4頁。
- (26) 森山文昭, 前掲注(13), 193頁。
- (27) 住田裕子, 前掲注(23), 4頁。
- (28) 同上論文, 4頁。
- (29) 同上論文, 4頁。
- (30) 清水敬次『税法(第7版)』ミネルヴァ書房, 2007年, 316頁。
- (31) 同上書, 316頁。
- (32) 最高大法廷判昭和33・4・30民集12巻6号, 940-941頁。
- (33) 清水敬次, 前掲注(30), 316-317頁。
- (34) 田中二郎, 前掲注(1), 387頁。

- (35) 同上書, 387頁。
- (36) 同上書, 387頁。
- (37) 同上書, 393頁。
- (38) 同上書, 393頁。
- (39) 森山文昭, 前掲注(13), 195頁。
- (40) 北野弘久『税法学の基本問題』成文堂, 1972年, 398-399頁。
- (41) 北野弘久『税法学原論(第6版)』青林書院, 2007年, 509頁。
- (42) 同上書, 509頁。
- (43) 佐藤英明『脱税と制裁』弘文堂, 2002年, 280-281頁。
- (44) 北野弘久「加算税制度の再検討」『税法学』249号, 20頁。
- (45) 同上論文, 20頁。
- (46) 佐藤英明, 前掲注(43), 280頁。
- (47) 北野弘久, 前掲注(41), 509頁。
- (48) 山下清兵衛「租税法主義と行政処分」山田二郎編集代表『租税法講義』民事法研究会, 2005年, 93-94頁。
- (49) 同上書, 94頁。
- (50) 北野弘久, 前掲注(41), 509頁。
- (51) 同上書, 509-510頁。
- (52) 同上書, 510頁。
- (53) 同上書, 509頁。
- (54) 同上書, 510頁。
- (55) 同上書, 510頁。
- (56) 山下清兵衛, 前掲注(48), 93頁。

3. 重加算税と刑罰の併科と法益等のあり方について

(1) 最高裁判決等を中心にした併科のあり方について

そこで、リーディング・ケース⁽¹⁾と評される最高裁昭和33年4月30日大法廷判決によると、「法人税(中略・引用者)43条の追徴税は、申告納税の実を挙げるために、本来の租税に附加して租税の形式により賦課せられるものであって、これを課することが申告納税を怠ったものに対し制裁的意義を有することは否定し得ないところであるが、詐偽その他不正の行為により法人税を免れた場合に、その違反行為者および法人に科せられる同法48条1項および51条の罰金とは、その性質を異にするものと解すべきである。すなわち、法48条1項の連脱犯に対する刑罰が『作偽その他不正の行為により云々』の文字からも窺われるように、脱税者の不正行為の反社会性ないし反道徳性に着目し、これに対する制裁として科せられるものであるに反し、法43条の追徴税は、原に過少申告・不申告による納税義務違反の事実があれば、同条所定の已むを得ない事由のない限り、その違反の法人に対し課せられるものであり、これによって、過少申告・不申告による納税義務違反の発生を防止し、以って納税の実を挙げんとする趣旨に出

た行政上の措置であると解すべきである。法が追徴税を行政機関の行政手続により租税の形式により課すべきものとしたことは追徴税を課せられるべき納税義務違反者の行為を犯罪とし、これに対する刑罰として、これを課する趣旨でないこと明らかである。』⁹²と判示している。

そこで、松尾浩也名誉教授は、「本件のような追徴税と罰金との併科が、憲法39条に反しない理由を説得的に判示し得ているかには疑問がある。しかし、裁判所の立場で考えれば、①申告納税制度の定着のための追徴税と、悪質な脱税事犯を抑制するための刑罰とはともに必要であること。②憲法39条と同旨の規定を持つアメリカ合衆国で併科が容認されていること、③追徴税と通脱罪との構成要件はかなり差異を持つことなどを理由とすることができよう」⁹³と評されている。その後、最高裁昭和45年9月11日第二小法廷判決は、重加算税について、「所論は、重加算税のほかに刑罰を科することは、憲法39条に違反する旨主張する。

しかし、国税通則法68条に規定する重加算税は、同法65条ないし67条に規定する各種の算税を課すべき納税義務違反が課税要件事実を隠ぺいし、または仮装する方法によって行われた場合に、行政機関の行政手続により違反者に課せられるもので、これによってかかる方法による納税義務違反の発生を防止し、もって徴税の実を挙げようとする趣旨に出た行政上の措置であり、違反者の不正行為の反社会性ないし反道徳性に着目してこれに対する制裁として科せられる刑罰とは趣旨、性質を異にするものと解すべきであって、それゆえ、同一の租税通脱行為について重加算税のほかに刑罰を科しても憲法39条に違反するものでないことは、当裁判所大法廷判決の趣旨とするところである（昭和33年4月30日大法廷判決・民集12巻6号938頁参照。なお、昭和36年7月6日第一小法廷判決・刑集15巻7号1054頁参照。）。そして、現在これを変更すべきものとは認められないから、所論は、探ることができない。』⁹⁴と判示した上で、同最高裁は、「所論は、昭和40年法律33号による改正前の所得税69条に規定されている罰金刑は、甚だ高額であるが、別に重加算税が課せられるとなれば、両者の額を合算すれば、被告人は著しく過大な金額を国家に納付することになるから、前記69条は、刑罰は公正な刑罰であることを要求する憲法31条に違反する旨主張する。

しかし、憲法31条が所論のごとき事項を保障する規定であるかどうかは別にして、前述のごとく、罰金と重加算税とは、その趣旨、性質を異にするものであり、そして、所論改正前の所得税法69条の罰金刑は、同条にその寡額の定めがなく、情状により比較的軽く量定されることもありうるのであるから、同条の罰金刑の規定自体が著しく重いということとはできない。それゆえ、違憲の論旨は、前提を欠き、刑訴法405条の上告理由にあたらぬ。』⁹⁵と判示しているが、結局は、前記の最高裁昭和33年4月30日大法廷判決を前提に、国税通則法68条に規定する重加算税は、「納税義務違反の発生を防止し、もって徴税の実を挙げようとする趣旨に出た行政上の措置であり、違反者の不正行為の反社会性ないし反道徳性に着目してこれに対する制裁として科せられる刑罰とは趣旨、性質を異にするものと解すべき」⁹⁶と判示している。しかし、その根拠となると、極めて「抽象的」なものと評することができる。

換言すると、いかなる理由で、国税通則法68条に規定する重加算税が、「反社会性ないし反道徳性に着目」⁽⁷⁾する「刑罰とは趣旨、性質を異にする」⁽⁸⁾のであろうか。

周知のように、その「反社会性」「反道徳性」の概念は、「抽象的」な「不確定概念」故に、「一義的」な概念でなく「多義的」な概念であることから、いかなる理由で、重加算税が、「反社会性ないし反道徳性に着目」⁽⁹⁾する「刑罰とは趣旨、性質を異にする」⁽¹⁰⁾のであろうか。

したがって、それらの意味を具体的に明確にしないと、重加算税と租税刑罰の併科は、憲法39条の「二重処罰」の問題に帰結することになるが、前記のように、田中二郎博士は、「行政法規においては、その定める義務の不履行ないし義務違反に対して、一定の制裁を科することができるものとすることによって、当該法規の実行性を保障するとともに、義務者に心理上の圧迫を加え、間接的に、義務の履行を確保しようとするのが通例である。

租税法上、かような目的のために科される制裁には、ここでいう制裁税と租税罰の両者がある。ここで制裁税というのは、租税法上の義務の不履行に対し、一種の行政上の制裁（納税義務者に対して課せられる不利益）として、税の形式で課されるものを総称し、これに対し、ここで租税罰というのは、租税法上の義務違反に対して、一般統治に基づいて科される制裁を総称する。これらの両者は、その性質を異にするが、前述のように共通の目的を有する制裁であるから、これらに関する法を一括して租税処罰法と呼ぶこととする。」⁽¹¹⁾と称された上で、その両方の意義及び性格等の観点から、「制裁税というのは、租税法上の義務の不履行に対する一種の行政上の制裁（中略・引用者）として、税の形式で課されるものを総称する。」⁽¹²⁾。そして、「租税罰は、直接には、過去に行われた租税法上の義務違反に対して制裁を科することによって、租税法規の実効性を保障することを目的とし、間接には、納税義務者その他の租税法上の義務者に心理上の圧迫を加え、その義務の履行を確保することを目的とする。」⁽¹³⁾と称されている。

だが、それらの意義と性格等を前提に、「重加算税と租税刑罰の併科」の問題について、前記の最高裁昭和33年4月30日大法廷判を意図されたのか、同博士は、「重加算税は、その制裁的意義は否定できないにしても、脱税者の不正行為の反社会性ないし反道徳性に着目し、これに対する制裁として科する刑事罰と異なり、課されるものであり、それによって過少申告、不申告等による納税義務違反の発生を防止し、もって租税収入の確保を図ろうとする行政上の措置である。従って、重加算税を課することは、納税義務者の行為を犯罪とし、これに対する刑罰として科する趣旨でないから、重加算税と租税刑罰を併科しても憲法（39）に違反しないと解すべきである。」⁽¹⁴⁾と称されている。

しかし、前記のように、同博士は、「重加算税は、その制裁的意義は否定できないにしても、脱税者の不正行為の反社会性ないし反道徳性に着目し、これに対する制裁として科する刑事罰と異なり」⁽¹⁵⁾と称された上で、「重加算税を課することは、納税義務者の行為を犯罪とし、これに対する刑罰として科する趣旨でない」⁽¹⁶⁾と称されても、その「反社会性」「反道徳性」は、前

記のように、「抽象的」故に、「不確定概念」であることから、その意味は、「一義的」ではなく「多義的」な概念である。したがって、その意味が、具体的に明確でない限り、刑事罰の根拠となりえないものとする。

前記のように、それらの問題について、森山文昭弁護士（教授）は、「重加算税においても『隠ぺい・仮装』という行為の反社会性・反道徳性が強いからこそ、他の加算税より高額の特ナルティーが課されるのである。要するに、両者の違いは相対的なものにすぎず、それらが全く異なる性質のものであると断言することができない。』⁽¹⁷⁾と、前記最高裁昭和33年4月30日大法廷判決を批判されている。

だが、その前提として、「反道徳性」等に基づく、刑罰の法益性を検討すべきものとする。

注

- (1) 松尾浩也「罰金と重加算税の併科（課）の合憲性」金子宏・水野忠恒・中里実『租税判例百選（第3版）』「ジュリスト（別冊）」120号，1992年，215頁。
- (2) 最高大法廷判昭和33・4・30民集12巻6号313頁。
- (3) 松尾浩也，前掲注（1），215頁。
- (4) 最高判昭和45・9・11刑集24巻10号1336-1337頁。
- (5) 最高判昭和45・9・11刑集24巻10号1337頁。
- (6) 最高判昭和45・9・11刑集24巻10号1336頁。
- (7) 最高判昭和45・9・11刑集24巻10号1336頁。
- (8) 最高判昭和45・9・11刑集24巻10号1336頁。
- (9) 最高判昭和45・9・11刑集24巻10号1336頁。
- (10) 最高判昭和45・9・11刑集24巻10号1336頁。
- (11) 田中二郎『租税法（第3版）』有斐閣，1990年，387頁。
- (12) 同上書，387-388頁。
- (13) 同上書，393頁。
- (14) 同上書，393頁。
- (15) 同上書，393頁。
- (16) 同上書，393頁。
- (17) 森山文昭『二重処罰』中村芳昭・三木義一『租税法』2007年，195頁。

4. 租税法関係と保護法益論等のあり方について

(1) 租税通脱罪と保護法益について

刑法学者の基調的な所説によると、刑罰は、生命・自由・財産という人の貴重な法益の剥奪を内容とする一つの害悪であるから一步誤ると、国民の基本的人權の不当な制約，自由な生活活動の抑圧という好ましくない事態を招くおそれを絶えず内包しており⁽¹⁸⁾とか、刑罰規定を設けるにあたっては、実質的な処罰の必要と根拠が十分に明白にみとめられることが必要である。

何が保護法益であるかを充分に見定め、これを刑罰規定をもって保護する必要があることが明確にいえるばあいには、はじめて、刑罰法規を設けることが許されるものといわねばならない。ことに、刑罰規定を設けることが基本的人権を制限する結果になるようなばあいには、このことはとくに注意されなければならないのである⁽⁷⁾と称されているように、まず、通脱罪の保護法益のあり方を問うべきことになるが、佐藤英明教授は、「租税通脱罪の保護法益は租税債権という国家の財産権であり、それを偽りその他不正な行為によって侵害する点で、租税通脱罪は詐欺罪と類似の性格を持つ犯罪である」⁽⁸⁾と称された上で、「通脱罪を財産犯の一種と考えるなら、その反倫性は明らかである。このような考察は、直接に通脱罪を自然犯として位置づけることを可能にするからである。そしてさらに、詐欺利得罪との罪質の類似性から考えて通脱罪の処罰に実刑を用いることも、原則的には是認されるものと考えてよいであろう」⁽⁹⁾と称されているが、学説上、それは、結局は、「通脱罪が租税債権という国家の財産権を保護する財産権の一種とみているので、重加算税と通脱罪の処罰をどちらとするかの悪意性とは、国家の租税債権をどれだけ阻害したか、換言すれば脱税額・過少申告額の大小で区分するということになる」⁽⁶⁾と称された上で、それは、「『国庫説』に依拠するものとなって、過少申告額の金額が大きければ悪質として実刑、少額なら重加算税という結論となって、到底賛成できない」⁽⁶⁾と称されるのは、極めて傾聴すべき「租税債権」の保護法益の批判論と評することができる。

特に、佐藤英明教授が、金子宏名誉教授の理論に従って⁽⁷⁾、「租税債権・債務を中心として体系化された租税法」⁽⁸⁾を基に、「租税処罰法の中心的な規定たる通脱罪が端的に租税債権を保護している」⁽⁹⁾観点から、「租税通脱罪の保護法益は租税債権」⁽¹⁰⁾と称されている。

(2) 憲法の「本質」と租税法律関係等について

そこで、基調的な所説によると、「租税法律関係とは、税法において規律されている法律関係をいう。それは、国又は地方公共団体と国民との間の租税に関する権利義務の関係である」⁽¹¹⁾とか、「今日の租税法律主義のもとでは、租税の賦課・徴収は必ず法律の根拠に基づかなければならず、国民は法律の根拠に基づいてのみ納税義務を負担する」⁽¹²⁾。「したがって、今日では、国家と国民との間の租税をめぐる関係は、かつてのように生の権力関係ではなく、法律上の関係ではなく、法律上の関係、すなわち法律関係である。この関係を、通常、租税法律関係（Steuerrechtsverhältnis）と呼ぶ」⁽¹³⁾と称された上で、「租税法律関係の性質については、かねて、それが権力関係（Gewaltverhältnis）であるか、それとも債務関係であるかをめぐって争いがある」⁽¹⁴⁾と称されているが、結局、金子宏名誉教授、「租税法律関係」の「総括」として、「租税法律関係の最も基本的な内容は、国家が納税者に対して、租税と呼ばれる金銭給付を請求する関係、すなわち納税者が国家に対して租税と呼ばれる金銭給付を行う関係であるから、これを基本的・原理的に債務関係として把握することは、十分な理由がある」⁽¹⁵⁾と、「租税法律関係」を納税者に対する片務的な債務関係として捉えられている。

しかし、憲法の「本質」は、「個人の尊厳の保障」であるので、「租税法律関係」を単純に「基本的・原理的に債務関係」⁽⁴⁶⁾として捉えるべきでなく、「個人の尊厳の保障」を前提として、納税者の「債務関係」を展開しないと、結局、それは、片務的な「基本的・原理的に債務関係」⁽⁴⁷⁾を形成することになり、憲法の「本質」である「個人の尊厳の保障」の観点から問題があると考える。

確かに、前記のように同名誉教授は、「租税債務は法的債権 (obligatio ex lege) であって、私法上の債務のように当事者の合意によってその内容が定まるのではない」⁽⁴⁸⁾と称されているが、私見は、その前提として、「租税法律関係」は、憲法の「本質」たる「個人の尊厳の保障」を前提とした上で、「租税債務」を問題にすべきものとする。

したがって、前記の佐藤英明教授の所説のように、単純に「租税通脱罪の保護法益は租税債権」⁽⁴⁹⁾で、「財産犯の一種」⁽⁵⁰⁾と称された上で、「反倫性」⁽⁵¹⁾を問題にし、「通脱罪を自然犯」⁽⁵²⁾として位置づけることができるであろうか、結局、それは、「刑事処罰の範囲の拡大」⁽⁵³⁾に寄与することになる。

また、「倫理性」は、「当然に『社会』のあり方と相関することになるから、個人主義に立脚する現在のわが国の法制度において(憲13条参照)、多様な価値観が許容されることが必要であり、『他人に迷惑をかけない限り』行動する自由が保障されなくてはならず、『他人に対して迷惑のかからない行為』に対して国家が積極的かつ強制的に介入し、一定の価値観とそれに従った行動を国民に対して強要することは慎まなければならない」⁽⁵⁴⁾。また、刑法の機能と目的について、「社会倫理あるいは刑法規範そのものを保護する」⁽⁵⁵⁾することになると、「犯罪の本質・処罰根拠は」⁽⁵⁶⁾、「規範に違反しようとする人間の意思」⁽⁵⁷⁾の問題に帰結することになり、結局は、「『犯罪的意思があれば刑罰であり』ということになって妥当でないことになる」⁽⁵⁸⁾

したがって、前記のように、憲法の「本質」たる「個人の尊厳の保障」を前提にせず、佐藤英明教授が、「租税通脱罪の保護法益は租税債権」⁽⁵⁹⁾で「財産犯の一種」⁽⁶⁰⁾として、「反倫性」⁽⁶¹⁾を問題にされているのは、「刑罰の謙抑性」に反することになる。

注

- (1) 藤木英雄『可罰的違法性の理論』有信堂、1971年、235頁。
- (2) 団藤重光『刑法綱要総論(改定版)』創文社、1979年、49-50頁。
- (3) 佐藤英明『脱税と制裁』弘文堂、2002年、339頁。
- (4) 同上書、339頁。
- (5) 松沢智『租税処罰法』有斐閣、1999年、92頁。
- (6) 同上書、92頁。
- (7) 佐藤英明、前掲注(3)、338頁。

金子宏名誉教授は、「租税法律関係の中心は、国家と納税義務者との間の債権・債務の関係、すなわち債務関係であるが、それは私法上の債・確実かつ迅速に行わなければならないことを反映して、租税債

権者である国家の手に、私法上の債権者には見られない種々の特権が留保されている。その結果として、租税法律関係においては、債権者である国家が優越性をもち、その限りで租税法律関係は不対等な関係として現われる」(金子宏『租税法(第12版)』弘文堂, 2007年, 26頁。)と称されている。

- (8) 佐藤英明, 前掲注(3), 338頁。
- (9) 同上書, 338頁。
- (10) 同上書, 338頁。
- (11) 清永敬次『税法(第7版)』ミネルヴァ書房, 2007年, 60頁。
- (12) 金子宏『租税法(第12版)』弘文堂, 2007年, 21頁。
- (13) 同上書, 21頁。
- (14) 同上書, 21頁。
- (15) 同上書, 23頁。
- (16) 同上書, 23頁。
- (17) 同上書, 23頁。
- (18) 金子宏, 前掲注(12), 26頁。
- (19) 佐藤英明, 前掲注(3), 339頁
- (20) 同上書, 339頁。
- (21) 同上書, 339頁。
- (22) 同上書, 339頁。
- (23) 同上書, 280頁。
- (24) 山口厚『刑法総論』有斐閣, 2001年, 4頁。
- (25) 西田典之『刑法総論』弘文堂, 2006年, 30頁。
- (26) 同上書, 30頁。
- (27) 同上書, 30頁。
- (28) 同上書, 30頁。
- (29) 佐藤英明, 前掲注(3), 339頁。
- (30) 同上書, 339頁。
- (31) 同上書, 339頁。